

# 津島市



## 都市計画マスタープラン

---

暮らしを楽しみ、誇りと愛着を感じ、  
そして選ばれるまち つしま

---

令和3年12月

津島市

# 目次

## 第1章 はじめに

(1)計画策定の背景・目的 .....	1
(2)計画の位置づけ .....	1
(3)計画期間 .....	1
(4)上位関連計画 .....	2
①上位計画 .....	2
②関連計画 .....	3

## 第2章 津島市の概況

(1)自然的環境 .....	10
①市の位置 .....	10
②地勢、地質 .....	10
(2)市の変遷 .....	11
(3)人口・世帯数 .....	11
(4)産業 .....	12
①産業構造 .....	12
②商業 .....	12
③観光 .....	13
④農業 .....	13
(5)土地利用 .....	14
(6)交通 .....	16

## 第3章 現況特性と課題の整理

(1)現況特性と課題の整理 .....	17
(2)将来フレームの設定 .....	19
①人口フレーム .....	19
②産業フレーム .....	20
③将来市街地の考え方 .....	20
④骨格となる緑(都市基幹公園として確保すべき緑地)の目標水準 .....	21

## 第4章 全体構想

(1)都市づくりの目標 .....	22
(2)都市づくりの方針 .....	23
(3)将来都市構造 .....	25
①軸の設定 .....	29
②拠点の設定 .....	30
③ゾーンの設定 .....	32
(4)都市整備の方針 .....	33
①土地利用の方針 .....	33
②交通施設の方針 .....	38
③みどり(公園・緑地等)の方針 .....	43
④河川・下水道の方針 .....	45
⑤その他施設の方針 .....	47
⑥市街地整備の方針 .....	48
⑦都市防災の方針 .....	49
⑧都市景観の方針 .....	51
⑨市街化調整区域の開発方針 .....	52
⑩協働まちづくりの取組方針 .....	55

## 第5章 地域別構想

(1)地域区分 .....	56
(2)まちづくり構想 .....	57
①津島地域 .....	57
②神守地域 .....	67
③神島田地域 .....	76

## 第6章 計画の評価と見直し

(1)計画の評価と見直し .....	84
(2)評価指標 .....	85
①評価指標 .....	85
②参考 .....	86

用語集.....	89
----------	----

参考資料.....	97
-----------	----

# 第1章 はじめに

## (1) 計画策定の背景・目的

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に基づき策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となる計画で、長期的な視点に基づき土地利用や都市施設等の整備方針を示すものとして都市計画の総合的な指針となるものです。

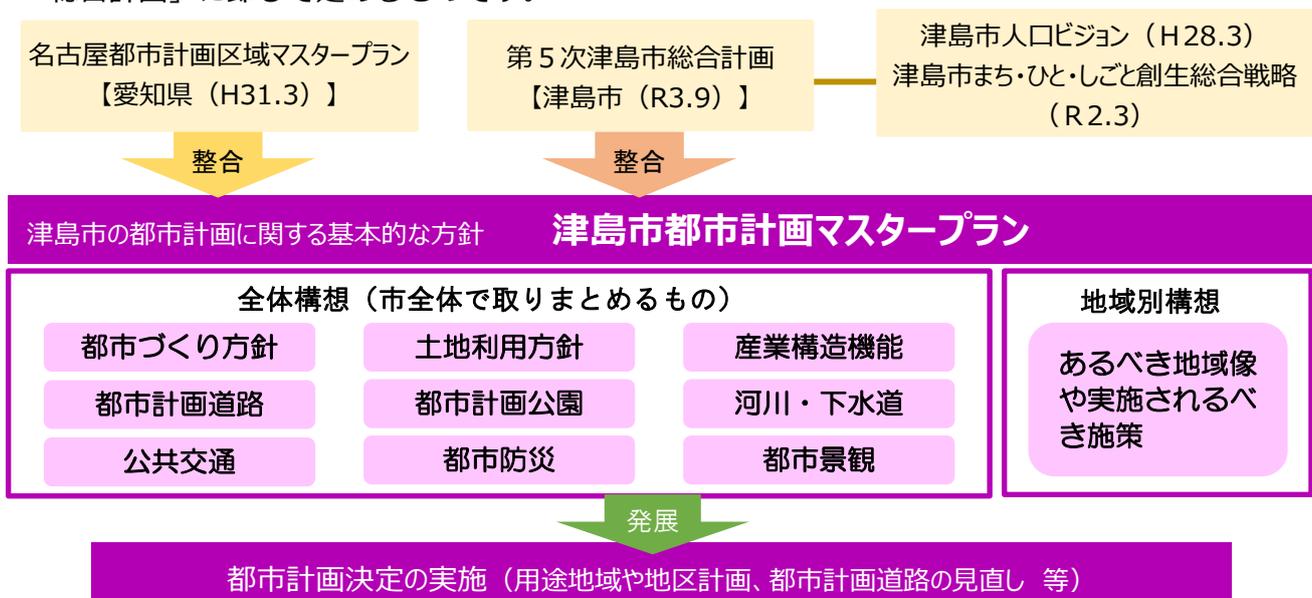
津島市では、平成21年（2009年）10月に計画期間を令和2年（2020年）とする都市計画マスタープランを策定し、まちづくりを推進してきました。

しかし、平成26年（2014年）には人口減少化社会の中にあっても都市の持続的な発展を促すための立地適正化計画制度の創設や、令和2年（2020年）には、まちなかのにぎわい創出や頻発・激甚化する自然災害への対応を目的に都市計画法が改正されるなど、まちづくりの考え方が変わりつつあります。さらに、令和2年（2020年）には国内でも新型コロナウイルス感染症が拡大し、都市のあり方や暮らし方が大きく見直されました。

こうした中でも、まちづくりとして市民の暮らしの質を高め、時代とともに発展するために、令和3年（2021年）から新たにスタートする本市の最上位計画である「第5次津島市総合計画」と併せ、将来目指すべき都市の姿を示す新たな都市計画マスタープランを策定することとしました。

## (2) 計画の位置づけ

津島市都市計画マスタープランは「名古屋都市計画区域マスタープラン」及び「第5次津島市総合計画」に即して定めるものです。



## (3) 計画期間

おおむね20年先となる令和22年（2040年）の都市の姿を展望し、おおむね10年先となる令和12年（2030年）を目標年次とします。

## (4) 上位関連計画

### ① 上位計画

上位計画である「名古屋都市計画区域マスタープラン」「第5次津島市総合計画」の主な内容は以下のとおりです。

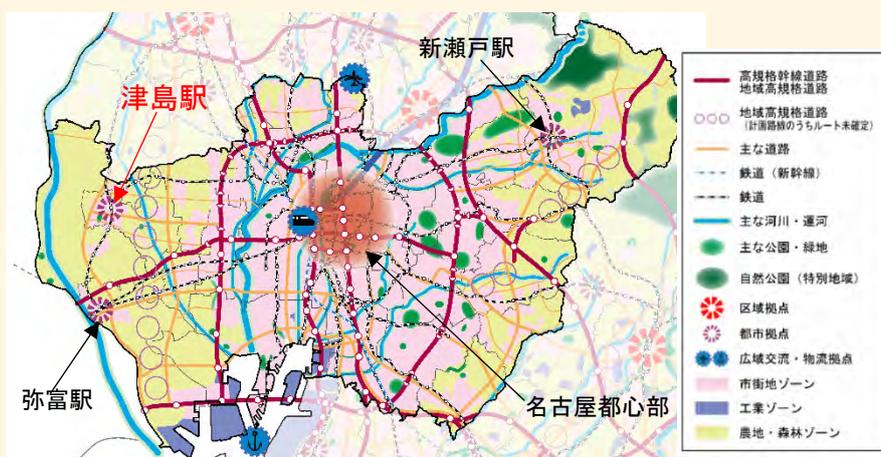
## 名古屋都市計画区域マスタープラン（平成31年（2019年）3月策定）

目標年次：令和12年（2030年）

基本理念：リニア開業によるインパクトを活かし、多様な産業と高次の都市機能が集積した世界へ飛躍する都市づくり

津島市に関わる主な位置づけ：

商業・業務、医療・福祉などの都市機能が集積し、暮らしやすいまちなかを形成する都市拠点として津島駅周辺が位置づけられており、土地の高度利用や有効利用を誘導して商業・業務などの利便を増進するため、土地利用の規制・誘導を促進することとされています。



【将来都市構造図】

## 第5次津島市総合計画（令和3年（2021年）9月策定）

目標年次：令和12年（2030年）

将来都市像：～未来につなぐ～

住んでみたい 住んでよかったまち 津島

人口フレーム：56,600人から 59,500人

都市構造のあり方：

### ① 暮らしやすい都市構造に向けたコンパクトシティの実現

「まちの顔」となる津島駅を拠点として、駅前広場やその周辺市街地に、生活の質を向上させる都市機能とゆとりある日常生活を支え生活利便を高める機能を集積・集約し、都市の中心として活力あるまちなかを形成します。

### ② 交流を創出し発展性がある都市環境の形成

道路、公園等のゆとりのある公共空間や沿道の建物はもちろん、地域で活動・交流するサロン等の空間・居場所づくりを通じ、シビックプライドを育む都市環境、地域の個性や特性を活かした景観の形成を進めます。

### ③ 活気あふれる産業を創出する環境の形成

周辺環境との調和や災害リスクにも対応しながら交通便利性の高い地域への産業立地、広域交流の玄関口となるインターチェンジに接続する幹線道路沿いへの物流施設の集積等を実現できる新たな土地利用を進めます。

### ④ 安全・安心で住み続けたい環境の形成

この地域が乗り越えてきた災害の経験を生かしながら、一人ひとりの災害に対する意識を高め、被害の軽減につなげるとともに、被災後においても速やかに災害復興に移行できるような地域を支える主体と協働で事前対策を進めます。



## ②関連計画

本計画に関連する主な計画の内容は以下のとおりです。

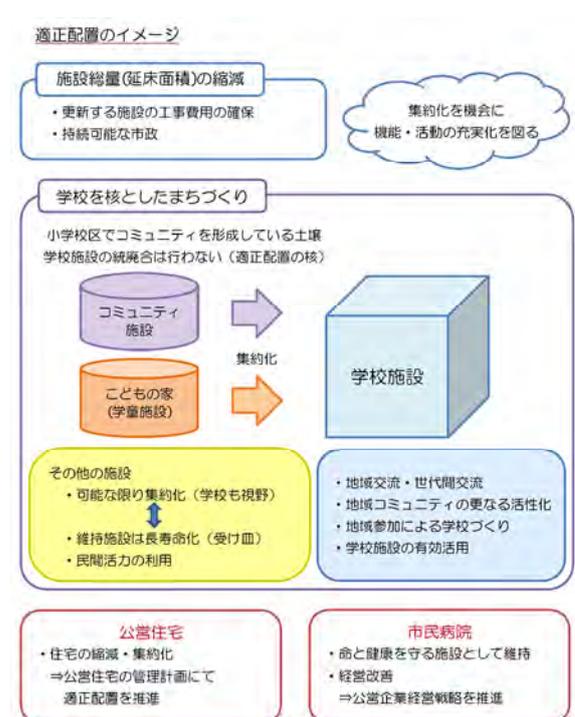
### ア.国の計画

分野	関連計画	計画の概要と計画策定にあたって考慮すべき事項
国土づくり	国土のグランドデザイン 2050 (平成 31 年 3 月)	<p>国土を巡る大きな状況の変化や危機感を共有しつつ、2050 年を見据えた国土づくりの理念や考え方を示すもの</p> <p><b>基本戦略</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国土の細胞としての「小さな拠点」と、高次地方都市連合等の構築</li> <li>○攻めのコンパクト・新産業連合・価値創造の場づくり</li> <li>○スーパー・メガリージョンと新たなリンクの形成</li> <li>○日本海・太平洋 2 面活用型国土と圏域間対流の促進</li> <li>○国の光を観せる観光立国の実現</li> <li>○田舎暮らしの促進による地方への人の流れの創出</li> <li>○子供から高齢者まで生き生きと暮らせるコミュニティの再構築</li> <li>○美しく、災害に強い国土</li> <li>○インフラを賢く使う</li> <li>○民間活力や技術革新を取り込む社会</li> <li>○国土・地域の担い手づくり</li> <li>○戦略的サブシステムの構築も含めたエネルギー制約・環境問題への対応</li> </ul>
防災	国土強靱化基本計画 (平成30年12月)	<p>国土の健康診断に当たる脆弱性評価を踏まえて、強靱な国づくりのためのいわば処方箋を示したものであり、また、本計画以外の国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして策定</p> <p><b>国土強靱化の理念</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 人命の保護が最大限図られること</li> <li>② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること</li> <li>③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化</li> <li>④ 迅速な復旧復興</li> </ol> <p><b>国土強靱化の推進方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅・都市 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進</li> <li>・ 関係機関が連携して津波に強いまちづくりを促進するとともに、都市部における高齢化の進展を見据え、災害時にも高齢者が徒歩で生活し、自立できるようなコンパクトなまちづくり</li> </ul> </li> <li>○交通・物流 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通・物流施設等の浸水対策や停電対策を含めた耐災害性の向上を図るとともに、それらの老朽化対策、周辺構造物等による閉塞対策等及び沿道区域の適切な管理</li> </ul> </li> <li>○土地利用（国土利用） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の災害リスクや産業構造の将来像、歴史・景観など地域固有の資源の在り方等を踏まえた復興ビジョン等について平時から検討</li> <li>・ 過疎化・高齢化等によりコミュニティの機能が著しく低下している集落については、地域の意向を十分踏まえ、集落の移転・再編等、地域としての機能の維持・強化</li> </ul> </li> </ul>

## イ.愛知県の計画

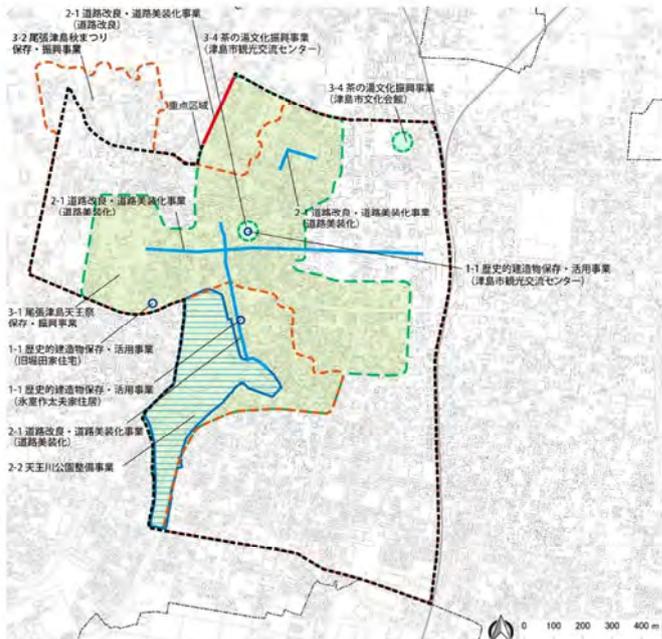
分野	関連計画	計画の概要と計画策定にあたって考慮すべき事項
防災	愛知県地域強靱化計画 (平成28年3月)	<p>今後の愛知県の強靱化に関する施策を国全体の国土強靱化政策との調和を図りながら、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進する指針</p> <p><b>愛知県の強靱化の基本目標</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 県民の生命を最大限守る。</li> <li>② 地域及び社会の重要な機能を維持する。</li> <li>③ 県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。</li> <li>④ 迅速な復旧復興を可能とする。</li> </ol> <p><b>推進すべき施策</b></p> <p>○住宅・都市</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・建築物等の耐震化、火災に強いまちづくり等の推進、都市の防災・災害対策の推進、浸水対策の推進、総合的な治水対策の推進</li> </ul> <p>○交通・物流</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における代替輸送ルート等の検討、リニア中央新幹線の開業、中部国際空港の機能強化、旅行者対策</li> </ul> <p>○産業・経済</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業BCP策定の促進等、臨海部の安全対策</li> </ul> <p>○県土保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な県土保全対策の推進、効果的な施設整備、市町村等への技術的支援、災害対応策の高度化等、南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討</li> </ul>
緑	愛知県広域緑地計画 (平成31年3月)	<p>愛知県の都市計画区域全域の緑化を推進するにあたり、一つの市町村の区域を越えた広域的観点から、県内の緑に対する考え方、骨格や拠点となる緑地に関する目標を定め、緑の施策を実施するとともに、県内の市町村ごとに策定される「緑の基本計画」の指針となることを目的とした計画</p> <p><b>計画の理念</b></p> <p>豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり ～緑の質を高め 多様な機能を活用～</p> <p><b>緑の基本方針</b></p> <p>【いのちを守る緑】 緑の恩恵を享受し、自然と調和し災害にも強い緑の都市づくり</p> <p>【暮らしの質を高める緑】 良好な生活環境とQOL(生活の質)を高める緑の空間づくり</p> <p>【交流を生み出す緑】 多様な主体との連携と地域の特性を活かす緑づくり</p>

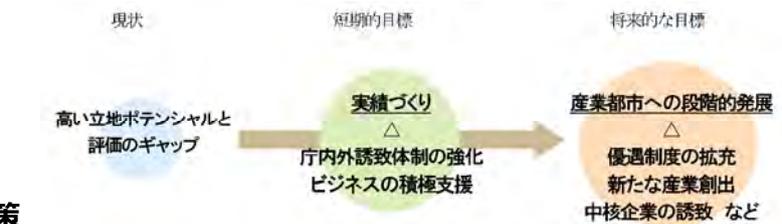
ウ.津島市の計画

分野	関連計画	計画の概要と計画策定にあたって考慮すべき事項
公共施設管理	津島市公共施設等総合管理計画 (平成29年3月)	<p><b>計画期間</b> 平成29年度（2017年度）～令和38年度（2056年度）</p> <p><b>公共施設等の管理に関する基本的な方針</b></p> <p>○計画的な維持・更新</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の公共施設等を長寿命化し、安全性を確保しながら、LCC（ライフサイクルコスト）の低減</li> <li>・限られた財源で必要な更新等を行えるよう費用の平準化について検討</li> </ul> <p>○施設総量・配置の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の統合、複合化や縮小を行い、施設総量の縮減</li> <li>・法令等との整合性を精査した上で、施設の用途変更、地元や民間への譲渡について検討</li> </ul> <p>○公共サービスの効率化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス水準を維持しながら、公共施設等に係る維持管理コストの削減</li> <li>・指定管理者制度やPPP/PFIなど民間のノウハウや資金を積極的に活用するなど、効率化とともに公共サービスの充実に向けた検討</li> </ul>
	津島市公共施設等適正配置計画 (平成30年12月)	<p><b>計画期間</b> 2019年度～2056年度</p> <p><b>適正配置等の考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の集約化を前提に、「学校を核とした適正配置」を進めることを基本的な考え方</li> <li>・学校施設の統廃合は行わず、余裕教室を活用することにより、コミュニティ施設等の集約化を検討し、地域主体の協働によるまちづくりにつなげる</li> <li>・その他の施設は、市の特性である「コンパクトな市域」をふまえ、学校も視野に入れつつ、市全体の中で組合せを検討し集約化</li> </ul>  <p><b>適正配置のイメージ</b></p> <p>施設総量(延床面積)の縮減 ・更新する施設の工事費用の確保 ・持続可能な市政</p> <p>集約化を機会に 機能・活動の充実化を図る</p> <p>学校を核としたまちづくり</p> <p>小学校区でコミュニティを形成している土壌 学校施設の統廃合は行わない(適正配置の核)</p> <p>コミュニティ施設 → 集約化 → 学校施設</p> <p>こどもの家(学童施設) → 集約化 → 学校施設</p> <p>その他の施設 ・可能な限り集約化(学校も視野) ・維持施設は長寿命化(受け皿) ・民間活力の利用</p> <p>公営住宅 ・住宅の縮減・集約化 ⇒公営住宅の管理計画にて適正配置を推進</p> <p>市民病院 ・命と健康を守る施設として維持 ・経営改善 ⇒公営企業経営戦略を推進</p> <p>・地域交流・世代間交流 ・地域コミュニティの更なる活性化 ・地域参加による学校づくり ・学校施設の有効活用</p>

分野	関連計画	計画の概要と計画策定にあたって考慮すべき事項
空家対策	津島市空家等対策計画 (平成29年3月)	<p><b>計画期間</b> 平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）</p> <p><b>空家等対策の基本的な方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>快適な住環境の保全</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空家等の適正な管理を促進するとともに、空家等の発生そのものを抑制することに重点を置き、快適な住環境の保全</li> </ul> </li> <li>○<b>安全で安心なまちづくりの推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空家等の情報を基に、地域住民や関係機関との連携を図りながら、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくりを推進</li> </ul> </li> <li>○<b>空家等を活用した定住の促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空家等の利活用を促進し、本市への定住促進や新たな利用者によるにぎわいの創出など、空家等を地域活性の資源として活用</li> </ul> </li> </ul>
高齢者福祉	津島市地域包括ケアビジョン (平成30年3月)	<p><b>計画期間</b> 2018年度から2025年度</p> <p><b>津島市が目指す姿</b></p> <p><b>みんなが見守り、助け合い、安心して暮らせるまち「つま」</b></p> <p><b>取組の重点項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住み慣れた地域・自宅で受けられる『医療と介護』</li> <li>・誰もが自分の将来に関心を持って取り組む『健康づくりと介護予防』</li> <li>・身体の状態やライフステージに応じた暮らしやすい『住まい』</li> <li>・孤立しない／させない 地域で取り組む『生活支援』</li> <li>・『認知症』：予防～初期集中支援～見守り 段階ごとの支援の充実</li> <li>・市民が主体となり地域全体で考えるための仕組みづくり</li> </ul> <p><b>取組における「地域」の考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>地域の特性に応じた構築</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津島市では、市を北・中・南の3つの地域に分けて、それぞれの地域に地域包括ケアを進める中核機関として、地域包括支援センターを設置</li> <li>・地域間で、医療資源・介護資源・公共交通機関・人口・高齢化率などの差が大きいことを踏まえ、地域の特性に応じて地域包括ケアシステムを構築</li> </ul> </li> <li>○<b>地域包括支援センター担当地域と小学校区</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の見守りなどの生活支援は小学校区を単位に進める</li> </ul> </li> </ul> 

分野	関連計画	計画の概要と計画策定にあたって考慮すべき事項
子育て支援	第2期津島市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年3月)	<p><b>計画期間</b> 令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）</p> <p><b>基本理念</b> <b>安心して子どもを産むことができ、社会全体で子育てを支援し、子どもが健やかに育つまち 津島</b></p> <p><b>施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実</li> <li>・ 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保</li> <li>・ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保</li> <li>・ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携</li> <li>・ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携</li> <li>・ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保</li> </ul>
環境	津島市環境基本計画 (平成28年3月)	<p><b>計画期間</b> 平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）</p> <p><b>基本理念</b> <b>津島の自然や歴史・文化を礎に、ともに作り、未来へつなぐ</b></p> <p><b>基本目標・基本方針</b></p> <p>○基本目標1 人と生きものが共生するまち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本方針(1) 身近な水と緑の保全</li> <li>・ 基本方針(2) 身近な水と緑の創出</li> <li>・ 基本方針(3) 生物多様性の保全</li> </ul> <p>○基本目標2 モノを大切に作る心が根付いたまち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本方針(1) 3Rの推進</li> <li>・ 基本方針(2) 適正なごみ処理体制の構築</li> </ul> <p>○基本目標3 エネルギーを賢く大切に使うまち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本方針(1) 省エネルギー行動の推進</li> <li>・ 基本方針(2) 再生可能エネルギーの利用促進</li> </ul> <p>○基本目標4 津島らしさが感じられるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本方針(1) 地域の防災・減災対策の推進</li> <li>・ 基本方針(2) 魅力ある生活環境の創造</li> <li>・ 基本方針(3) 歴史・文化の継承と活用</li> </ul> <p>○基本目標5 持続可能で快適なまちの実現に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本方針(1) 環境教育・環境学習の推進</li> <li>・ 基本方針(2) 協働による環境保全活動の推進</li> </ul>

分野	関連計画	計画の概要と計画策定にあたって考慮すべき事項
歴史・景観	津島市歴史的風致維持向上計画 (令和2年3月)	<p><b>計画期間</b> 令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）</p> <p><b>歴史的風致の維持及び向上に関する方針</b></p> <p>○歴史的建造物の保存・活用に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定等文化財の建造物の所有者や管理者等に対する適切に保存・活用が行われるよう指導・助言等</li> <li>指定等文化財以外の建造物は、文化財の指定又は登録有形文化財への登録を検討</li> </ul> <p>○歴史的建造物の周辺環境の保全に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的風致は、法などの活用、条例によるまちづくりのルール化や関連する事業の実施等の策定により維持向上</li> <li>良好な景観形成のため、屋外広告物の規制の継続、景観計画の策定</li> <li>景観事業の一環として、道路の美化等を推進</li> <li>まちづくり団体と協力し、使える空き家は所有者と使用者を円滑に結び付けるマッチングシステムにより利活用を促進</li> <li>公園整備事業等の自然環境の保全も図りつつ、歴史的風致の維持向上</li> </ul> <p>○伝統文化を反映した活動の支援・継承に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民等が本市の伝統文化を反映した活動を披露する場を継続して提供していくほか、市民活動団体等が主体となった取組が継続していけるよう適切な支援</li> <li>市民活動団体等と協働・連携して行い、地域の歴史文化を反映した活動に関わる人々の支援を行うことにより、継承と将来の担い手の育成</li> </ul> <p><b>重点区域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的な建造物とその周辺の環境を含め、それらと関わりの深い人々の活動の維持や保存、発展や継承していくための施策に取組み、本市全域の歴史的・文化的魅力の向上を目指す</li> </ul> 

分野	関連計画	計画の概要と計画策定にあたって考慮すべき事項
産業	津島市企業誘致基本計画 (平成28年3月)	<p><b>基本方針</b></p> <p>○誘致戦略の段階的な目標設定</p>  <p><b>展開施策</b></p> <p>○工場立地に向けた規制緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・34-12号条例指定区域の拡大</li> <li>・工場立地法の緑地緩和（緑地面積率の緩和）</li> <li>・土地利用の見直し（農業振興地域整備の見直し）</li> </ul> <p>○設備投資に向けた優遇制度の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備投資促進奨励金の創設</li> <li>・企業再投資促進補助金の創設</li> <li>・防災関連設備助成金の創設</li> <li>・付帯工事補助金の創設</li> <li>・高度先端産業奨励金の創設</li> </ul> <p>○雇用機会増大・市内定住に向けた支援制度の整備、人材の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用促進奨励金等の創設</li> <li>・U・J・Iターン雇用の定着</li> <li>・若手技能者の育成・支援</li> <li>・社宅等整備補助金の創設</li> <li>・インターンシップの促進</li> <li>・プロフェッショナル人材の獲得</li> </ul> <p>○誘致体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内体制の強化</li> <li>・金融機関等との連携</li> </ul> <p>○開発及び販路獲得の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新商品・技術開発支援体制の強化</li> <li>・販路開拓支援</li> </ul> <p>○中核的企業の誘致</p>
防災	津島市国土強靱化地域計画 (令和3年3月)	<p><b>計画期間</b></p> <p>令和3年度（2021年度）から概ね5年毎に見直し</p> <p><b>津島市の強靱化の基本目標</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民の生命を最大限守る。</li> <li>2 地域及び社会の重要な機能を維持する。</li> <li>3 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。</li> <li>4 迅速な復旧復興を可能とする。</li> </ol> <p><b>推進すべき施策（交通・都市基盤・水環境）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進</li> <li>・適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進</li> <li>・総合的な浸水対策の推進</li> <li>・道路ネットワークの整備</li> <li>・避難場所・避難路の確保・整備等</li> <li>・道路の災害対策</li> <li>・火災に強いまちづくり等の推進</li> <li>・道路啓開の円滑化の推進</li> <li>・輸送ルートの確保対策の実施</li> <li>・危険な空き家の除却等への支援、</li> <li>・水道施設の老朽化対策等の推進</li> <li>・事前復興、復興方針・体制づくりの推進</li> </ul>

## 第2章 津島市の概況

### (1) 自然的環境

#### ①市の位置

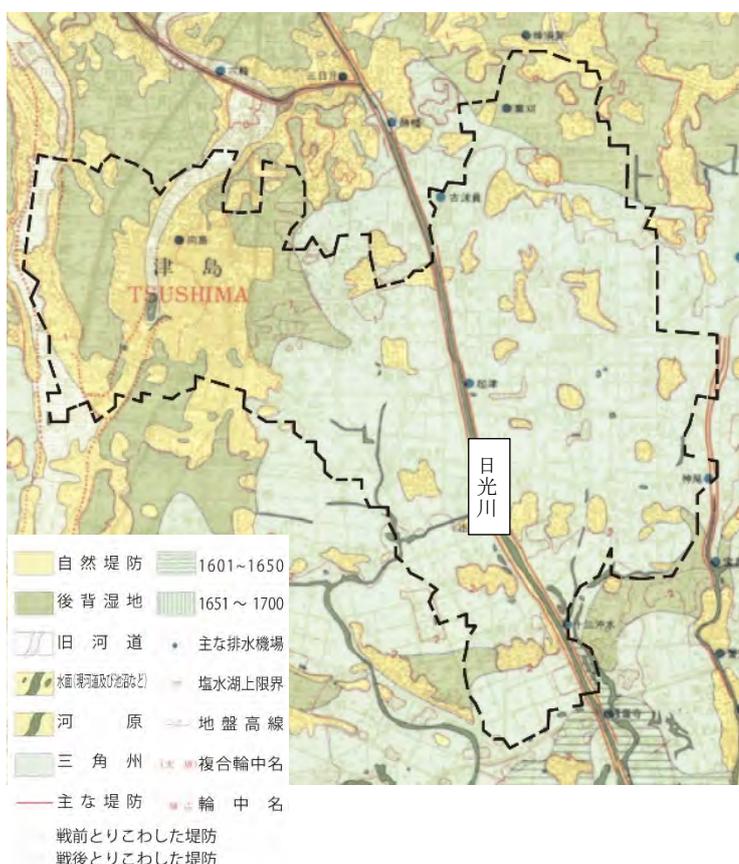
- 本市は、愛知県の西部、名古屋市の西方約16キロメートルに位置しています。
- 市域の西半分を愛西市、東半分の大部分をあま市と接しているほか、本市南部では海部郡蟹江町と接しています。
- 本市の大きさは東西7.30キロメートル、南北7.35キロメートル、面積は25.09平方キロメートルとなっています。



【愛知県内における津島市の位置】

#### ②地勢、地質

- 地質は木曾川、長良川、揖斐川の三川によって堆積された沖積層からなる濃尾平野と呼ばれる平地で、地形は市域の西側が川からあふれ出た水に含まれていた土砂が川岸に積み重なってできた自然堤防とその背後にできる湿地帯が中心であるのに対して、東側は三角州が広がるなかに自然堤防が点在しています。
- 標高は市域のほとんどが起伏の少ない海拔ゼロメートル以下の低地となっています。

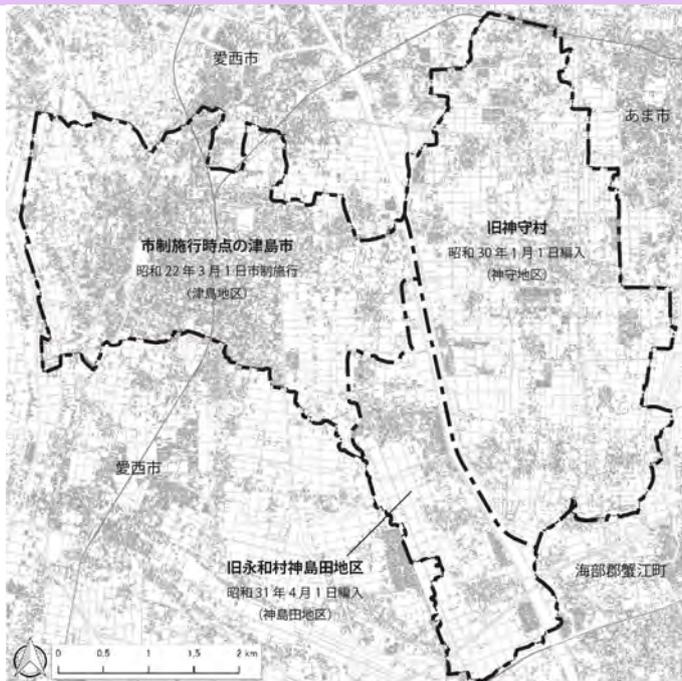


(資料:濃尾平野河川地形図(建設省中部地方建設局木曾川上流工事事務所、昭和51年を加工))

【津島市の地形】

## (2) 市の変遷

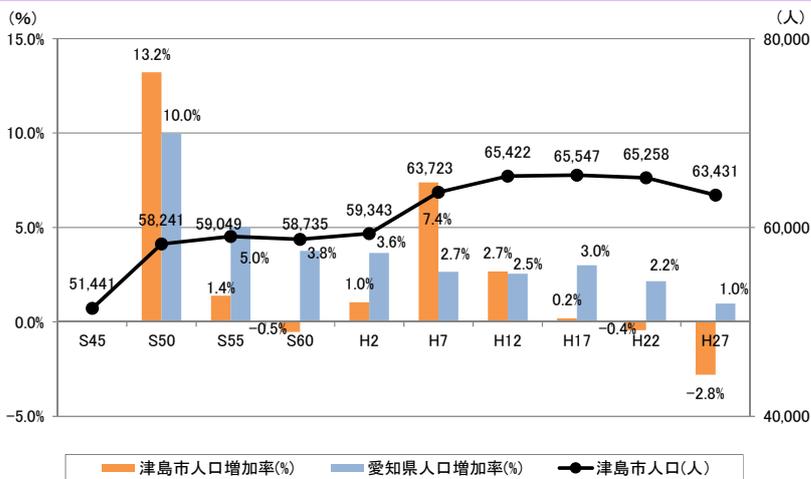
- 本市は中世以降、天王川の湊町として栄え、江戸時代以降も湊の機能は低下したものの、津島神社への参拝客や旅人、商人のための津島から桑名までの渡船は継続したため、引き続き栄えました。
- 明治4年(1871年)に津島村が置かれ、明治22年(1889年)に町村制施行により、津島町となりました。その後、昭和22年(1947年)には市制として津島市となり、さらに、昭和30年(1955年)に旧神守村、昭和31年(1956年)に旧永和村の一部(神島田地区)が編入され、現在の市域となりました。



【市制施行以降の市域の変遷】

## (3) 人口・世帯数

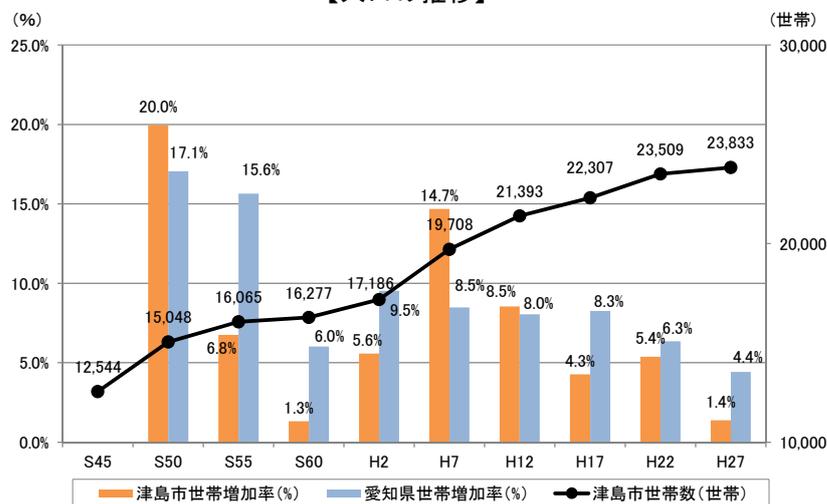
- 本市の人口は、平成27年(2015年)国勢調査によると63,431人です。平成12年(2000年)以降は横ばいに推移していましたが、平成22年(2010年)以降は減少に転じています。



(資料:国勢調査)

### 【人口の推移】

- 本市の世帯数は、平成27年(2015年)国勢調査によると23,833世帯です。昭和45年(1970年)以降、増加傾向が続いていますが、増加率は低下の傾向にあります。



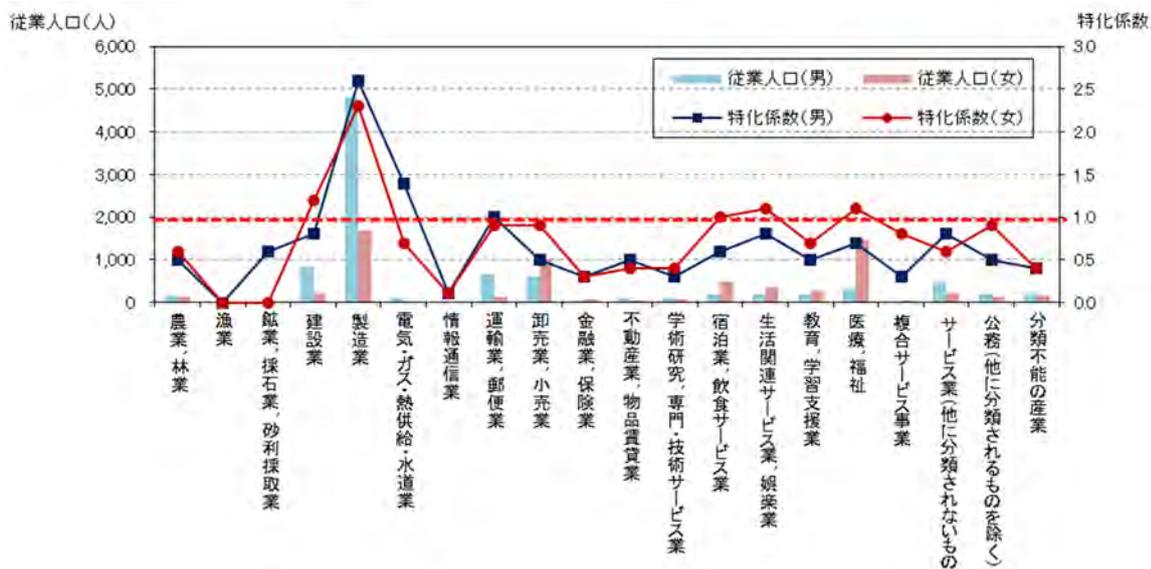
(資料:国勢調査)

### 【世帯数の推移】

## (4) 産業

### ①産業構造

- 平成27年（2015年）国勢調査により本市の産業構造を全国と比較してみると、男女とも製造業従事者の割合が非常に多く、製造業に特化した就業構造であることがわかります。



注) 特化係数:本市における各産業大分類別構成比の全国比で、特化係数が1以上であれば、その産業の就業人口又は従業員構成比が全国平均より高いことを示します。

$X$ 産業の特化係数 = 本市の $X$ 産業の就業(従業員)人口比率 / 全国の $X$ 産業の就業(従業員)人口比率

(資料: 国勢調査)

#### 【従業員人口と特化係数】

### ②商業

- 本市の小売吸引力は1.00で、蟹江町1.01と並んで周辺都市の中では高い値となっており、一定の吸引力があるものとみられます。

#### 【小売吸引力の周辺都市比較】

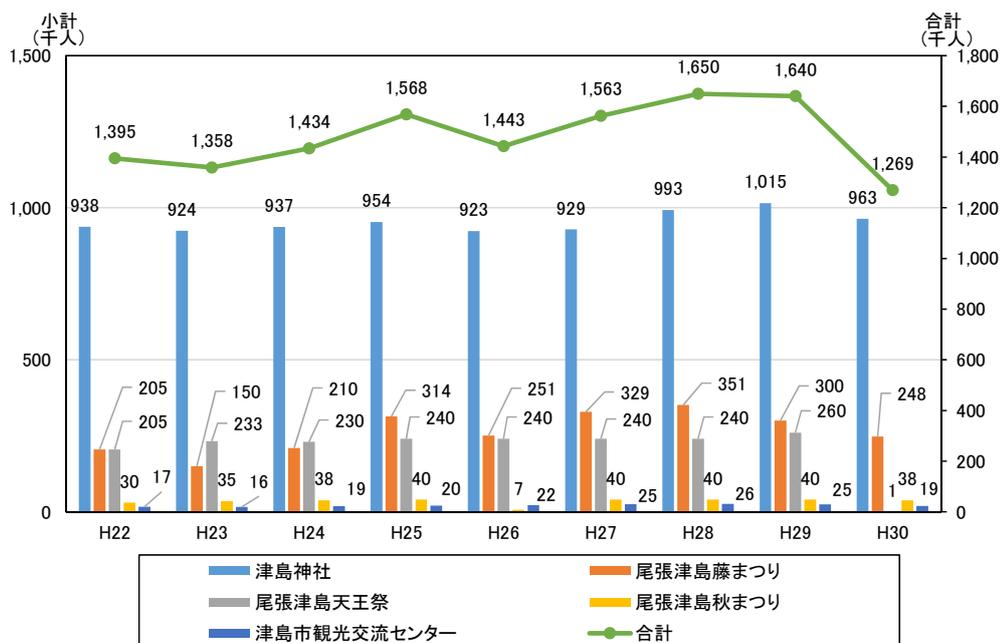
	小売年間商品販売額 (百万円)	人口 (人)	1人あたり販売額 (万円/人)	小売吸引力指数
津島市	71,886	63,431	113.33	1.00
あま市	39,777	86,898	45.77	0.40
愛西市	37,165	63,088	58.91	0.52
弥富市	46,359	43,269	107.14	0.95
大治町	21,284	30,990	68.68	0.61
蟹江町	42,621	37,085	114.93	1.01
名古屋市	3,475,606	2,295,638	151.40	1.34
愛知県	8,474,380	7,483,128	113.25	1.00

注) 小売吸引力指数:各市の人口1人あたりの小売販売額を県の1人あたりの小売販売額で除したものを、地域が買物客を引き付ける力を表す指標。指数が1.00以上の場合は、買物客を外部から引き付け、1.00未満の場合は、外部に流出しているとみることができる。

(資料: 小売年間商品販売額は H28 経済センサス、人口は H27 国勢調査)

### ③観光

- 本市は津島神社の門前町として、また湊町として繁栄した歴史があり、国指定の重要文化財である津島神社本殿をはじめ市内には有形・無形の歴史文化資源が点在し、古いまち並みなどととも貴重な観光資源となっています。津島神社の参拝者は年間約100万人前後で推移しています。
- 津島神社や天王川公園などで行われる春の「尾張津島藤まつり」、夏の「尾張津島天王祭」、秋の「尾張津島秋まつり」、冬の「開扉(かいひ)祭(さい)」など四季折々のまつりが開催され、期間中は多くの観光客でにぎわいます。



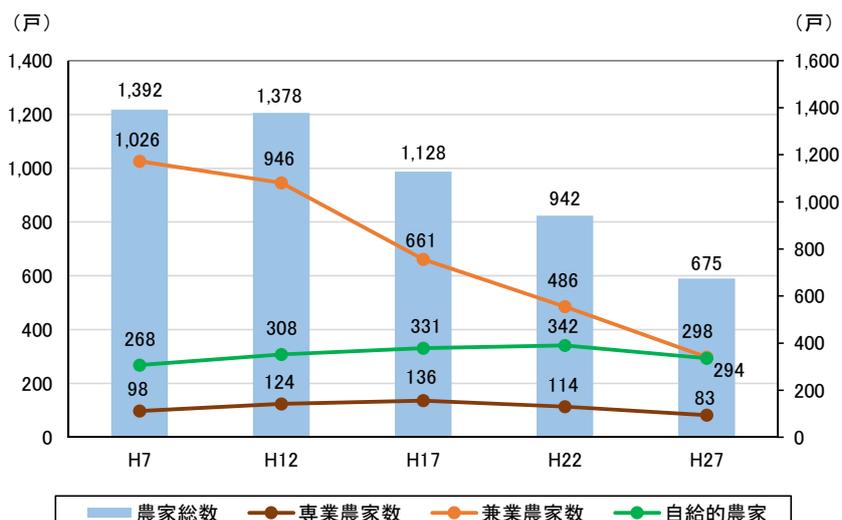
注) H30は、「尾張津島天王祭」が中止となったため利用者は減少している。

(資料: 「観光レクリエーション利用者統計」愛知県)

#### 【主要観光レクリエーション利用者数の推移】

### ④農業

- 平成7年(1995年)から平成27年(2015年)にかけて、農家数は減少を続けており、特に兼業農家数は大きく減少し約1/3となっています。



注) 右目盛: 農家総数、左目盛: 専業農家、兼業農家、自給的農家

(資料: 農林業センサス)

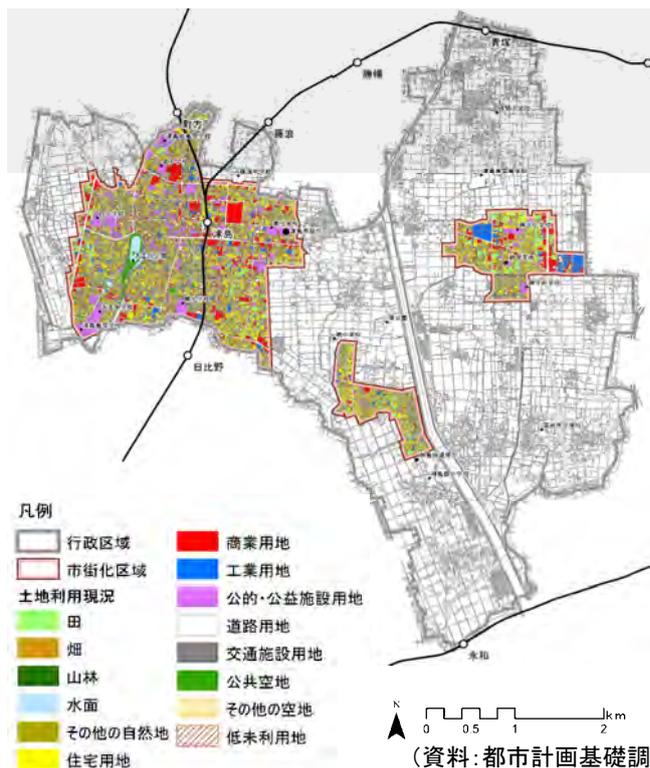
#### 【農家数、経営耕地面積の推移】

## (5) 土地利用

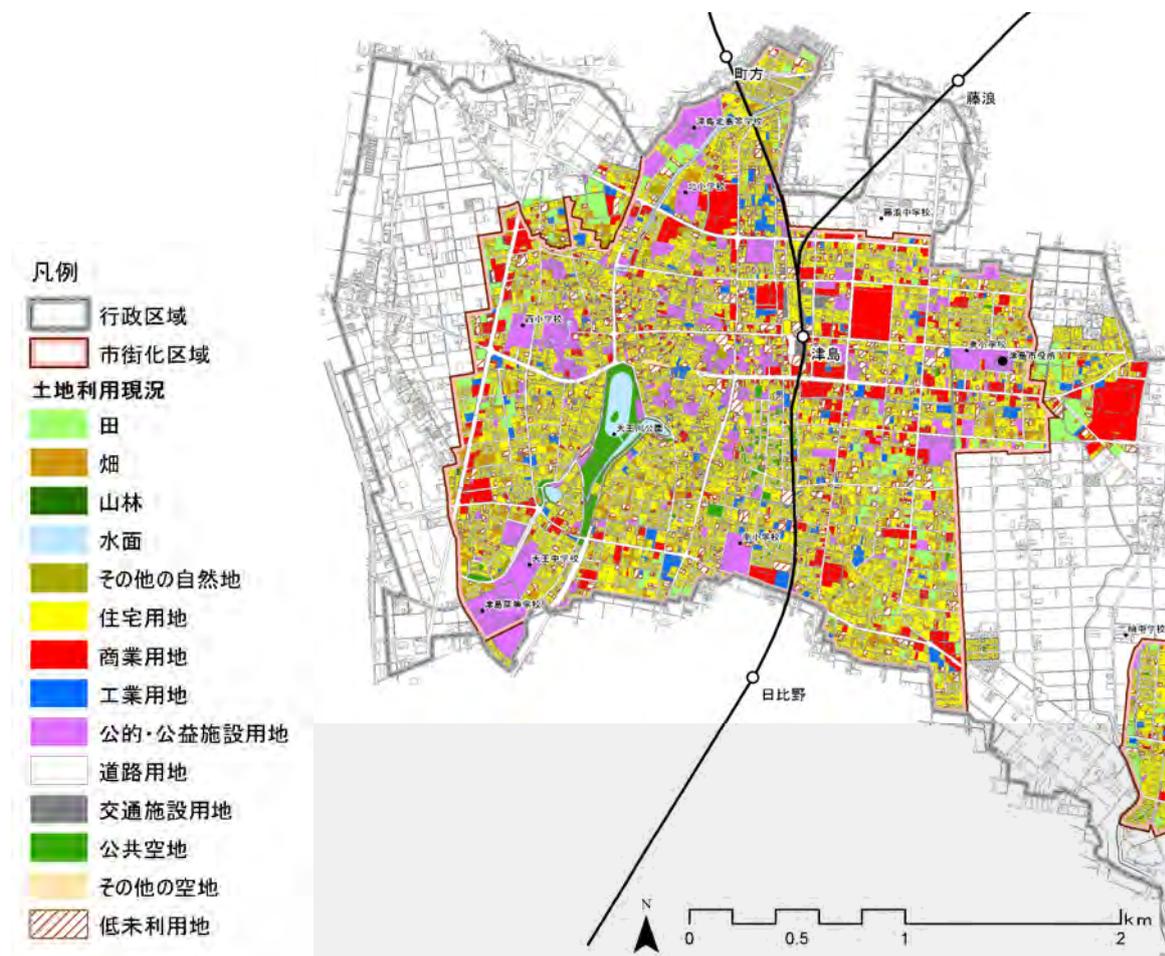
●津島駅周辺の旧市街地地区では、住宅用地がほぼ半数を占めるほか、駅東側においては業務や物販・飲食店などの商業用地、駅西側においては津島神社をはじめとする社寺が多く立地していることから、公的・公益施設用地としての土地利用が多くみられます。

また、神島田地区や神守地区では、住宅用地のほか農地となる田畑としての土地利用が過半を占めるほか、神守地区の一部では、工場などが集積していることから工業用地としての土地利用も一定範囲にまとまっています。

●本市の市街化調整区域には農用地区域が指定され、まとまった農地が分布しています。



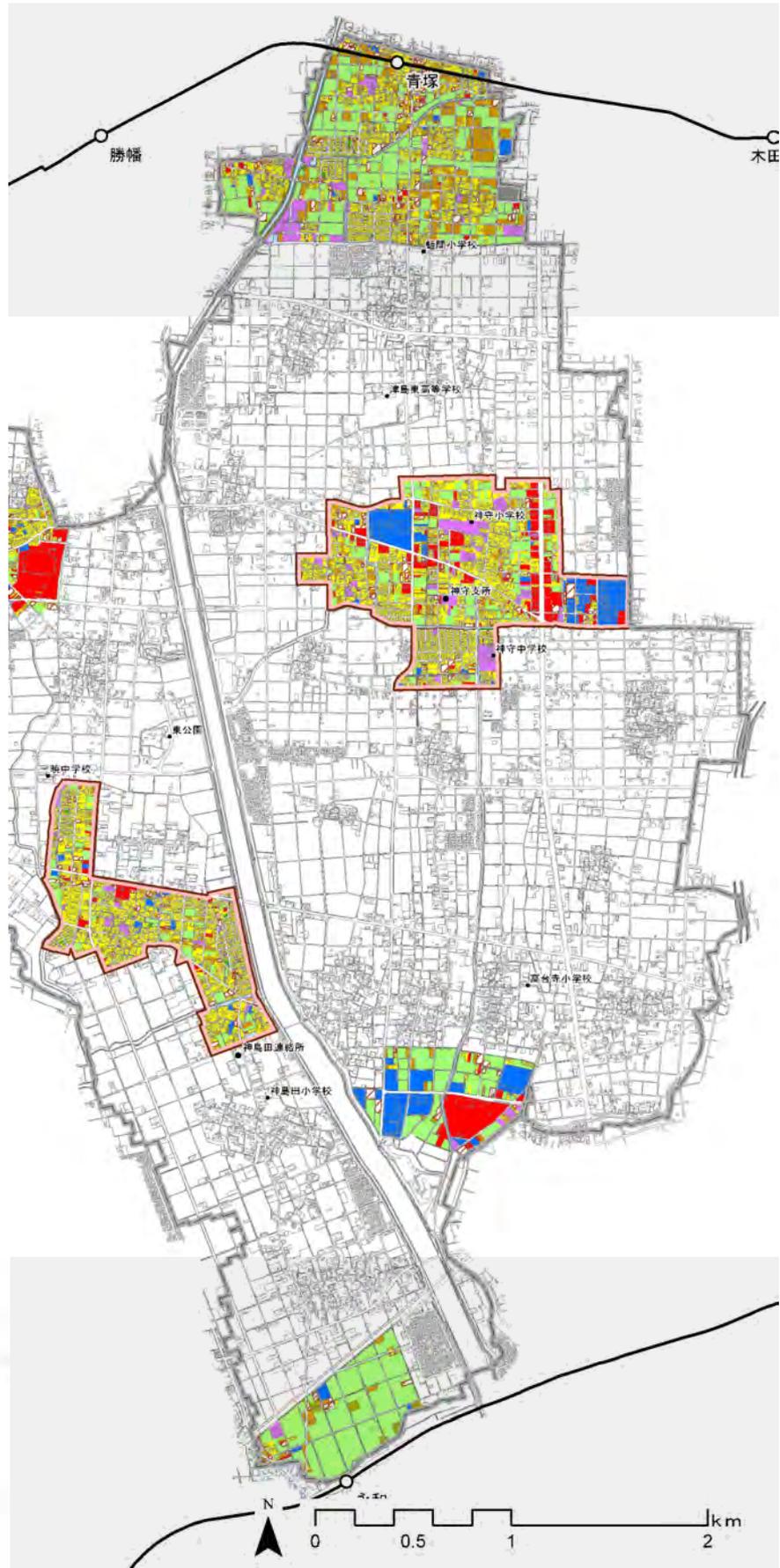
【土地利用現況(平成30年(2018年))】



注) 市街化調整区域は、都市計画基礎調査で調査が実施された地区のみ表示

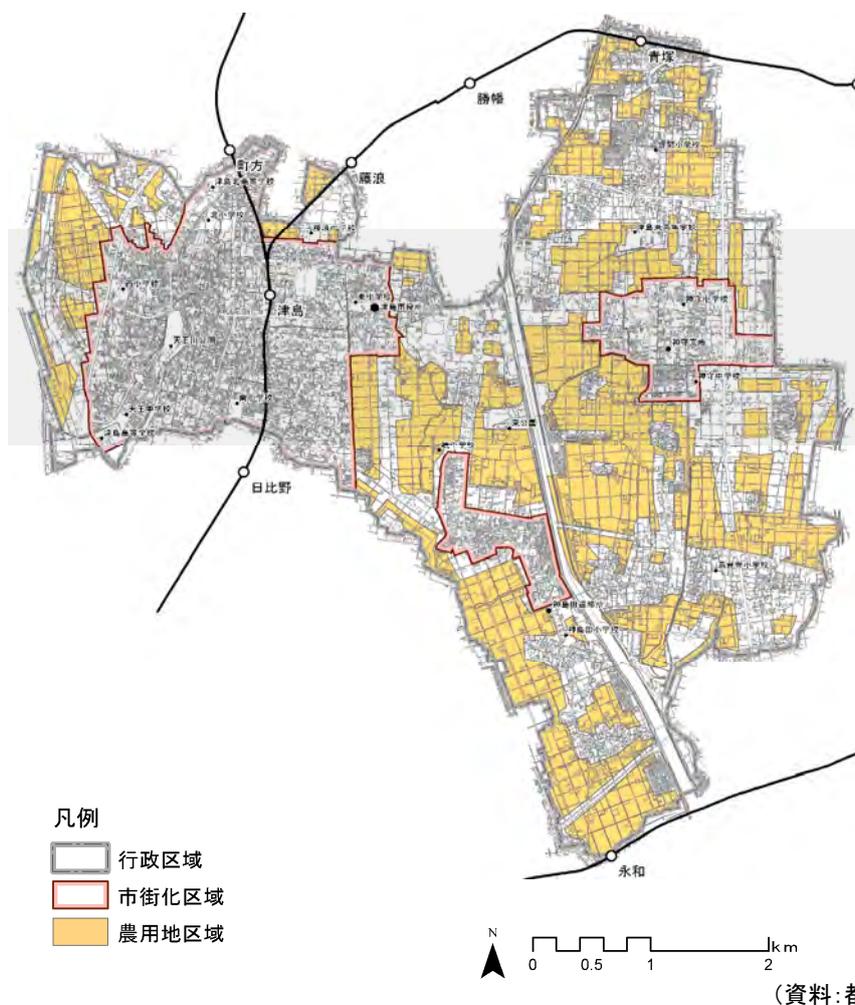
(資料:都市計画基礎調査)

【津島地域の土地利用現況(平成30年(2018年))】



注) 市街化調整区域は、都市計画基礎調査で調査が実施された地区のみ表示 (資料: 都市計画基礎調査)

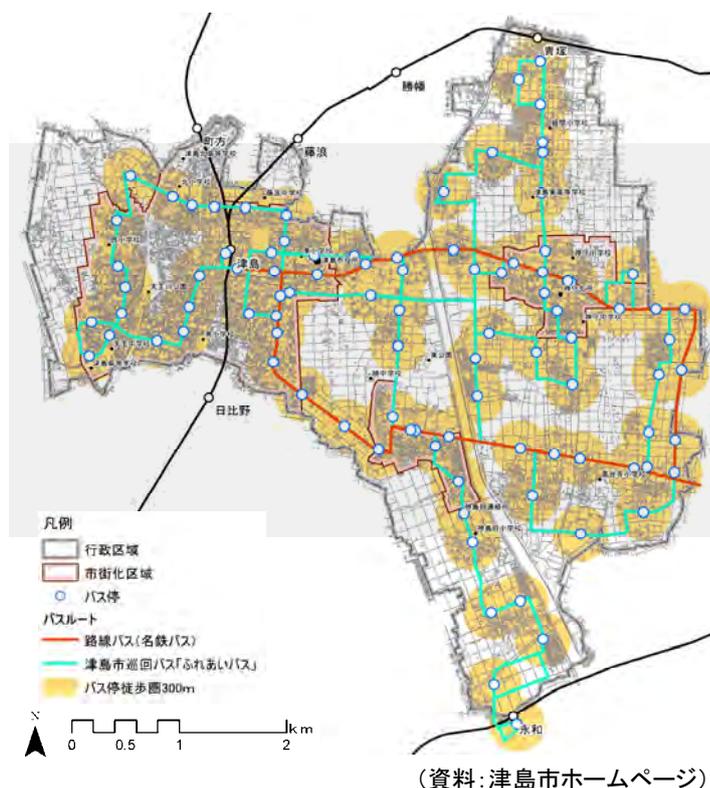
【神守地域・神島田地域の土地利用現況(平成30年(2018年))】



【農用地区域等の法指定状況】

(6) 交通

- 本市には津島線及び尾西線が通り、津島駅と青塚駅の2駅が設置されています。また、市域の最南部には、隣接の愛西市側にJR関西線の永和駅が設置されています。
- 名鉄バスが運営する路線バスでは、津島駅と名古屋市方面を結ぶ2路線が運行しています。そのほか、市が運営する巡回バス「ふれあいバス」が、市民生活の移動手段として地域の拠点を結ぶよう運行しています。



【鉄道及びバス路線】

# 第3章 現況特性と課題の整理

## (1) 現況特性と課題の整理

本市の現状や上位・関連計画、市民アンケート結果を踏まえ、都市づくりの課題を整理します。

### 津島市の主な現状

#### ①人口・世帯数

- 人口は平成12年以降横ばい傾向が続いていたが、平成22年以降は減少に転じている。
- 少子高齢化が進行しており、特に高齢者人口の増加が顕著となっている。
- 男女とも進学、就職、結婚などによる若い世代の転出が続いており、特に若い女性の転出が顕著となっている。

#### ②産業

- 製造業従事者の割合が全国と比べて突出している。
- 市民一人当たりの小売販売額が県平均と同水準であり、市民の買い物は市内で行われている状況が伺える。
- 観光資源の中心は津島神社で、毎年100万人前後の参拝者が訪れ、神社などで行われる季節のまつりも観光客で賑わっている。
- 農業については農家数が減少傾向にあるものの、本市の市街化調整区域にはまとまった農地が広がっている。

#### ③土地利用

- 東部の河川流域、市街化調整区域にはまとまった農地が保全されている。
- 医療、商業、福祉、子育てといった日常生活に密接に関連する都市機能は、市街化区域全体に広く分布している。
- 津島駅周辺に商業用地が多くみられるものの、津島駅西側では商業系の土地利用が図られている地区は少ない。
- 都市的低未利用地が市街化区域全域に分布し、特に津島駅周辺の市街地に小規模な低未利用地が多く分布している。

#### ④都市施設

- 都市基幹公園として天王川公園、東公園、住区基幹公園は近隣公園1箇所、街区公園7箇所が整備されている。
- 市街化区域を中心に公共下水道の整備が進んでいる。
- 都市計画道路の幹線道路は、南北方向の整備は比較的に進んでいるが、東西方向及び津島駅周辺市街地の骨格となる道路で未整備区間がある。

#### ⑤市街地整備

- 市街化区域人口密度は58.8人/haで、県内の市町村では中位の人口密度となっている。
- DID地区は当初、津島駅周辺、特に駅西側の古くからの市街地を中心に形成している。
- 市街化調整区域に総人口の約4割が居住している。

#### ⑥交通

- 鉄道は名古屋鉄道が2路線整備され、津島駅と青塚駅の2駅が設置されている。
- バスは、市内のほぼ全域をカバーするように、運行されている。
- 市街地内を通過する名古屋津島線、一宮弥富線などの路線は混雑度が大きくなっている。

#### ⑦防災

- 本市は木曾三川下流域の海拔ゼロメートル地帯にある。
- 南海トラフ巨大地震の想定では市域の約8割が津波により浸水すると想定され、液状化に対しても非常に危険度が高いとされている。
- 木曾川、日光川の氾濫想定でも、広いエリアで浸水が想定されている。
- 旧市街地では、古い建物が密集しており、狭い道路も多くみられる。

#### ⑧財政

- 財政力指数は近年やや改善の方向にあるものの、平成22年度以降一貫して0.8以下の水準となっている。

### 上位・関連計画

#### 国の計画

- ・国土の  
グランドデザイン 2050
- ・国土強靱化基本計画

#### 県の計画

- ・都市計画  
区域マスタープラン
- ・愛知県地域強靱化計画
- ・愛知県広域緑地計画

#### 市の計画

- ・第5次津島市総合計画
- ・人口ビジョン
- ・まち・ひと・しごと  
創生総合戦略
- ・公共施設等  
総合管理計画
- ・公共施設等  
適正配置計画
- ・空家等対策計画
- ・地域包括ケアビジョン
- ・子ども・子育て  
支援事業計画
- ・環境基本計画
- ・歴史的風致  
維持向上計画
- ・企業誘致基本計画
- ・緑の基本計画
- ・国土強靱化地域計画

市民アンケート

人口減少社会への対応

- 高齢者や若者世代のニーズへの対応や空家・耕作放棄地への対応に関わる回答が多い傾向

定住意向

- 若い世代で移転したいと考える割合が高い傾向

リニア中央新幹線開通に向けた取組

- 企業誘致や観光交流の促進にかかわる回答が多い傾向

まちづくりへの市民参加

- 「興味があるものについては参加したい」に対する回答が約4割と最も高い

津島駅の周辺整備に必要な事項

- 「駐車場の整備」「市の顔となる駅前空間の整備」に対する回答が多い傾向

津島駅周辺に立地してほしい機能

- 「飲食店」「商業施設」に対する回答が多い傾向

施策への満足度・重要度

- 重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い施策は、産業:「多様で安定した雇用機会の提供」施設整備・交通:「公共交通の利便性向上など」「安全な道路交通環境」「幹線道路の整備」「総合的な交通ネットワークの形成」市街地形成:「魅力あるまちの形成」「良好な居住環境の実現」「土地の有効活用と環境整備」防災:「災害に強いまちの形成」

視点

暮らしやすさ

人口減少や高齢化が進行する中においても暮らしやすさを確保

まちのにぎわい・誇り

本市特有の資源を活用し、まちの中心がにぎわい、誇りが持てる都市への再生

都市の活力

本市で行われる経済活動によって都市の活力を創出

安全・安心

災害のリスクが低減され、安全・安心な都市を形成

都市づくりの課題

●:特に重要な課題

- 平坦な地形や名古屋駅からの近接性などの地理条件を活かし、多様な世代が暮らしやすい集約型都市構造への転換
- 市外への若年子育て層の転出を重点的に抑制するため、本市独自の地域コミュニティを基本とした特色ある子育て環境の充実
- 交通利便性が高い駅周辺に、新たな定住を可能とする住宅供給に繋がる土地利用の推進
- 高齢者をはじめとする多様な世代が交流でき、また住み続けられる空間の創出
- 東部の河川流域やまとまった農地をはじめとする自然環境の保全
- 適切な土地利用が図れるよう用途地域の見直し
- 都市の骨格となる東西方向の主軸となる都市計画道路の整備推進
- 公共水域や居住環境の改善に向け、公共下水道の整備推進
- 長期未着手となる都市公園を必要に応じて配置を見直すとともに、現有する公園については、民間の投資を活用し多様化するニーズに対応するため、公園での緑化や物販施設等の設置などに向けた整備の推進
- 市民参画や民間活力を活用した都市づくりの推進
- 多くの方々が居住する市街化調整区域において地域コミュニティ維持等に向けた土地利用の形成
- 鉄道駅を活かした誰もが容易に移動できる公共交通網の構築
- 徒歩や自転車で暮らせる安全な道路交通環境の確保
- 公共施設の適正な配置及び効率的な維持・修繕によるコスト削減
- 津島神社や古いまち並みをはじめとする観光資源を活かした観光交流の促進
- 交通結節点がある津島駅周辺に商業、業務、医療などの機能が集積できるよう土地の高度利用の推進
- 市街化区域に広く分布する空家や空地などの都市的未利用地の有効活用
- 歴史的風致の維持向上を含めた、魅力ある市街地の形成
- 本市の活力を生む製造業をはじめとした多様な産業の集積
- 広域幹線道路等の道路ネットワークを活かした拠点の形成
- 市内で買い物されている状況を今後も維持・推進する商業の振興
- 名古屋近郊に位置する農地の立地特性を活かした農業の振興
- 広域的な交流の促進と産業の活性化に向けた道路交通ネットワークの形成
- 新たな企業誘致や交流人口の拡大による財政力の強化
- 民間活力の導入による財政負担の軽減
- 古くからの市街地における防災性の強化
- 災害の危険性がある地域における防災・減災対策
- 災害時における避難や物資輸送のための道路網の構築
- 被災後、速やかな復旧や復興が可能となるよう震災を見据えた事前準備の取組

## (2) 将来フレームの設定

将来フレームとは、都市づくりの方針を定める最も基礎的な数値目標となるもので、将来の目標とする都市の姿として、人口と産業の規模（フレーム）を値で示すものです。

### ①人口フレーム

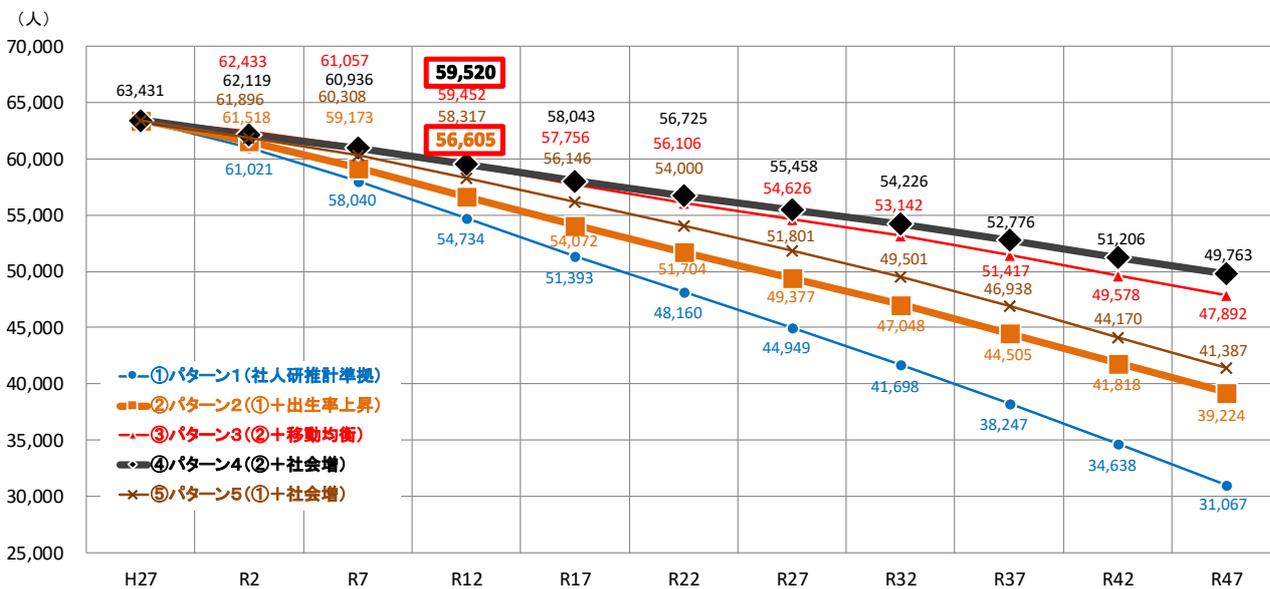
人口フレームは、目標年次を見据え、将来人口からなる住居系市街地の規模を示す基礎的な値となるものです。

下図の将来人口のグラフのうち、「①パターン1 国立社会保障・人口問題研究所」の将来人口推計では、約45年先となる令和47年（2067年）の本市の人口は約3.1万人、平成27年（2015年）現在の人口（63,431人）の半分程度まで減少することが予測されています。

このような予測を踏まえ、本計画は目標年次が同じとなる本市の最上位計画の第5次津島市総合計画と連携して施策を推進していくことから、総合計画で示す将来の人口規模（人口フレーム）と整合を図り、以下に示す値とします。

**目標年次である令和12年の人口規模を56,600人～59,500人とする。**

最小値の56,600人は、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計値を基本とし、出生率の上昇を見込んだ推計値（パターン②）、最大値の59,500人は、パターン②に加え人口の流入促進及び人口の流出抑制をはじめとする様々な施策を行った場合の推計値（パターン④）を基に人口フレームを設定します。



- ①パターン1 国立社会保障・人口問題研究所による推計
- ②パターン2 ①パターン1をベースに、直近の合計特殊出生率1.38が2030年(令和12年)に1.80(希望出生率)、2050年(令和32年)までに2.07(人口置換水準)に上昇すると仮定した推計
- ③パターン3 ②パターン2をベースに、人口移動がゼロ(転入と転出の差し引きがゼロ)と仮定した推計
- ④パターン4 ②パターン2をベースに、2020年までの人口移動率のマイナスを半減、2020年以降はマイナス分をゼロ(社会増)と仮定した推計
- ⑤パターン5 ①パターン1をベースに、直近の合計特殊出生率1.38を維持し、2020年までの人口移動率のマイナスを半減、2020年以降はマイナス分をゼロ(社会増)と仮定した推計

※津島市人口ビジョンにおける将来人口推計を H27 国勢調査結果より時点修正

【将来人口推計】

## ②産業フレーム

産業フレームは、目標年次を見据え、将来の市内総生産額からなる産業系市街地の規模を示す基礎的な値となるものです。

平成28年度（2016年度）の本市財政力指数は0.74であり、愛知県平均の0.96（名古屋市や都市計画区域外の町村等の特異値を除く）と比べ大きく下回っていることから、本市の産業活力の向上には計画的な産業用地の確保に取り組む必要があります。

このため、本市の財政力指数を県平均水準まで向上するため、**市内総生産額374,131百万円**を目標とし、既存産業のさらなる発展や製造業をはじめ多様な分野の新たな企業の誘致等により、産業の総合的な活性化を図っていきます。また、目標とする市内総生産額に対応する**産業フレームを122ヘクタール**として設定します。

## ③将来市街地の考え方

### ア.住居系市街地

今後は人口減少社会がより現実化し、都市づくりにおいても「選択と集中」のなかで人口密度の維持を前提に質の高い生活環境を形成する必要があります。

特に、既成市街地内には、空き家や空き地などを含む都市的低未利用地（※1）が約89ヘクタール（約13パーセント）あり、原則、緑地として保全する生産緑地を除く宅地利用が可能な土地は約65ヘクタール（約10パーセント）存在しています。

このため、これら都市的低未利用地を、質の高いゆとりある住居系土地利用へと転換していく施策を官民連携にて実施していきます。

なお、この都市的低未利用地を全て宅地化すると、約3,900人（65ヘクタール×60人/ヘクタール）の人口が収容可能となります。

※1 平成30年度都市計画基礎調査による「田・畑・山林・その他の空地・低未利用地」の総数

### イ.集落住居地

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域ですが都市計画法の基準により、既存集落の農家や分家住宅、生活に必要な店舗などの開発や建築行為が認められています。

そうしたなかでも、本市の市街化調整区域には総人口の約4割（※2）の市民が居住していることから、まちづくりとして暮らし続けられる施策を行うことも必要です。

このため、市街化調整区域においては都市計画法の地区計画制度などを必要に応じて活用して、地域コミュニティを維持していく住宅地形成を行っていきます。

※2 24,245人：平成28年度都市計画基礎調査による平成27年人口（市内人口63,431人）

### ウ.中心・一般商業地

快適に暮らすことができるコンパクトな都市づくりを進めるには、多くの人が集い交流する場所や多様な都市機能が集積した中心拠点のほか、誰もが歩きやすく、また歩きたくなる都市空間としての市街地環境の形成が必要です。

そのため、本市の顔となる津島駅周辺を「まちの拠点」となるよう、商業・業務機能などの

都市機能が集積した中心商業地への形成に向けてまちづくりを推進していきます。

また、津島神社を含む旧市街地では、個性ある活力に満ちたまちづくりとして、景観基準により景観資源を保全・創出し、都市生活や観光客が利便性や快適性を感じられる、一般商業地の形成に向けてまちづくりを推進していきます。

## エ.工業系市街地

工業系市街地については、産業フレームの範囲内で市街化区域に限らず産業の活力と雇用の創出を図る区域として、東名阪自動車道インターチェンジや主要な幹線道路の沿道など立地ポテンシャルが高い区域を市街化調整区域内の地区計画制度を活用して、災害リスクを踏まえた防災対策を実施したうえで、工業機能や物流機能を集積し、活気あふれるまちづくりを進めます。

### ④骨格となる緑（都市基幹公園として確保すべき緑地）の目標水準

#### ア.公園に関する目標

令和2年（2020年）の公園面積は、市民一人当たり9.6平方メートルと都市公園法施行令（※3）で示す値を下回っている状況です。

このため、令和12年（2030年）の目標年次に向けては、市街地にゆとりある緑のオープンスペースなどの配置や公園が不足する神守地区で公園の整備を行うとともに、長期未着手の都市計画公園においては、身近な公園として徒歩圏に再配置するなどして市民一人当たり11平方メートル以上（※4）の公園面積を目標とします。

※3 都市公園法施行令第1条

住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準：住民1人当たり10平方メートル以上

※4 目標年次の都市計画マスタープランの人口フレーム規模  
56,600人～59,500人の中央値（58,000人）を使用

#### イ.緑地に関する目標

現在、市街化区域内の緑地率は9.7パーセントと低く、また年々、都市農地の減少、空き地等の都市的低未利用地の増加と併せ、良好な緑地は減少傾向にあります。

このため、公園や緑地などの維持・整備のほか生産緑地を活用した都市農地の保全策、さらには空き地等の都市的低未利用地を都市の空間資源として「人が集う緑のオープンスペース」などへの活用を行い、目標年次における市街化区域内の緑地率を9パーセント以上とすることを目標とします。

## 第4章 全体構想

### (1) 都市づくりの目標

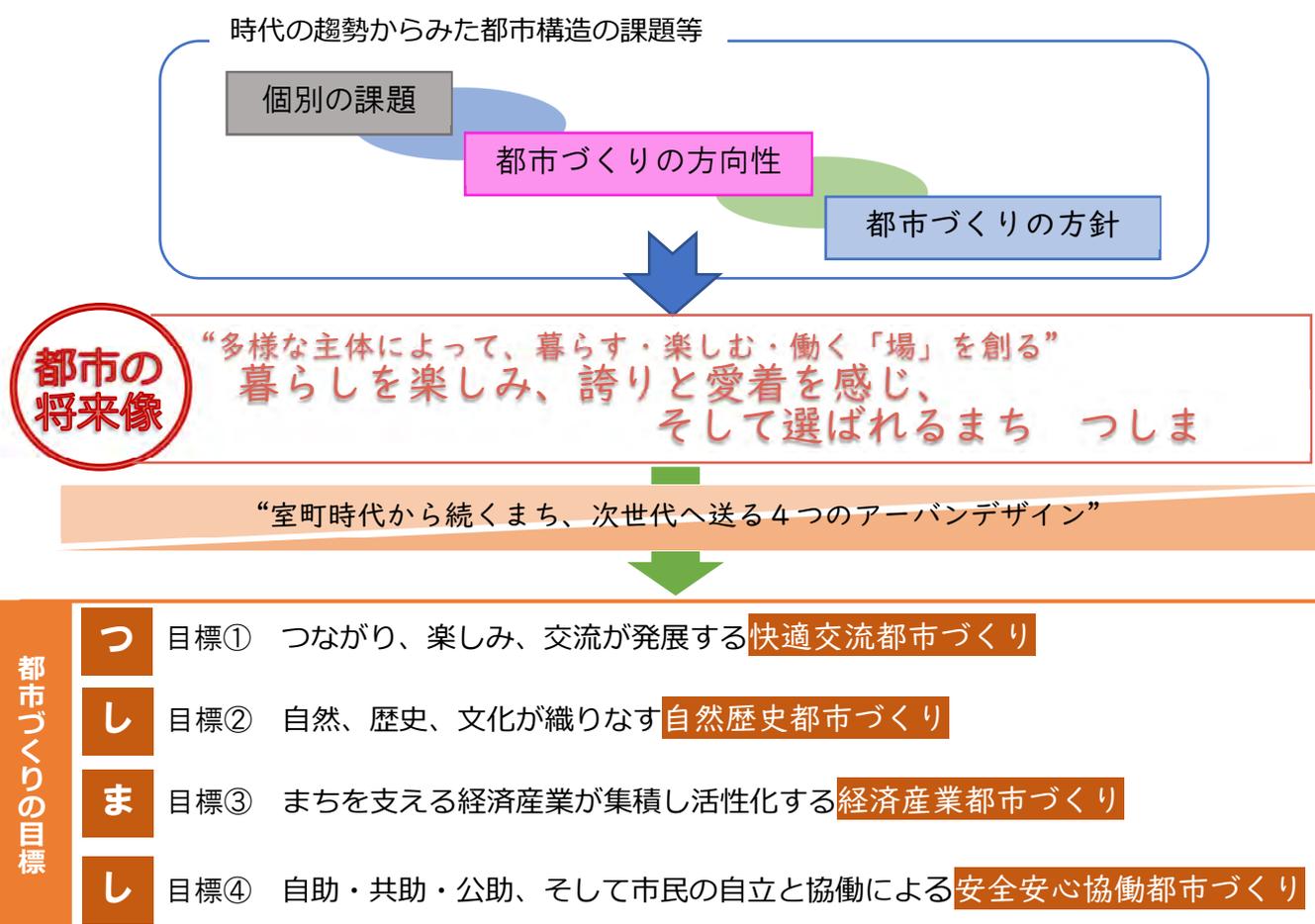
今後、人口減少や少子高齢化がより現実化するとともに、インフラの老朽化など社会環境は一段と厳しさをましていきます。併せて、高度情報社会の進展、さらには新型コロナウイルス感染症に伴う新しい生活様式の浸透などによって、市民のライフスタイルや産業など社会構造全体が変化・変容してきます。

こうしたことは、年齢や性別、ワークスタイルなどの様々な要因によって、新たな価値観が生まれ多様なアクティビティ（活動等）が行われていくことも予測されます。

限られた財源のなか、時代に合わせて都市全体が進化・最適化していくには、官民協働のもと多様な主体の集積や交流によって「暮らす・楽しむ・働く」と言った「場」を創出させ、公共空間を含めたまち全体が「使われ続けていく」仕組みや関係づくりが重要となってきます。

このうえで、次の時代の「新たな津島市」に向けては、産業や商業・農業を含めて市域で生み出せる総生産額を高め、市民の暮らしがより便利で快適と感じられる都市を目指すために「都市の将来像」と「4つの都市の目標」を定めました。

このまちづくりを推進していくことで、市民ひとり一人が生き生きと暮らし周りの人々がその姿を見ることで、心を惹きつけ魅力あるまちとして「行ってみたい」、また「住みたい」と思われることを感じさせ共感できる人々の輪を広げていきます。



**(2) 都市づくりの方針**

ここでは、都市づくりの目標に対応する方針を示します。

**都市づくりの課題**

●:特に重要な課題

**暮らしやすさ**

- **平坦な地形や名古屋駅からの近接性などの地理条件を活かし、多様な世代が暮らしやすい集約型都市構造への転換**
  - 市外への若年子育て層の転出を重点的に抑制するため、本市独自の地域コミュニティを基本とした特色ある子育て環境の充実
- **交通利便性が高い駅周辺に、新たな定住を可能とする住宅供給に繋がる土地利用の推進**
  - 高齢者をはじめとする多様な世代が交流でき、また住み続けられる空間の創出
  - 東部の河川流域やまとまった農地をはじめとする自然環境の保全
  - 適切な土地利用が図れるよう用途地域の見直し
  - 都市の骨格となる東西方向の主軸となる都市計画道路の整備推進
  - 公共水域や居住環境の改善に向け、公共下水道の整備推進
- **長期未着手となる都市公園を必要に応じて配置を見直すとともに、現有する公園については、民間の投資を活用し多様化するニーズに対応するため、公園での緑化や物販施設等の設置などに向けた整備の推進**
- **市民参画や民間活力を活用した都市づくりの推進**
  - 多くの方々が居住する市街化調整区域において地域コミュニティ維持等に向けた土地利用の形成
- **鉄道駅を活かした誰もが容易に移動できる公共交通網の構築**
  - 徒歩や自転車で暮らせる安全な道路交通環境の確保
  - 公共施設の適正な配置及び効率的な維持・修繕によるコスト削減

**まちのにぎわい・誇り**

- **津島神社や古いまち並みをはじめとする観光資源を活かした観光交流の促進**
  - 交通結節点がある津島駅周辺に商業、業務、医療などの機能が集積できるような土地の高度利用の推進
- **市街化区域に広く分布する空家や空地などの都市的低未利用地の有効活用**
  - 歴史的風致の維持向上を含めた、魅力ある市街地の形成

**都市の活力**

- 本市の活力を生む製造業をはじめとした多様な産業の集積
- **広域幹線道路等の道路ネットワークを活かした拠点の形成**
  - 市内で買い物されている状況を今後も維持・推進する商業の振興
- **名古屋近郊に位置する農地の立地特性を活かした農業の振興**
  - 広域的な交流の促進と産業の活性化に向けた道路交通ネットワークの形成
  - 新たな企業誘致や交流人口の拡大による財政力の強化
  - 民間活力の導入による財政負担の軽減

**安全・安心**

- 古くからの市街地における防災性の強化
- **災害の危険性がある地域における防災・減災対策**
  - 災害時における避難や物資輸送のための道路網の構築
- **被災後、速やかな復旧や復興が可能となる、震災を見据えた事前準備の取組**

**都市づくりの目標**

**つながり、楽しみ、交流が発展する**

**快適交流都市づくり**

人口減少や高齢化が進行する中でも、既存ストックを賢く活用しながら、暮らす、楽しむ、働く「場」を創出することで、多様な世代が交流でき、便利で暮らしやすいコンパクトな都市づくりを進める

**自然、歴史、文化が織りなす**

**自然歴史都市づくり**

本市の立地特性や自然・歴史・文化を活かしながら、様々な交流や関係が生まれ、今後も発展する都市づくりを進める

**まちを支える経済産業が集積し活性化する**

**経済産業都市づくり**

本市特有の産業の魅力を伸ばし、農業・商業・工業のそれぞれの産業が活気あふれる都市づくりを進める

**自助・共助・公助、そして市民の自立と協働による**

**安全安心協働都市づくり**

災害における防災・減災対策を市民と協働で実施していくことで、市民の自立を促し、安全・安心で住みたいと思える都市づくりを進める

## 都市づくりの方針

分野	土地利用 市街地整備	交通施設	みどり・景観	防災	協働
----	---------------	------	--------	----	----

- 子育て、医療、福祉、商業等の日常生活に必要な施設が充実し、若者世代や高齢者世代をはじめとする多様な世代が快適に暮らすことができるコンパクトな都市づくりを進める
- 良好な居住環境を保全するため、まちづくりのルールとなる地区計画を定めるなど、誰もが住みやすいコミュニティの形成が図れる土地利用を進める
- 都市計画道路や都市計画公園等をはじめとする都市施設は社会情勢の変化を踏まえ、選択と集中のなかで見直し整備を促進する
- 公園、河川、田園等の良好な自然環境を適切に保全することにより、緑を感じ、潤いのある生活ができる環境を形成する都市づくりを進める
- コミュニティバスをはじめとする公共交通ネットワークや歩行者・自転車ネットワークを形成することにより、誰もが快適に移動しやすい都市づくりを進める
- 都市づくりにおいて市民参画や民間のノウハウを活用し、公共施設の維持管理費の削減を図り、暮らしやすさや魅力の向上につなげる都市づくりを進める

便利で暮らしやすい まちなか居住の推進	都市計画道路の 整備促進	身近な公園の適切 な再配置	安全・安心に暮らせ る環境形成	市民参加による都 市づくり
住みやすい地域コ ミュニティの形成	公共交通ネットワ ーク形成  歩行者・自転車ネッ トワーク形成	緑豊かな居住環境の 形成		民間活用による施設 の適切な維持管理

- 古くからのまち並みや社寺等を活用し、津島特有の文化的な交流を育む場所とするほか広域から人を惹きつける魅力的な市街地を形成する都市づくりを進める
- 本市の正面玄関として多くの人交流する津島駅周辺において、商業、業務、医療などの機能が集積する魅力的な拠点形成する都市づくりを進める
- 散在する空家を利活用し、空家をレクリエーション用の広場にする等、にぎわいや緑あふれる都市づくりを進める

津島駅周辺の再整備	津島駅における交通 結節機能の強化	歴史的なまち並みの 保全	歴史的建造物の耐震 化・延焼防止対策	歴史的資源によるコ ミュニティの形成
空家、空地の活用 によるにぎわいの創出		緑あふれる快適で魅 力ある都市づくり  社寺等の歴史的資源 を活かした緑の保全		

- 市内で買い物できる環境を今後も確保するとともに、広域交通の利便性を活かした工業・物流拠点及び地域振興拠点の形成により、さらなる活力を生む都市づくりを進める
- 市街化調整区域に広がる田園をはじめとする農地を保全することにより、今後も営農ができる環境を確保する都市づくりを進める

立地特性を活かした 農業、商業の振興	幹線道路の整備促進	緑の空間による憩い の場の確保	災害リスクに対応した 拠点整備	官民協働による拠点 の形成
企業誘致による新た な工業の振興			農地を活用した防災 機能の強化	

- 過去の災害の経験を活かしながら、市域全域の防災・減災対策や防災性の強化等により災害に強い安全な都市づくりを進める
- 災害リスクが高い地域については、市民や民間企業と協力し、防災・減災対策に取り組むことで、安全・安心な都市づくりを進める
- 市民が防災の課題について事前に検討し、被災時に自助、共助、公助へ発展するよう自主防災組織の育成を行い、安心と思える市民協働の都市づくりを進める
- 浸水の危険性のある地域での土地利用については、リスク軽減に必要な対策が講じられたものについて許可し、防災・減災機能が高い都市づくりを進める

災害リスクに応じた土 地利用の検討	災害時に機能する ネットワークの形成	緑・オープンスペース を活用した防災対策	災害における防災・減 災対策	官民連携による防災・ 減災対策
空家、空地、狭あい道 路の解消			迅速な復旧・復興のた めの事前準備	市民等による防災力 の向上

### (3) 将来都市構造

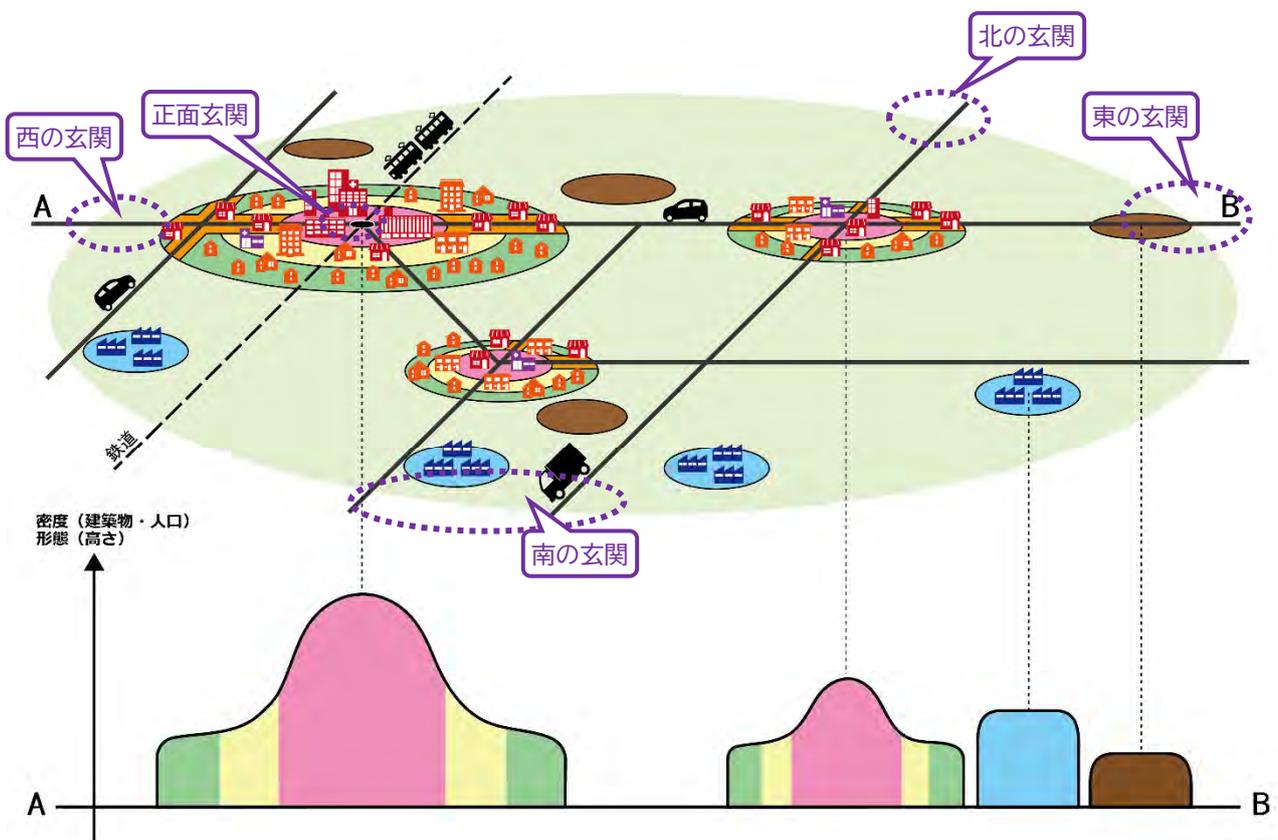
今後、本市では人口減少が進み財政状況も深刻化することが予測されることから、これからのまちづくりとして、新しいものをつくり続けるのではなく既存ストックを賢く活用しながら、多様な世代が暮らしやすいコンパクトシティへと転換していくことが重要です。

また、交流人口への波及効果も期待されるリニア中央新幹線の開業を見据えながら、本市の特色や個性を磨き地域の活性化を行い、人口流入の促進に繋がる施策として、まちの暮らし方をイメージできる統合的なまちのプロモーションを一層進めていくことも必要です。

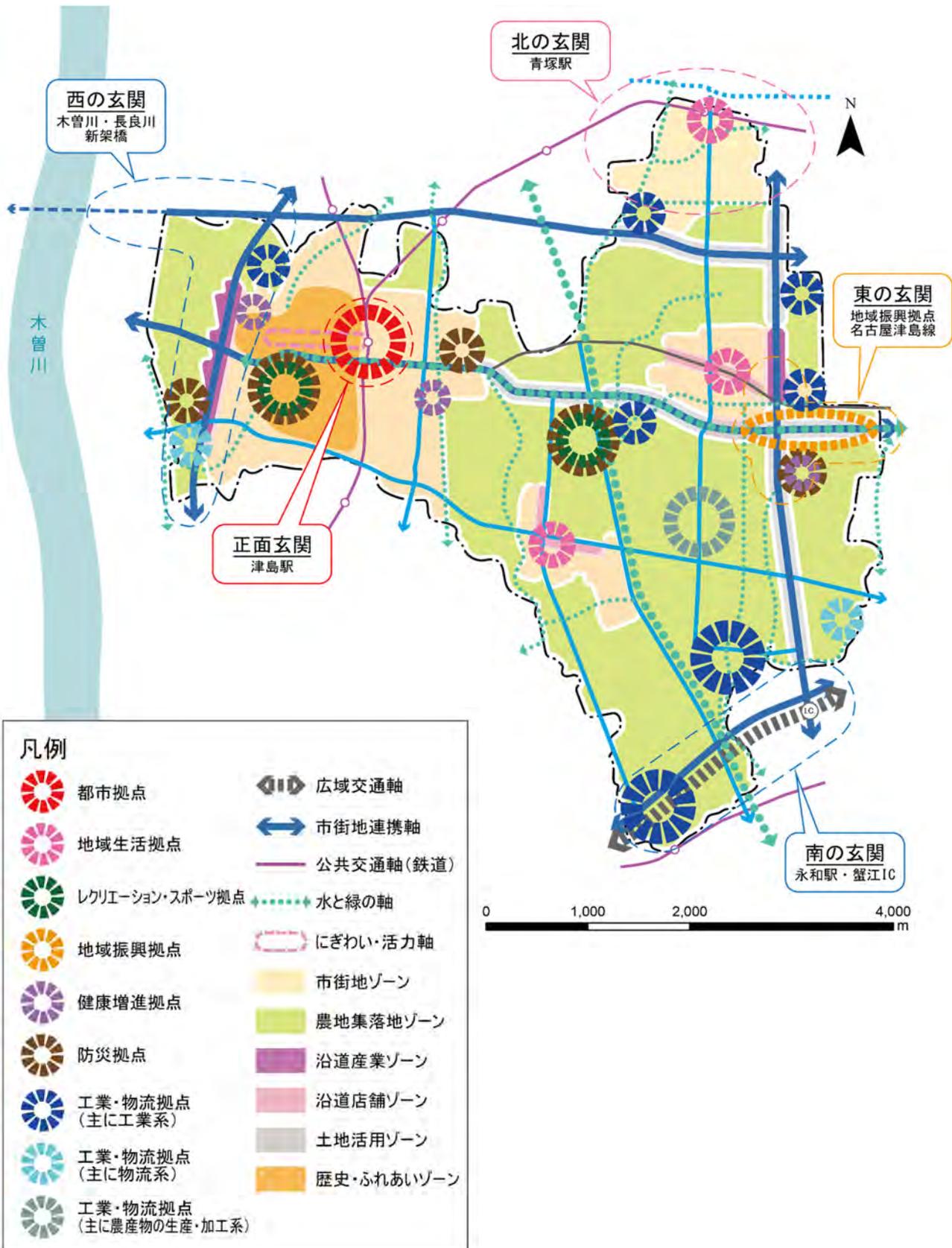
このため、将来の都市構造に向けては、時代の流れのなか発展してきた「3つの市街地」の一体感をより強めるため、暮らしの質を高める施策を進めながら公共交通網や道路ネットワークの充実を図り、市民の暮らしが便利で快適と実感でき、ゆとりが得られる都市を実現していきます。

また、本市では市街化調整区域に人口の約4割の方々が暮らしを営んでおり、こうした市街化調整区域においても暮らし続けられる施策のほか、高い確率で発生が予測される大規模災害等への対応も踏まえ、まちづくりを推進していかなければなりません。

こうした施策を踏まえ、将来の都市構造に向けて、津島駅周辺を都市拠点に位置付け多くの人交流する「本市の正面玄関」として魅力的な市街地形成を目指すほか、広域から鉄道や幹線道路により本市にアクセスする際の玄関口となる地域に「5つの玄関」を配置し、産業や観光のつながりをより広域的に活性化させていきます。

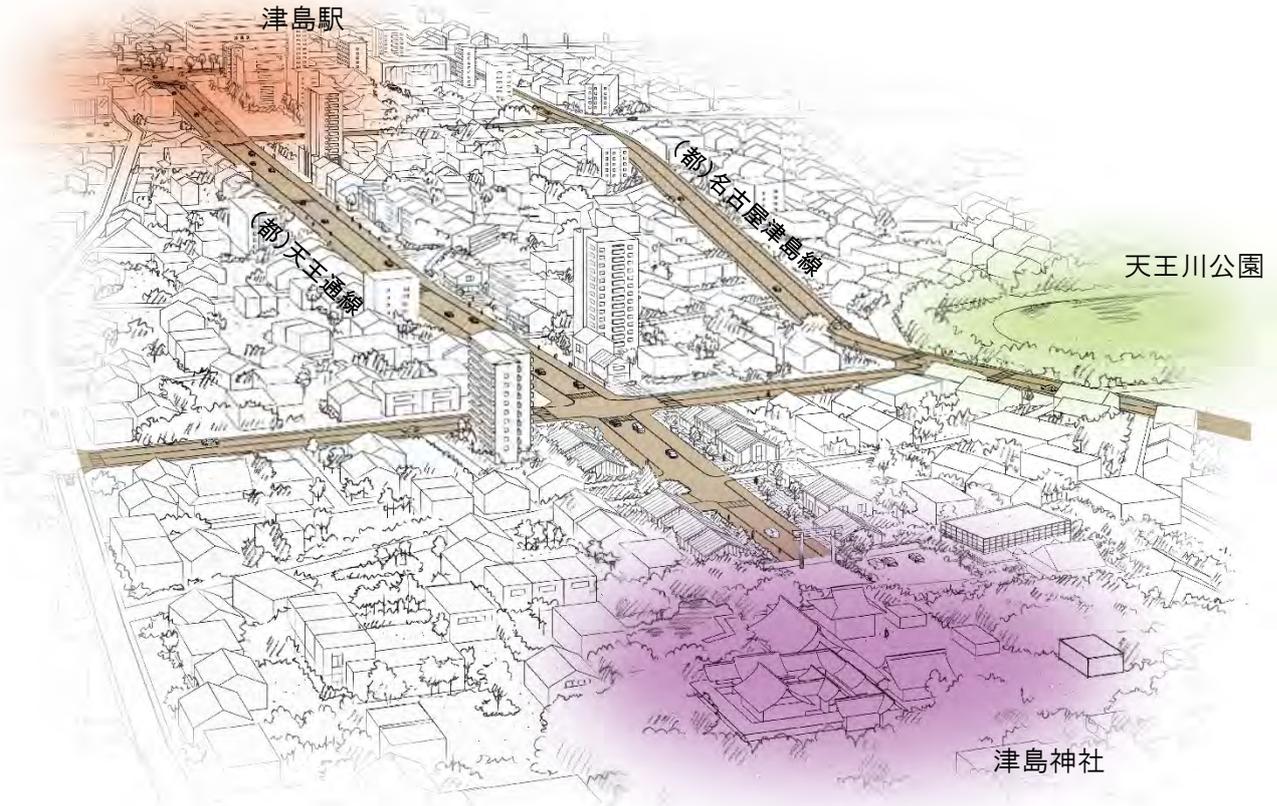


【将来都市イメージ】

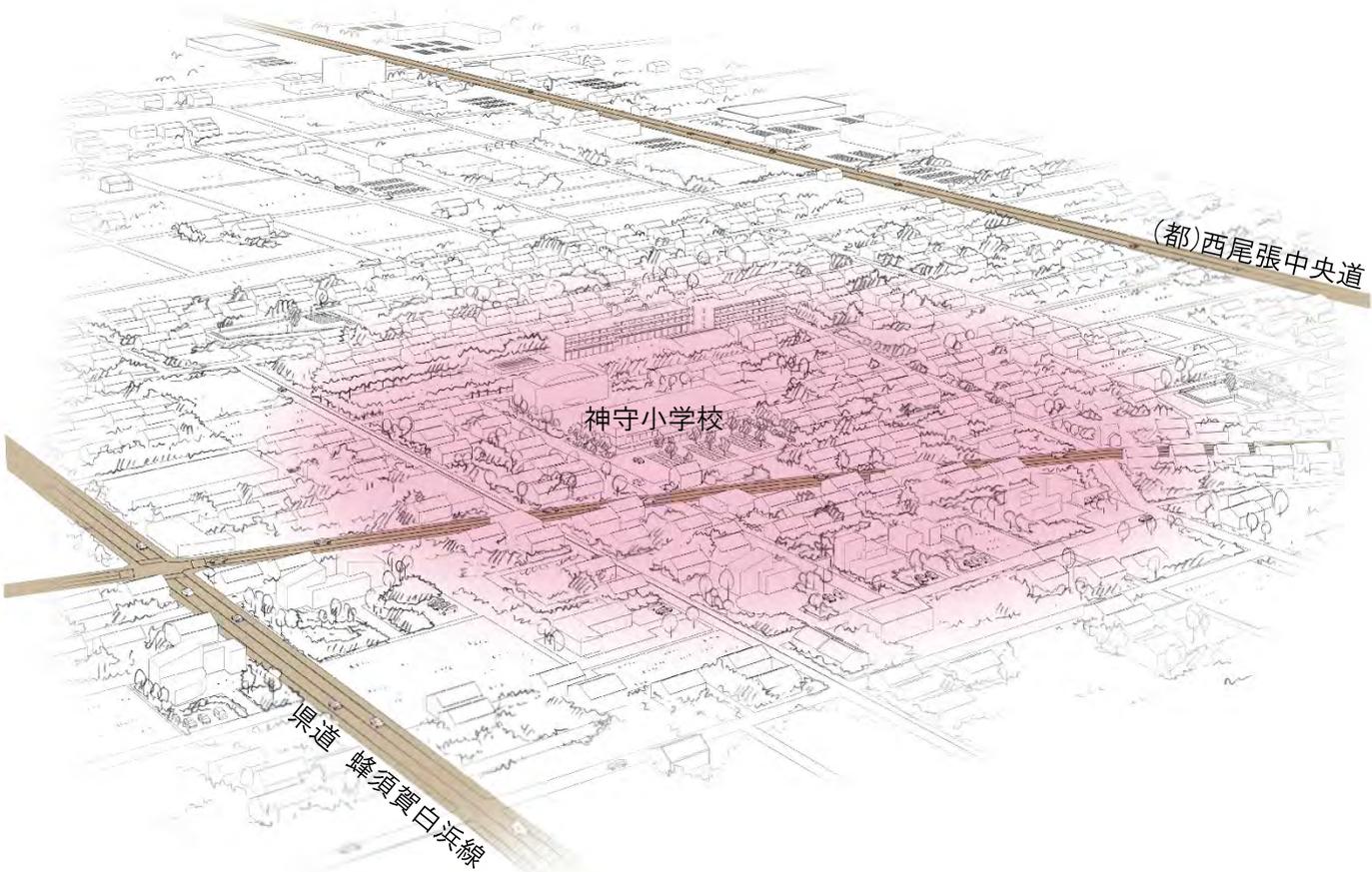


【将来都市構造図】

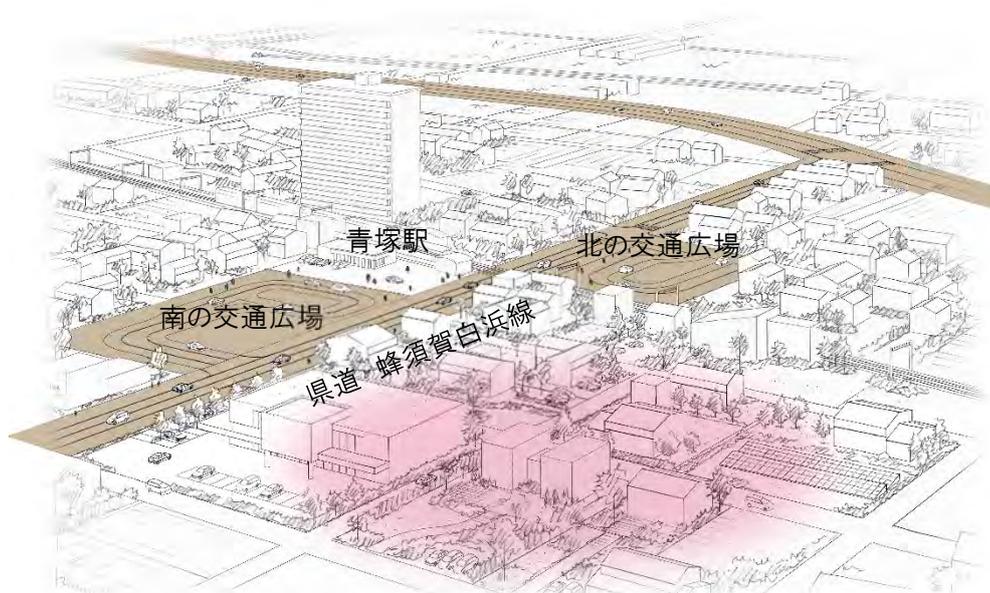
第1章	はじめに
第2章	津島市の概況
第3章	現況特性と課題の整理
第4章	全体構想
第5章	地域別構想
第6章	計画の評価と見直し
用語集	
参考資料	



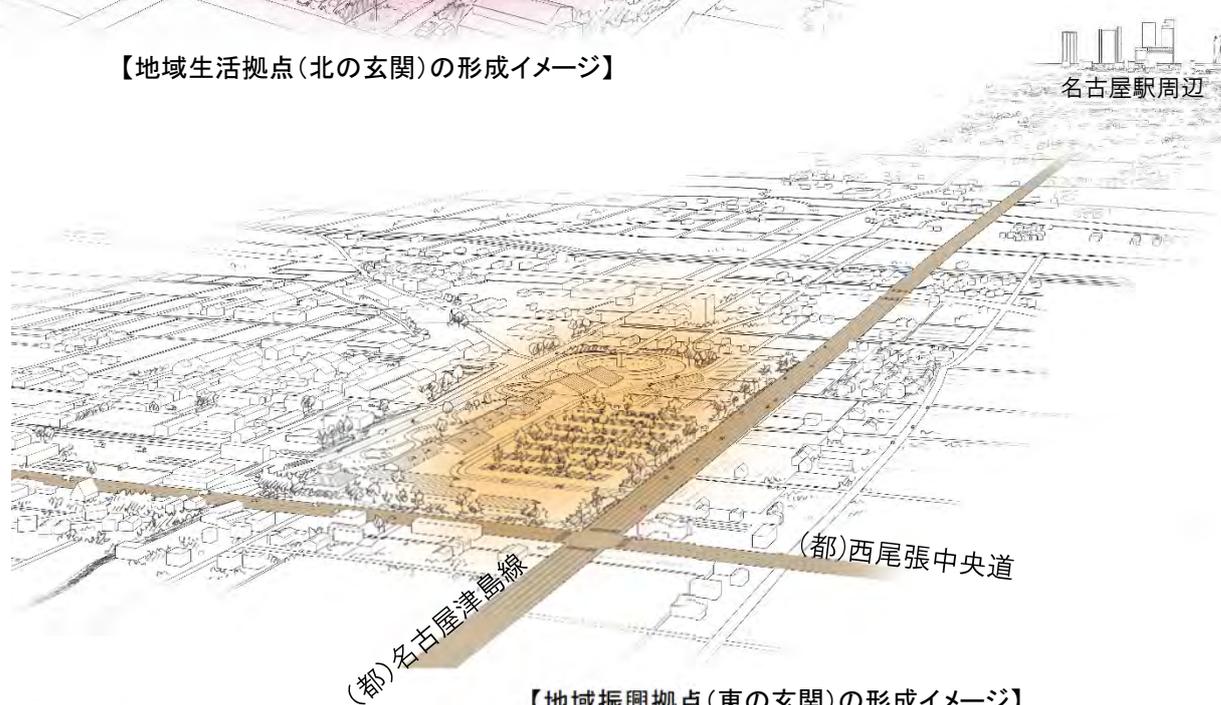
【都市拠点(正面玄関)の形成イメージ】



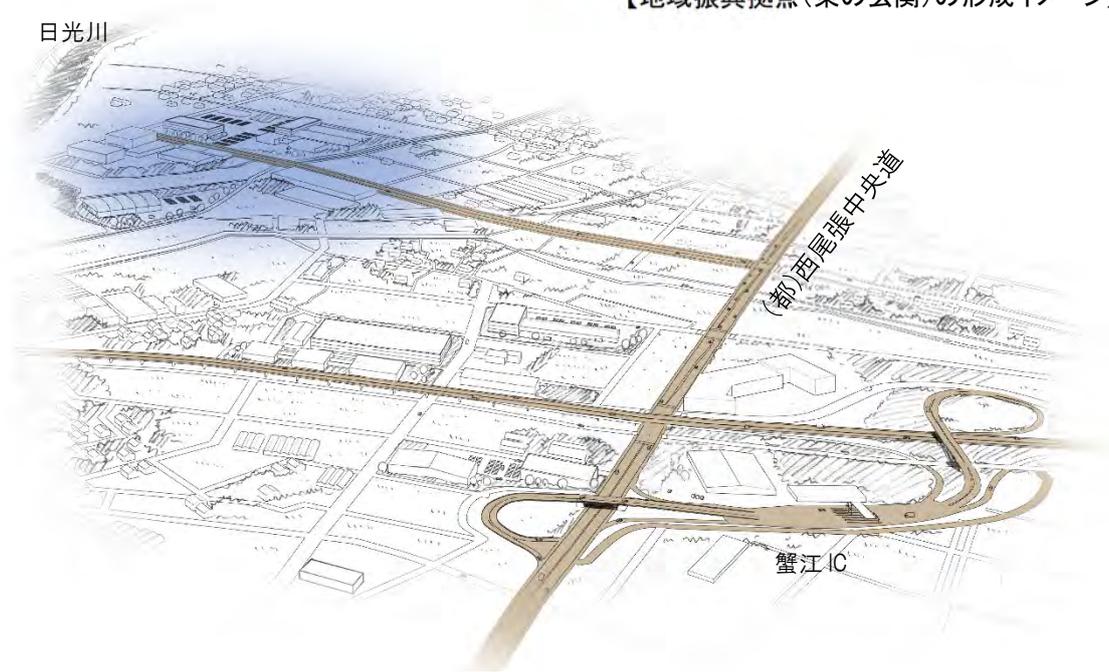
【地域生活拠点の形成イメージ】



【地域生活拠点(北の玄関)の形成イメージ】



【地域振興拠点(東の玄関)の形成イメージ】



【工業・物流拠点(南の玄関)の形成イメージ】

将来都市構造では、広域的な連携や「3つの市街地」を連帯する軸、コンパクトシティの拠点、市街地の土地利用に関する方針を以下に定めます。

### ①軸の設定

#### 広域交通軸

東名阪自動車道により広域的に本市と市外を結ぶ軸

#### 市街地連携軸

(都)名古屋第3環状線(国道155号)、(都)西尾張中央道、(都)名古屋津島線、(都)甚目寺佐織線、(都)弥富蟹江名古屋線などの主要幹線道路により、本市の骨格を形成し、南北・東西の都市間交通を円滑に処理する軸

#### 公共交通軸(鉄道)

尾西線、津島線により市内外の多くの人の移動を支える公共交通の軸

#### 水と緑の軸

日光川及びその支流や用水路とこれら水辺の緑地、公園や各集落にみられる社寺林などを活用し、歩行者や自転車を利用する人が豊かな自然環境を楽しめる水と緑のネットワークを形成する軸

#### にぎわい・活力軸

中心市街地を東西に通過する天王通線沿道を歩行者や自転車に配慮した道路空間の再整備を行い、立地ポテンシャルを活かし歩きたくなる魅力ある都市空間の創造することで、商業や飲食店等を集積させ、まちのにぎわいや活力を生み出す軸

## ②拠点の設定

### 都市拠点

集約型都市構造への転換に向け、本市の玄関口となる津島駅周辺を都市の活動拠点として、土地の高度利用を促進しつつ商業、業務、医療などの都市機能の集約を図り、活力あるまちなかを形成する拠点とします。



【津島駅】



【津島駅周辺】

### 地域生活拠点

地域の日常生活を支える身近な都市機能などの集約や充実を図り、暮らしやすいまちなかを形成する拠点とします。



【青塚駅周辺】

### 工業拠点・物流拠点

(都)名古屋第3環状線(国道155号)、(都)西尾張中央道、(都)名古屋津島線、東名阪自動車道蟹江インターチェンジ周辺などにおいて、広域交通の利便性を活かした工業機能、物流機能が集積する拠点とします。



【工業・物流施設用地の例】

### レクリエーション・スポーツ拠点

多様な人たちによるレクリエーションやスポーツなどの活動の場、豊かな緑を活かした憩いの場を形成する拠点とします。



【天王川公園】

## 防災拠点

大規模な災害が発生した際に、災害対策本部や県内外からの広域的な受援や応援などの活動に資する拠点とします。



【市庁舎(災害対策本部)】



【東公園】

## 地域振興拠点

本市の東部の顔として、名古屋駅に直結するアクセス性が高い(都)名古屋津島線の沿道を新たな交流を生み出す軸として地域振興の発展を形成する拠点とします。



【道の駅の事例(国土交通省 HP)】

## 健康増進拠点

市民病院、総合保健福祉センター及び津島市生涯学習センターなど、多様な世代の人たちの健康づくりの維持・増進を形成する拠点とします。



【市民病院】



【総合保健福祉センター】



【生涯学習センター】

### ③ゾーンの設定

#### 市街地ゾーン

日常生活に密接に関連する都市機能が適切に立地し、生活基盤施設が整った良好な居住環境が確保された市街化区域の市街地又は駅周辺における一団の集落が形成されたゾーン

#### 農地集落地ゾーン

点在する集落地等においては、生活の場としての居住環境やコミュニティが維持できる居住環境のほか、自然環境に調和した優良な一団の農地など農業生産基盤が形成されたゾーン

また、災害時においては雨水の保水機能のほか、仮設住宅用地として防災協力農地が形成されたゾーン

#### 沿道産業ゾーン

市街化区域内の(都)名古屋第3環状線(国道155号)と(都)西尾張中央道には、交通アクセス性が優れた主要幹線道路の沿線を活かし産業機能などが集積するゾーン

#### 沿道店舗ゾーン

市街化区域内の県道名古屋津島線、(都)津島七宝名古屋線、(都)新開永和線沿道において、商業機能などが立地することで地域の暮らしやすさを支えるゾーン

#### 土地活用ゾーン

市街化調整区域内における主要幹線道路などの沿道において、市街化調整区域の集落地の生活利便性維持に資する施設の立地などを検討するゾーン

#### 歴史・ふれあいゾーン

古くから受け継がれてきた地域に息づく津島固有の歴史的風致を守り、育て、継承し、魅力ある景観づくりを進め、多彩な対流やふれあいを生み出すゾーン

平成30年に文化財保護法が改正され、「文化財保存活用地域計画制度」が創設され、文化財を後世に確実に残す使命を果たしつつ、歴史的な文化資源を活用して、より個性豊かなまちづくりを推進していく

## (4) 都市整備の方針

都市整備の方針を分野別に定めます。

### ①土地利用の方針

市街化区域では、「暮らしの質」の向上として、子育て・医療・福祉・商業等の日常生活に必要な施設が充実し、若者世代や高齢者世代をはじめとする多様な世代が快適に暮らすことができる環境の充実に図ります。

また、都市拠点の津島駅周辺では商業、業務、医療機能などの立地を図るとともに便利で暮らしやすいまちなか居住を推進し、にぎわいある拠点形成を目指します。

市街化調整区域では、河川や田園等の緑やこれらの良好な自然環境を適切に保全することを念頭に、まとまりのある農業集落地や郊外の住宅地の居住環境を維持し、市街化区域と相互に連携するため、ふれあいバスなどの公共交通ネットワークの充実を行い、住みやすい地域コミュニティの形成を図ります。

また、名古屋近郊に位置する立地特性を活かし自然環境に調和した、産業振興と農業振興の土地利用の形成を図ります。

### ア.市街化区域の土地利用の方針

#### <住居系土地利用>

##### 【低層住宅地】

- 地区計画の活用により、道路等の基盤施設の整備を進めるとともに、建物の用途や高さ、色彩などの街並みのルールを定め良好な居住環境を維持・創出します。
- 都市的低未利用地の解消に併せ、新たな定住に向けた施策を行い、人口流入の促進及び人口流出の抑制に努めます。
- 用途地域の規制が届かない土地利用については、無秩序な土地利用を防止する観点から有効な手法を検討し、良好な居住環境を維持・創出します。

##### 【住宅地】

- 住宅地としての用途地域を継続しつつ、住宅等の耐震化の促進や狭あい道路の解消等を行い、災害リスクを勘案した防災性の高い住宅基盤を確保したうえで、若者世代や高齢者をはじめとする多様な世代が暮らし続けることができる土地利用を誘導します。
- 住宅地への転換が進む準工業地域等においては、必要に応じて住居系の用途地域に見直します。

## ＜商業系土地利用＞

### 【住商複合地】

- 自動車に過度に依存することなく歩いて暮らしやすい居住環境を目指し、暮らしの質を高める基盤整備や店舗などの都市機能の充実を行い、まちなか居住を誘導します。
- 津島駅から津島神社を結ぶ天王通り沿道においては、空き家や空き店舗を活用して飲食店や日用品等を扱う店舗の誘導を目指します。
- 中心市街地にある商業地と密接する準工業地域においては、現状の土地利用が用途地域と違う形で使われていることから、近隣商業地域等への用途変更と土地の共同化や建物の高度化の施策とあわせ望ましい土地利用へ転換します。
- 防火地域、準防火地域の指定の検討などにより、市街地における火災の防除に取組みます。

### 【商業地】

- 本市の正面玄関となる津島駅周辺において、快適に暮らすことができるコンパクトシティの拠点として、現在の用途地域（商業地域）の指定継続を基本としつつ、土地の共同化や建物の高度化に繋がる施策等により、まちなか居住に向けた都市型住宅の立地誘導のほか、官民連携にて医療、商業等の生活に必要な都市機能も充実させます。
- 散見する空き家や空き地の都市的低未利用地については、商業地の魅力を高めるため、にぎわいを生むオープンスペースとして土地利用転換を促す取組みを進めます。
- 古くからの町並みや社寺等を活用し、津島特有の文化的な交流を育む場所のほか、多くの人々が訪れる魅力的な市街地を形成します。
- 防火地域、準防火地域の指定の検討などにより、市街地における火災の防除に取組みます。

### 【業務地】

- 津島駅周辺の業務地は、国などの出先機関となる公共公益施設が多く集積していることから、「歩いて働ける、また暮らせる」市街地として民間の事務所やオフィスなどの業務機能を誘導するほか、まちなか居住に向け土地の高度利用策の導入を行いマンションなどの都市型住宅を誘導します。
- 防火地域、準防火地域の指定の検討などにより、市街地における火災の防除に取組みます。

### 【沿道商業地】

- 広域からの自動車でのアクセス利便性に優れる(都)名古屋第3環状線（国道155号）、(都)西尾張中央道のポテンシャルを活かしたロードサイド型の土地利用を図るため、現在の用途地域の指定継続を基本としつつ、商業施設等の立地を誘導します。

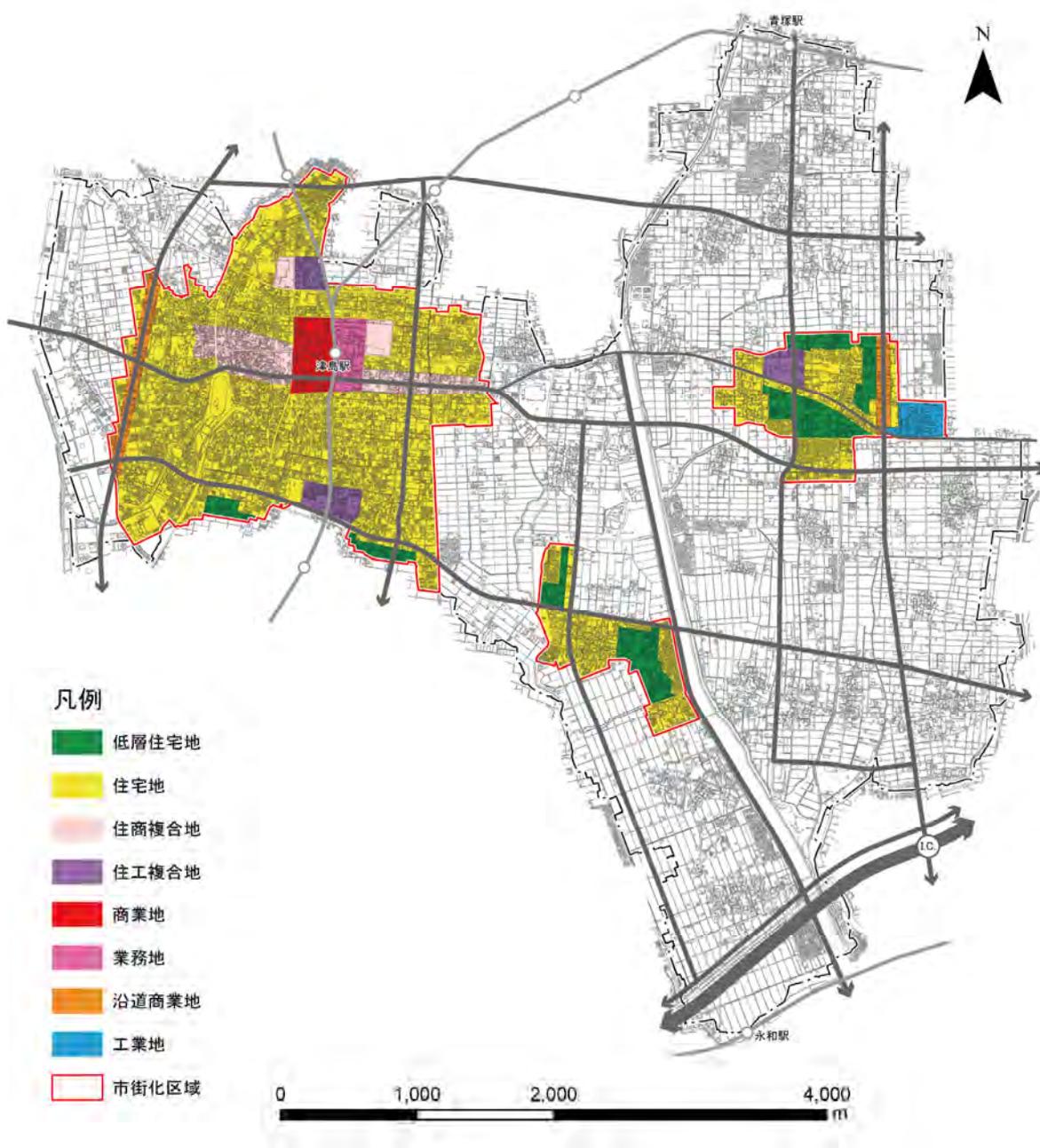
## <工業系土地利用>

### 【住工複合地】

○現在の居住環境、操業環境双方の悪化を招くことがないように配慮しつつ、住工複合型の土地利用を維持しつつ、必要に応じて地区計画等の指定を検討します。

### 【工業地】

○現在の工場地は、工業用地を主体とした土地利用を維持するため用途地域の指定を継続していくほか、道路や上下水道の産業インフラ施設を適切に管理し良好な操業環境を維持します。



【土地利用方針図(市街化区域)】

## イ.市街化調整区域の土地利用の方針

### 【農地・集落地】

- 農地については、津島市らしいゆったりとした良好な自然景観の保全として、農業従事者の営農活動を支援し農業生産の向上を図るほか、農地が持つ多面的機能を維持・保全していきます。
- 集落地については、道路等の基盤整備や適切な建築物の規制・誘導を行うほか、都市機能が多数立地する市街地へ容易に行き来することができるように、バス等の公共交通ネットワークを見直し、誰もが移動しやすい居住環境の形成を図ります。
- リニア中央新幹線の開業により、大都市圏のターミナル駅となる名古屋駅に直結する(都)名古屋津島線では、大規模な人の移動を見据え市街化調整区域の地区計画制度を活用し、本市の「東の玄関口」として官民連携にて地域外から人を呼び地域に仕事を生む「地域交流拠点」に向けた新たな魅力を創出します。



【観光交流施設の例(国土交通省 HP)】

### 【一団地開発地】

- 面的に開発された一団地開発地においては、防災などの安全性が充実したゆとりある住環境の実現に向け、市街化調整区域の地区計画制度を活用するなど、現在の土地利用を維持・保全します。
- 都市機能が多数立地する市街地へ容易に行き来することができるように、バス等の公共交通ネットワークを見直し、誰もが移動しやすい居住環境の形成を図ります。

### 【工業物流地区】

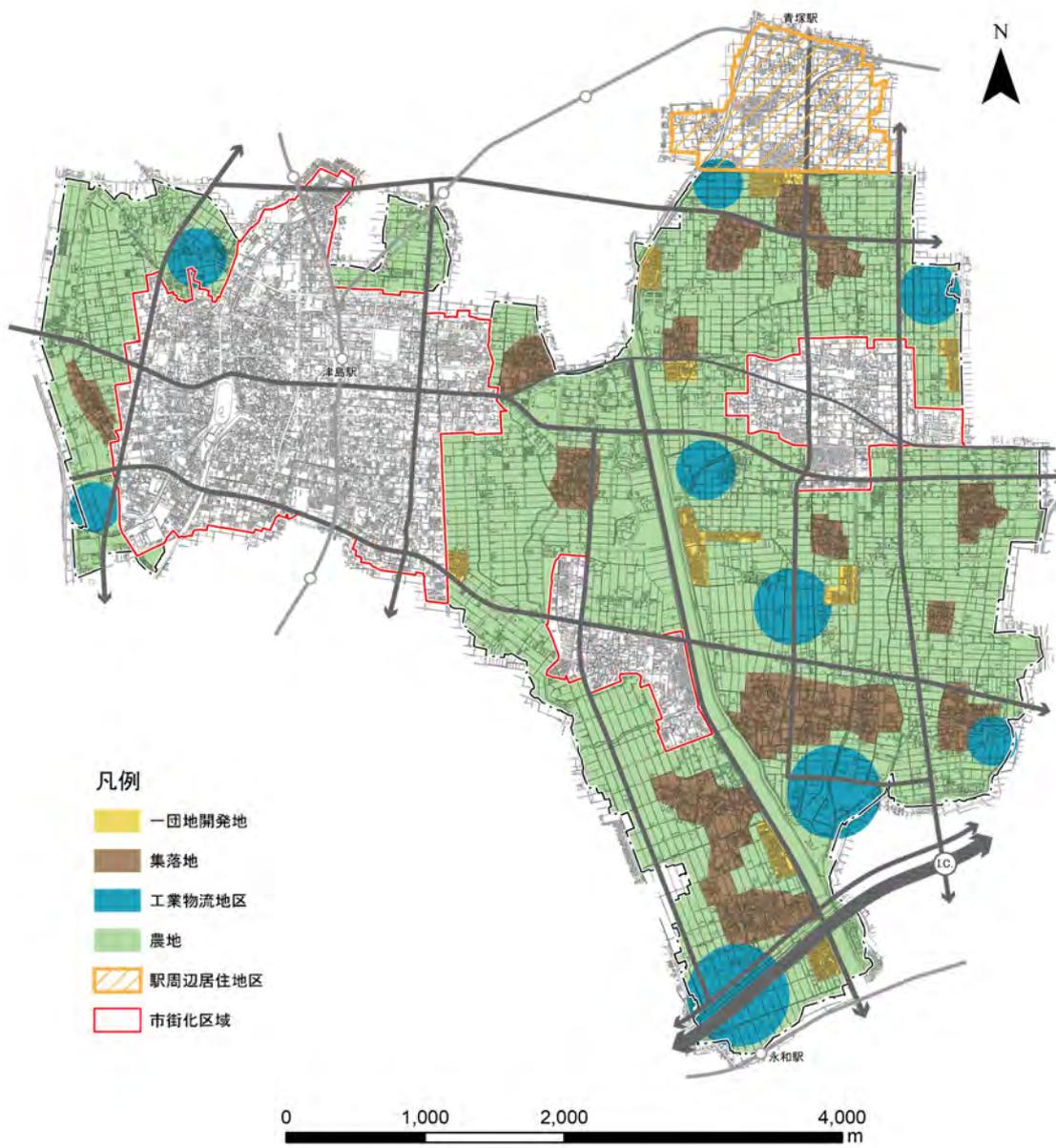
- 市街化調整区域の性格を大きく変えることがないよう、地区計画等の活用により周辺環境に配慮しつつ、広域交通の利便性を活かすことができかつ、災害に対する具体的な措置が講じられたうえで工場や物流施設の立地を誘導します。

### 【駅周辺居住地区】

- 名鉄青塚駅周辺を起点に広がる居住地区は、駅利便性の向上に必要な基盤整備を行いつつ、市街化調整区域の地区計画制度を活用して、本市の「北の玄関口」として駅の近接性を活かした居住環境の実現を推進します。
- 都市拠点と地域生活拠点との連携を図るため、各拠点を結ぶ公共交通サービスの充実を図ります。



【名鉄青塚駅周辺】



【土地利用方針図(市街化調整区域)】

## ②交通施設の方針

コンパクトな都市構造へ転換していくなかで、高齢化社会等も見据え暮らしの質を高めるため、公共交通をはじめとする都市交通施策の充実が、今後より重要な役割を担います。

このため、都市の骨格となる都市計画道路は、選択と集中の考え方を踏まえた新たな都市計画道路網に再構築（見直し）したうえで、歩行者・自転車ネットワークの充実も図り整備を推進します。

また、鉄道や基幹バスなどの公共交通は、鉄道駅において駅前広場の整備やバスなどの待ち合い機能の改善、さらにはコミュニティバスの見直しを図り、公共交通全体のネットワーク等を強化して誰もが快適に移動しやすい交通環境の実現を目指します。

さらに、県域を越えた新たな交流軸やリニア中央新幹線の開業が予定されている名古屋駅へのアクセス性の向上を目指します。

### ア.道路の整備方針

#### <都市軸となる道路の配置及び整備の方針>

##### 【自動車専用道路】

○新たな交流軸として期待される一宮西港道路の早期実現に向けた取組を推進し、広域交通体系のさらなる強化を図ります。

##### 【主要幹線道路】

○本市の自動車交通の骨格となる主要幹線道路では、暫定供用又は未整備となっている区間の整備を促進しつつ、自動車交通や通過交通の円滑な処理を図ります。

○ものづくり産業の物流の懸け橋として期待される木曽川・長良川新架橋の早期実現に向けて、県域を越えた周辺自治体と連携し、都市計画決定に向けた検討を進めるとともに、新架橋へのアクセス道路の整備を促進し、道路ネットワークの強化を図ります。

##### 【都市幹線道路】

○主要幹線道路の補完となる都市幹線道路では、未整備区間の整備等を促進して本市内の南北・東西方向の円滑な自動車交通処理を図ります。

##### 【地区幹線道路】

○主に日常生活の移動の主体となる地区幹線道路では、未整備区間の整備と併せ、自転車歩行者道の整備を行い、地区内における自動車交通の円滑な処理と安全・快適な歩行者・自転車空間の確保を図ります。

##### 【補助幹線道路】

○より日常生活に密着する補助幹線道路では、渋滞緩和の交差点改良や歩行者・自転車の動線の確保として自転車歩行者道の整備に重点を置き整備を促進します。

○(都)天王通線においては、安全で快適な商業空間・歩行環境の創出を促進します。



【都市交通施設の配置方針図】

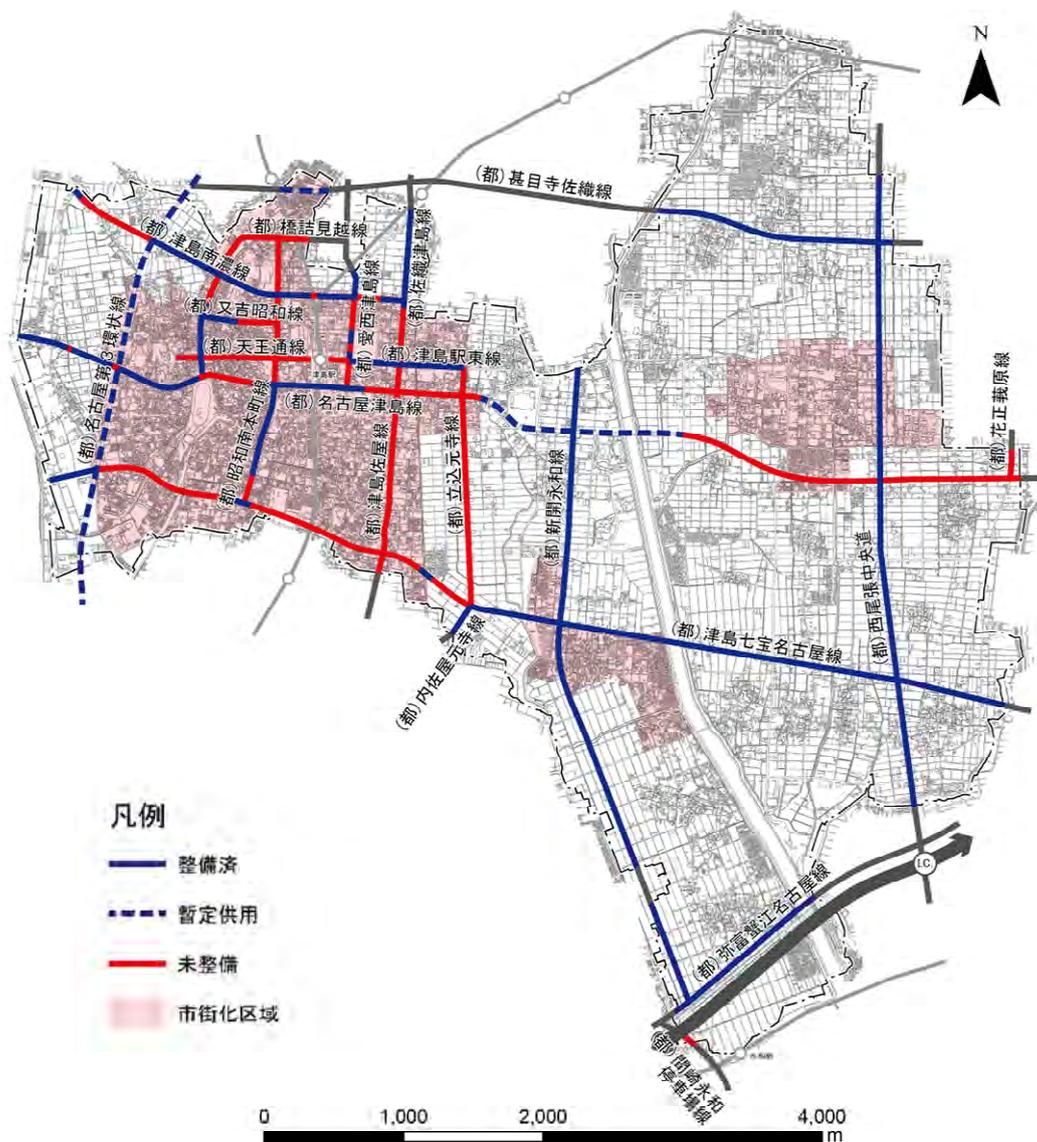


【一宮西港道路※】

※具体的な路線のルート、位置等を規定するものではありません

### <都市計画道路見直しの方針>

○都市計画道路の未整備区間は引き続きその整備を推進していくことを基本とする一方、人口減少や高齢化社会の進展等の社会情勢の変化に対応するため、必要性・実現性に配慮した都市計画道路の見直しを検討します。



路線番号	路線名	国・県市道別	代表計画幅員	計画区域内総延長(m)	市内総延長(m)	市内整備済延長(m)	改良率(%)
3・3・261	名古屋第3環状線	国	20	19,600	2,850	2,850	100.0
3・2・262	名古屋津島線	県	23	10,310	7,430	3,320	44.7
3・3・264	西尾張中央道	県	25	17,700	4,590	4,590	100.0
3・4・266	愛西津島線	県	16	2,130	830	190	22.9
3・4・284	基目寺佐織線	県	18	11,880	2,040	2,040	100.0
3・4・292	津島佐屋線	市	16	5,330	1,320	0	0.0
3・5・293	津島七宝名古屋線	県・市	12	8,780	7,180	4,450	62.0
3・4・311	弥富蟹江名古屋線	県	20	5,910	1,360	1,360	100.0
3・4・319	間崎永和停車場線	県	20.5	630	110	0	0.0
3・5・329	昭知南本町線	県・市	15	1,950	1,950	774	39.7
3・5・330	新開永和線	県・市	12	4,790	4,520	4,520	100.0
3・4・336	津島南濃線	県・市	16	2,620	2,620	2,320	88.5
3・5・338	天王通線	県・市	15	950	950	0	0.0
3・5・726	津島駅東線	市	12	980	980	820	83.7
3・5・727	又吉昭和線	市	12	550	550	270	49.1
3・4・728	橋詰見越線	市	16	1,620	1,620	530	32.7
3・4・729	立込元寺線	市	16	1,750	1,750	0	0.0
3・4・730	花正莪原線	市	16	200	200	0	0.0
3・4・731	内佐屋元寺線	市	16	230	230	230	100.0
3・4・732	佐織津島線	市	18	1,340	1,340	730	54.5
合計	20路線			99,250	44,420	28,994	65.3

【都市計画道路の整備方針図】

## イ.公共交通等の整備方針

### 【鉄道・バス】

- 人口減少や高齢化社会の進展等、社会情勢の変化を注視しつつ、公共交通機関や徒歩・自転車を中心に快適に移動できる交通環境を図るため、鉄道、路線バス、ふれあいバスなどの公共交通機関の連絡強化を図り、サービス水準が向上された公共交通ネットワークを形成します。
- ふれあいバスについては、名鉄バス路線と相互に補充し、近隣自治体にある鉄道駅等への乗り入れも含め、便利で使いやすい公共交通ネットワークの実現を推進していきます。また、バス停と一体となったポケットパーク・駐輪場等の整備、ソフト施策の充実に向けた検討を行います。



【津島市ふれあいバス】

### 【公共交通結節点】

- 市民生活や都市活動の行動起点となる名鉄津島線は、魅力的でにぎわいのある駅周辺環境の整備と連携して、交通機関相互の乗り換えや乗り継ぎの向上に向け必要な整備を行います。また、名鉄青塚駅は、自転車歩行者道の整備に併せ交通広場の整備を行います。
- 名鉄バス津島営業所については、現在バス事業者が設置しているパーク&バスライド用駐車場の利用促進に向けた方策等を事業者と協働で検討します。
- 愛西市に位置するJR永和駅周辺においても、本市の「南の玄関口」として拠点となるような土地利用の検討に併せ、交通結節点機能についても検討します。

### 【歩行者・自転車ネットワークの形成方針】

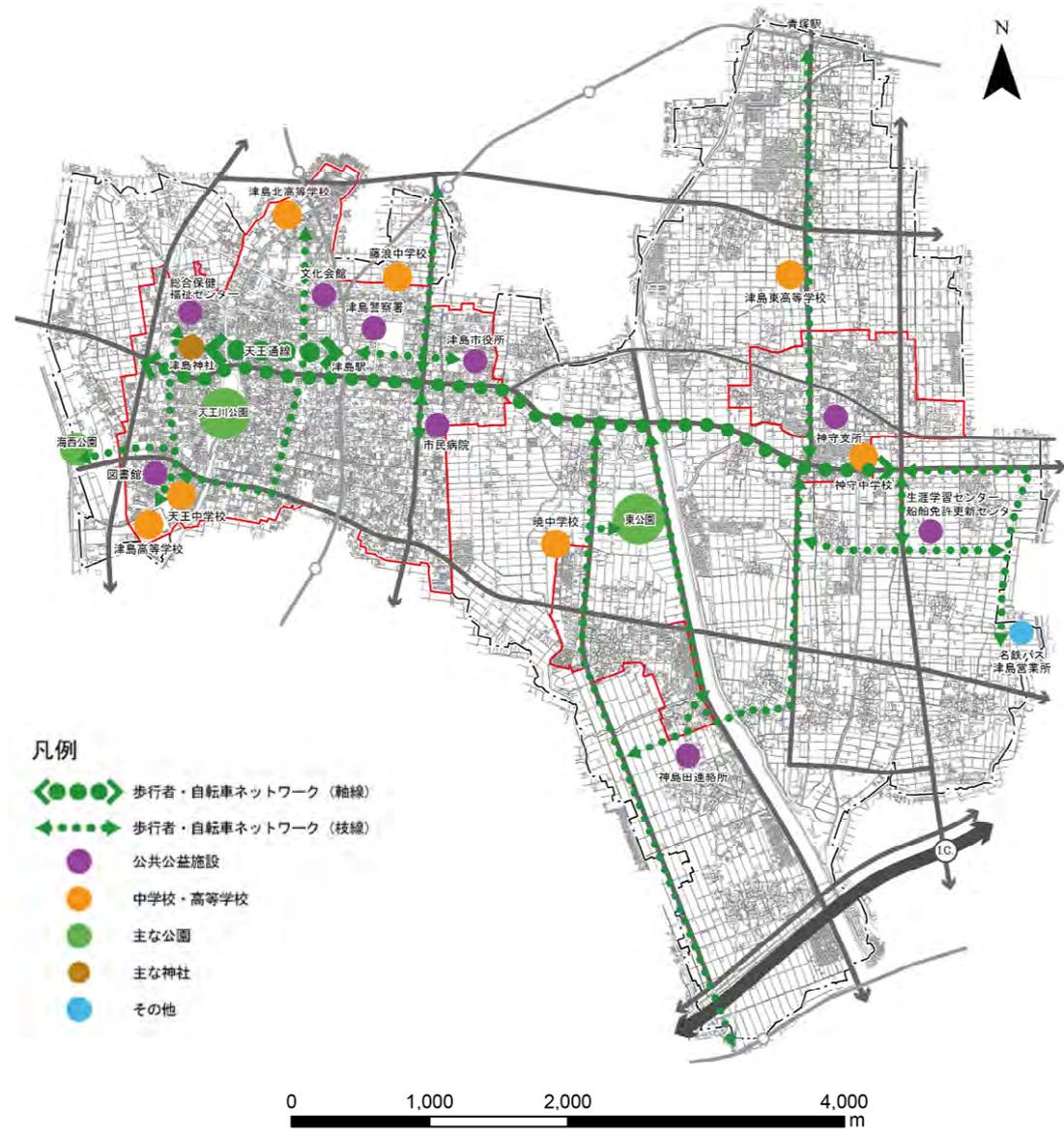
- (都)名古屋津島線等の都市計画道路の整備を促進することにより、平坦な地形を有する本市の特徴を活かした歩行者・自転車が安全に移動できる交通環境を確保します。
- (都)名古屋津島線を歩行者・自転車ネットワークの主軸とし、鉄道駅や幼保、小中学校や高校、病院、行政施設などの公共公益施設周辺における歩行者・自転車が安全に移動できる通行空間を確保します。
- 昔ながらの町家が集積している(都)天王通線及び本町筋周辺は、観光客らが安全に見て回れる歩行者を優先したまちづくりを進めます。



【天王通線の歩行空間】



【本町筋】



【歩行者・自転車ネットワークの形成方針図】

### ③みどり（公園・緑地等）の方針

コンパクトな都市構造へ転換していくなかで、現存する公園の適切な維持管理を行うほか、長期未着手となる都市計画公園については身近な公園として徒歩圏内に再配置を行います。

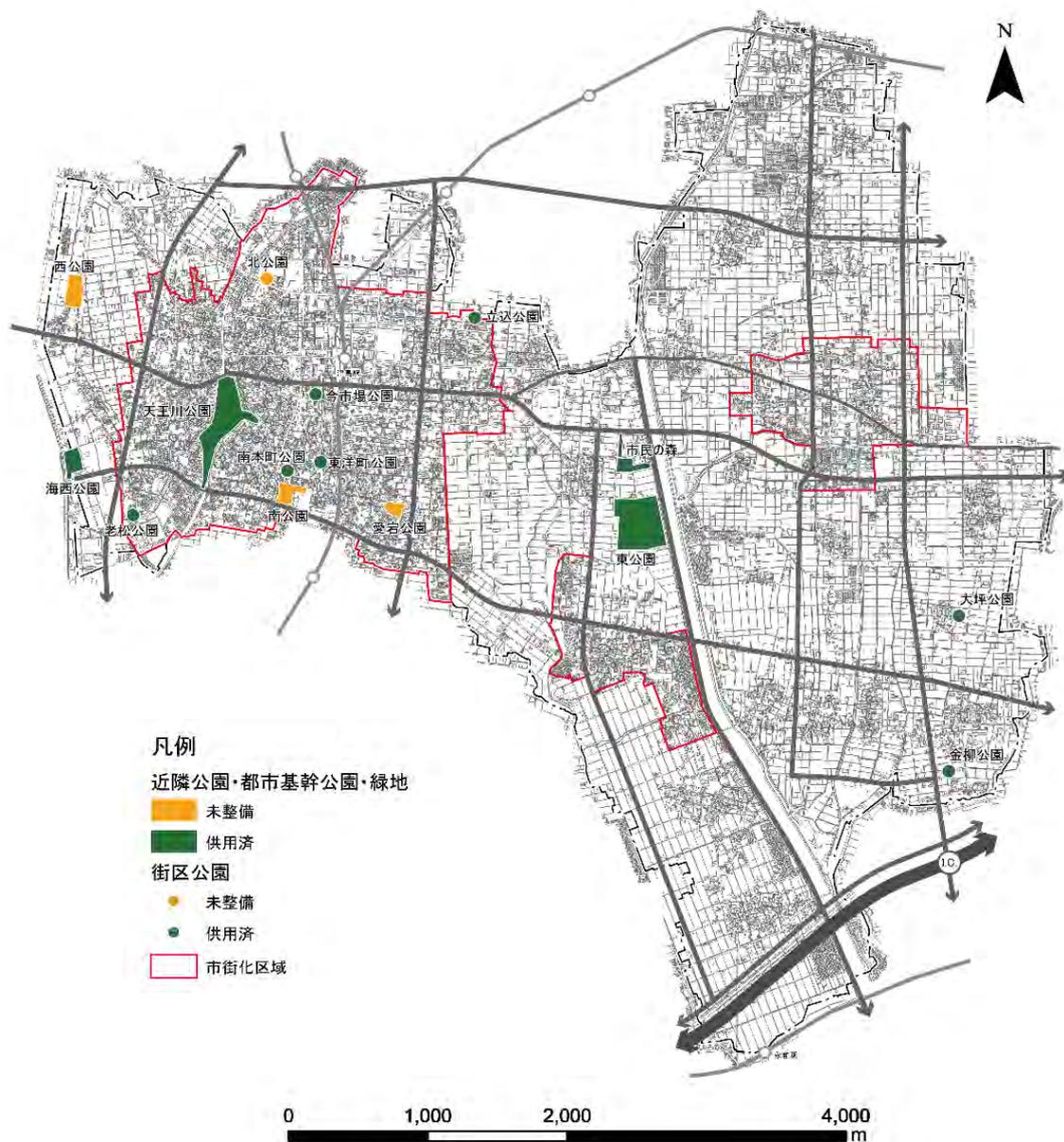
また、新型コロナウイルスの影響によって働き方やライフスタイルが大きく変化し、身近な公園についても必要性や価値が見直され、公園に求められるニーズは多様化していることから、みどり（公園・緑地等）の方針の実現に向けては「津島市緑の基本計画」に基づき進めていきます。

特に、多くの公園利用者に親しまれる本市の天王川公園については、時代に沿った公園利用に柔軟に対応していくため、官民連携のもと「Park-PFI」制度を活用して居心地が良く質の高い公園、そして観光資源としての魅力に向けた再整備を行っていきます。

このほか、本市の特徴である社寺等の歴史的資源を活かした緑や河川・田園等の緑では、日常生活の「憩いの場」や防災機能の確保や良好な自然景観の保全を図ります。

#### 【都市公園等の整備方針】

- 今後の人口減少・高齢化の進展に対応したコンパクトシティの実現に向け、市民ニーズへの対応を踏まえつつ、未整備となっている公園の再配置を検討します。
- 都市公園等のオープンスペースは、市民ニーズや地域特性を踏まえ、多様な世代が交流し、健康づくりや子育て、地域の活性化や魅力の創出に貢献する場として再整備を行います。また、Park-PFI等の民間活用により、多くの人々が利用する公園の魅力向上を検討します。
- 不足する都市公園等については、小中学校敷地、児童遊園、どんぐり広場及び生産緑地等を地区公園（4ヘクタール程度）、街区公園等（0.25ヘクタール程度）の機能を代替するものとして位置づけ、必要に応じて見直しを検討します。



【公園の配置方針図】

#### ④河川・下水道の方針

本市を流れる河川については、近年多発する集中豪雨等による浸水被害の防止や軽減等に向け、総合的な治水対策の強化を図るため、愛知県の「日光川水系河川整備基本方針（平成22年）」に基づき河川整備の促進に努めます。

また、自然環境の保全・活用に向けた水辺の生態系の保全のほか、水辺にふれあえる親水空間の創出、防災性の向上を図ります。

下水道については、これまで整備されてきた下水道を既存ストックとして有効に活用していくとともに、適切な維持管理を行い、生活環境や公共水域の水質改善を図ります。

##### 【河川整備の方針】

- 「二級河川日光川水系河川整備計画(平成23年)」に基づき河川の耐震対策、河床掘削、護岸整備等を河川管理者と連携し整備を促進します。
- 排水ポンプ場などの用排水施設については、各施設管理者と連携して改修を行い、機能確保や農業生産基盤の充実を図ります。
- 行政主体ではなく民間との協働により、自然景観、生物の生息空間としての機能等、河川の多面的な機能に配慮した親水空間として活用する等、グリーンインフラとしての整備を検討します。



【グリーンインフラの事例 出典:国土交通省より】

##### 【下水道整備の方針】

###### <公共下水道>

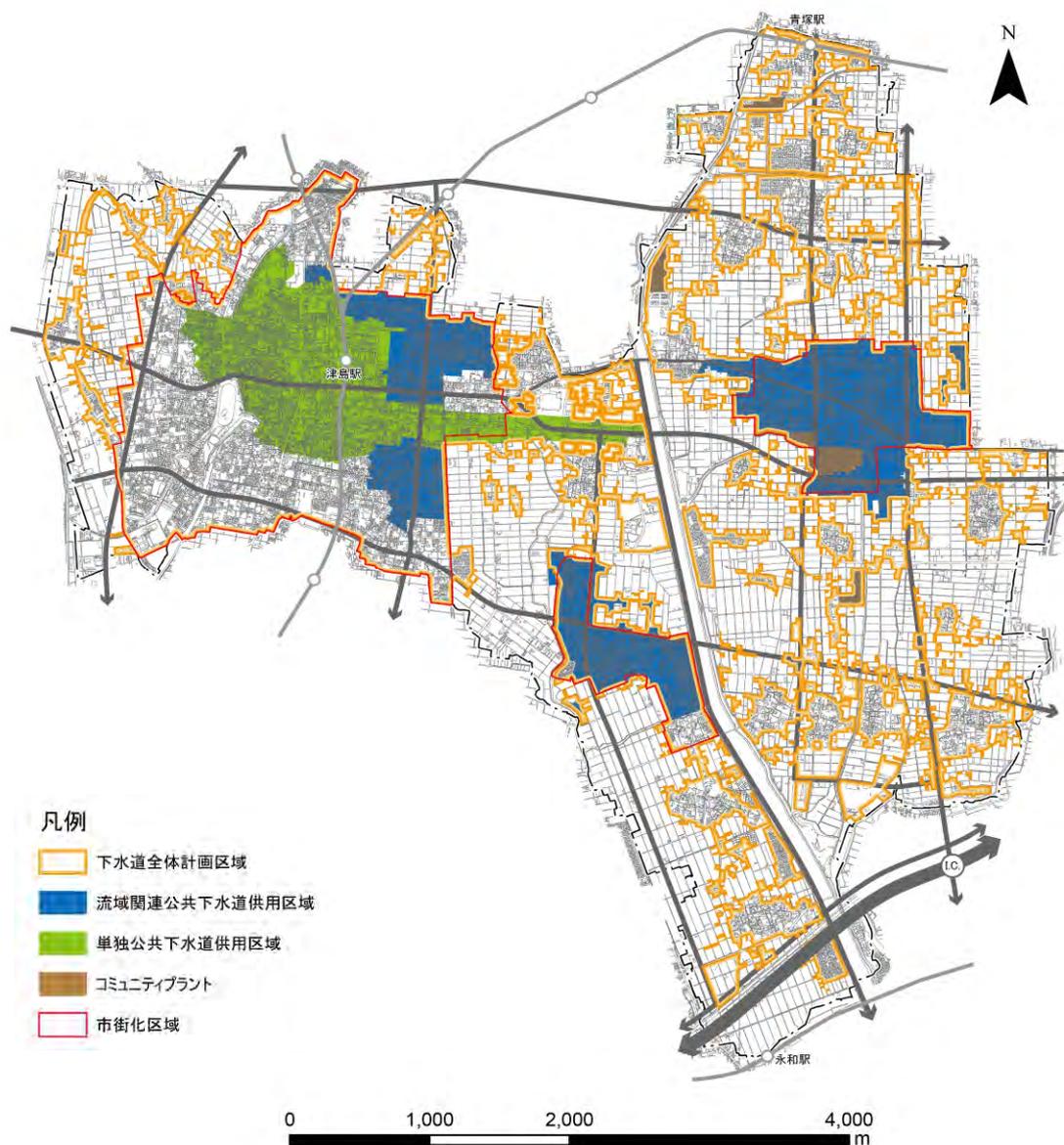
- 公共下水道の整備推進により公共水域の水質の改善を図り、良好な生活環境を創出します。
- 人口減少等の社会情勢を踏まえて、新たな汚水処理構想を検討していきます。
- 下水道の処理場については、高い確率で発生が予測される大規模地震に備え施設の耐震化を行うほか、人口減少によって節水型社会がより現実化していくため、施設更新に併せ適応する能力までダウンサイジング化を行います。



【下水終末処理場】

###### <生活排水処理施設>

- 合併処理浄化槽設置の普及促進、既存のコミュニティ・プラントの適切な維持管理等により、下水道区域外における生活排水の適正処理による良好な住環境を保全します。



【下水道整備方針図】

## ⑤ その他施設の方針

その他施設については、適切な維持管理を行い、市民が安心して暮らせる環境の形成を図ります。

### 【その他施設】

- 市斎場は、周辺環境への配慮を踏まえつつ、施設の老朽化や火葬需要の増加見込みへの対応を検討します。
- 上水道の配水場については、高い確率で発生が予測される大規模地震に備え施設の耐震化を行うほか、人口減少によって節水型社会がより現実化していくため、施設更新に併せ適応な能力までダウンサイジング化を行います。
- 市民の意識向上を図り、ごみの発生抑制に努めつつ、社会状況に応じた資源化リサイクルを推進し、資源循環型社会の形成を図ります。



【市斎場】



【又吉配水場】

## ⑥市街地整備の方針

都市拠点に位置づけられた津島駅周辺では、多くの人を訪れる本市の顔となる「正面玄関」として津島駅周辺の再整備により魅力的な拠点を形成します。

また、にぎわい・活力軸に位置づけられた津島駅と津島神社を結ぶ(都)天王通線沿道では、市民や来訪者が行き来し、にぎわいのある市街地を形成します。

歴史ふれあいゾーンに位置づけられた古くからの町並みが残る市街地では、居住環境や防災性等に配慮しつつ、豊富な歴史資源等を活用し、広域から人を惹きつける魅力的な市街地の形成を図ります。

### 【都市拠点、にぎわい・活力軸の整備方針】

- 都市拠点に位置づけた津島駅周辺においては、商業、業務等の都市機能やまちなか居住を促進する中高層住宅等の集積や駅前広場等の都市基盤の整備を進め、多くの人を訪れる本市の顔として魅力的な市街地を整備します。
- (都)天王通線（名鉄津島駅～津島神社）沿道において、空き店舗の活用や空き地を活用したオープンスペースの創出、無電柱化による歩行空間の向上等により、市民や来訪者が行き交い、にぎわいが生まれる市街地の形成に向けた商業・飲食施設等を集積します。



【空き店舗の利活用】



【写真 無電柱化の事例(福岡県)】



(資料:国土交通省九州地方整備局)

### 【歴史ふれあいゾーンの整備方針】

- 良好な町並みの維持・再生に向け、行政として助成制度や普及啓発などを推進するほか、市民活動団体と連携・協働して建物やそれに関わった人、地域、歴史、文化を知る機会となる「まち歩きツアー」の開催、良好な町並みの維持に向け景観形成の検討を行い、市民と協働して周辺自治体にはない本市固有のアイデンティティ（郷土）となる景観を後世に継承していく取組みを行っていきます。
- 訪れた人が、再び訪れたい魅力的なまちとなるよう必要な基盤整備を行うほか、官民連携のもと、まちの回遊性を向上させるため新交通などの新たな移動環境の試行、空き家や空き地などを店舗や緑のオープンスペースとして活用するなど施策を推進していきます。



【歴史的な雰囲気を楽しむことができる景観形成のイメージ】

## ⑦都市防災の方針

本市は、起伏の少ない海拔ゼロメートル以下の低地のため、過去より幾つもの水害を経験しており、こうした河川浸水をはじめとする発生が懸念される災害に対応した防災施設の充実や避難路の確保等のハード対策を推進します。

さらに、災害を乗り越えてきた経験を活かしながら、自助・共助・公助の考えのもと、災害の危険性を減らす機能整備や防災施設の充実と併せ、市民一人ひとりの防災力を向上させる取組として平時より市民や地域そして行政とで、各々が担うべき役割を果たすことができる関係性を築くことが重要です。

特に、復旧・復興の迅速化には市民の防災力が重要な要素のため、過去の震災を風化させることなく多様な市民と様々な災害ケースに備える、また知恵と力を出し合いお互いを支え合える連帯感のある組織づくりも推進しつつ、安全安心に繋がる防災・減災対策を進めます。

### 【総合的な対策】

- 災害時に必要な救助、消防活動及び緊急物資を運ぶための道路である緊急輸送道路について、災害時にその機能が寸断されないよう、橋梁の補強や下水道等の機能強化、さらには沿道の建築物の耐震化やブロック塀の撤去等を推進していきます。
- 民間協力一時避難場所等の民間企業との協力関係を構築する等、被災時に円滑に避難ができるよう避難所や防災備蓄倉庫等を適切に配置します。



【防災公園の事例 出典：国土交通省より】

特に工業物流地区等において産業用地を確保する際には、民間企業と協力し、地域の安全性向上に資する機能の配置等を検討していきます。また、被災時に建設する仮設住宅等を配置する用地の検討を行います。

- 防災訓練の実施等、地域防災力の強化に向けた取組を支援することにより、自主防災会（組織）や地域コミュニティの維持・強化を図り、地域防災力を向上します。

### 【風水害対策】

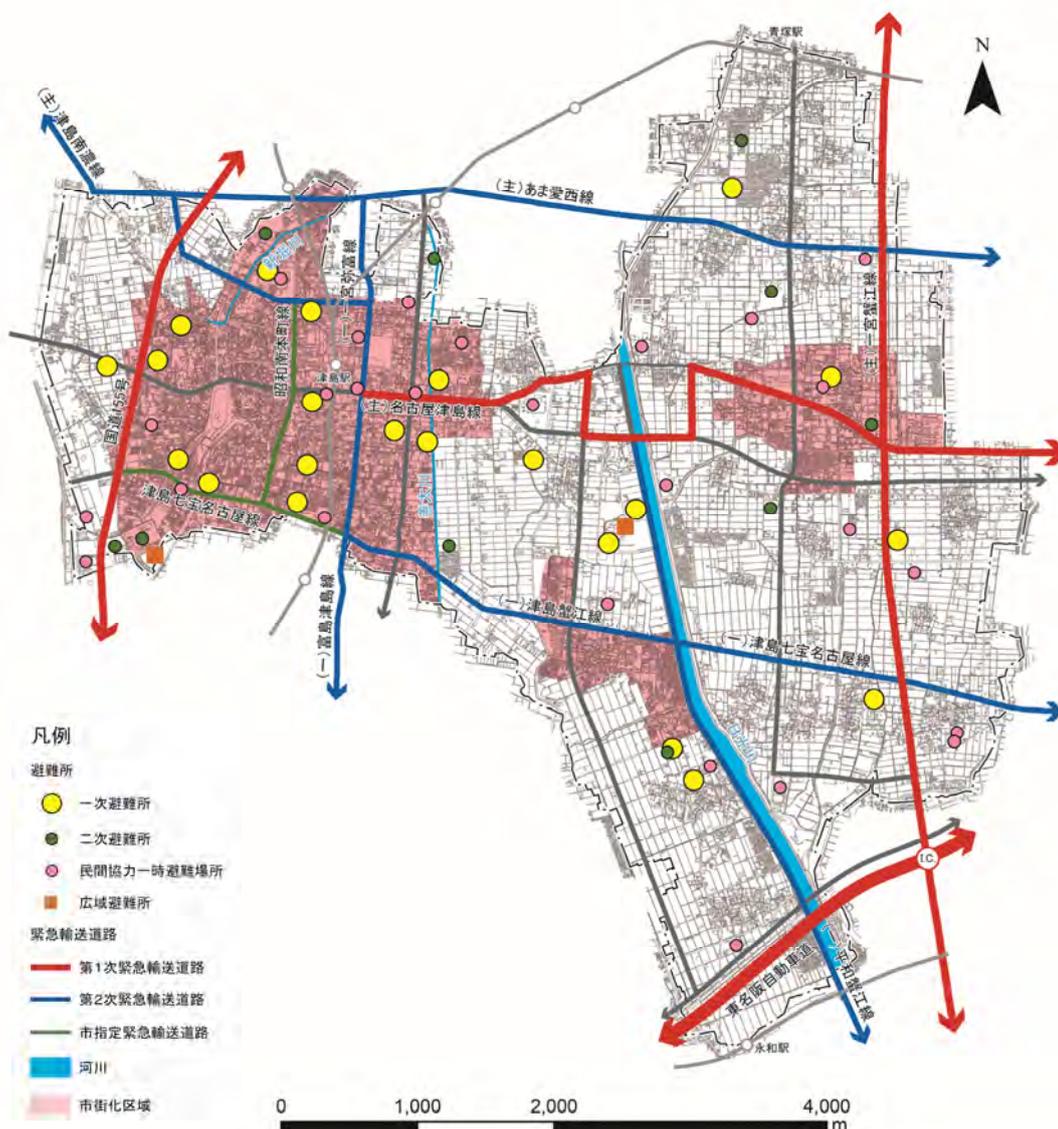
- 大雨等の水害による被害の防止・軽減に向けて、特に日光川や支川にみられる未改修河川の整備については、河川整備計画に記載する排水能力を早期に発揮できるよう河川管理者と協働しながら推進します。
- 命を守る観点から、水防法に基づく最大規模の浸水区域を明らかにすることで、速やかに広域避難が出来るよう浸水被害の危険を市民等に周知します。また、過去の災害の経験を活かした防災意識の向上や防災・避難体制を強化します。
- 浸水の危険性のある区域での相当規模の開発行為等（土地利用含む）については、海拔ゼロメートル地帯となる当地域の実情や未改修河川の状況を鑑み、計画降雨による想定浸水深のもと、リスク軽減に必要な対策が講じられたものについて許可していきます。

### 【地震・火災対策】

- 地震・火災に強い津島市を目指し、防災・減災対策を推進します。
- 地震による倒壊の危険性がある空き家への対策を推進するとともに、緊急車両の通行や災害時の避難路の確保、延焼防止のための狭あい道路の解消を進め、地震に強い市街地を形成します。
- 防火地域、準防火地域指定を検討する等、火災の危険を防除する建物への建替えを促進します。また、災害時の延焼防止や避難場所となる緑地やオープンスペースを確保する等、火災時に安全を確保する市街地を形成します。
- 本市特有の歴史的資源を将来に引き継ぐため、歴史的建造物の耐震化や緑のオープンスペースも活用した延焼防止対策等を推進します。

### 【事前復興まちづくり】

- 被災した後、迅速かつ円滑な復旧・復興に備えるため、事前に復興準備の取組を実施します。
- 被害想定に基づく課題を整理して地域住民に情報を発信します。
- 地域の将来像を地域住民と事前に共有する事前復興まちづくり計画の取組を検討します。



【都市防災方針図】

## ⑧都市景観の方針

本市に残る歴史的な町並みの保全を図ります。また、農地等が形成する自然景観の保全や植栽等による市街地の緑化を進め、緑あふれる快適で魅力ある都市づくりを推進します。津島駅周辺においては、本市の顔となる魅力ある市街地景観の創出を図ります。

### 【市全体の景観形成の方針】

- 本市においては歴史的な町並みや河川、農地等による良好な自然景観等の地域特性に応じた多様な景観が形成されており、これら景観の保全やさらなる魅力を向上します。
- 市民とともに景観計画を作成し、道路空間や沿道の建築物等の景観基準を定める景観条例を制定することにより、良好な都市景観を創出します。

### 【地域特性に応じた景観形成の方針】

#### <津島神社や本町筋等の歴史的景観>

- 文化財の保存、歴史的景観と調和する小路の整備や町並みと調和する建物となるよう建築物等の意匠、形態及び色彩等のルールの作成を検討する等、歴史のまちにふさわしい景観を維持・再生します。
- 津島神社や本町筋周辺は、多くの観光客が訪れる地区である一方、住民が比較的多く住んでいる地区であり、地域の理解と協力を得ながら、歴史的景観の保全や調和を図ります。
- 公共施設や公共により設置する案内板や道標等の施設については歴史的景観に配慮します。
- (都)天王通線沿道においては歴史のまちにふさわしい雰囲気醸し出すような道路空間の修景整備や無電柱化を検討します。



【津島市天王通り再生プランより】

#### <本市の顔となる津島駅周辺の市街地景観>

- 津島駅における駅前広場等の整備にあわせ、建物や看板等のデザインルールを検討する等、本市の顔となるにふさわしい統一感のある市街地景観を創出します。
- 駅前広場等に豊かな緑が感じられる植栽の検討を行います。

#### <河川や農地等の自然景観>

- 本市を流れる河川や市街化調整区域に広がる農地等により形成される本市ならではの自然景観を保全します。
- 市街化調整区域における農地の保全を図ります。
- 自然景観に配慮した河川の整備を図ります。

### ⑨市街化調整区域の開発方針

改正都市計画法（令和4年4月1日施行）により、市街化調整区域内の災害リスクが高い地域での住宅等の開発許可が厳格化されました。

本市は、木曽川や日光川の浸水想定区域となっており、市民の生命、財産を守る観点から、市街化調整区域の開発については、災害リスクの評価、リスク軽減の方策等を検討したうえで、市街化調整区域の開発許可に関するガイドラインを作成し、適切な土地利用を進めていきます。

**頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」** 国土交通省  
【都市計画法、都市再生特別措置法】

○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画の強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

**◆災害ハザードエリアにおける開発抑制**  
(開発許可の見直し)

**<災害レッドゾーン>**

- 都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、**自己の業務用施設**（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の**開発を原則禁止**

**<浸水ハザードエリア等>**

- 市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化**（安全上及び避難上の対策を許可の条件とする）

(開発許可の対象とならない小規模な住宅等の開発に対する勧告・公表)

- 災害レッドゾーン内の住宅等の開発<sup>※</sup>について**勧告に代わらない場合は公表**できることとする

※ 3戸以上又は1000㎡以上の住宅等の開発で開発許可の対象とならないもの

区 域	対 応
災害レッドゾーン	開発許可を原則禁止
浸水ハザードエリア等	開発許可の厳格化

【都市計画法、都市再生特別措置法】

**災害レッドゾーン**

- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・意種科地崩壊危険区域

**◆立地適正化計画の強化**  
(防災を主流化)

- 立地適正化計画の**居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外**
- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める**「防災指針」の作成**  
（避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等）

【都市再生特別措置法】

**◆災害ハザードエリアからの移転の促進**

- 市町村による**防災移転支援計画**  
（市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等）

※ 上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充（防災集団移転促進事業の要件緩和（10戸→5戸等））

【都市再生特別措置法】

- 市街化調整区域
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 災害レッドゾーン
- 浸水ハザードエリア等

国土交通省 HP より

#### 【工業拠点の開発方針】

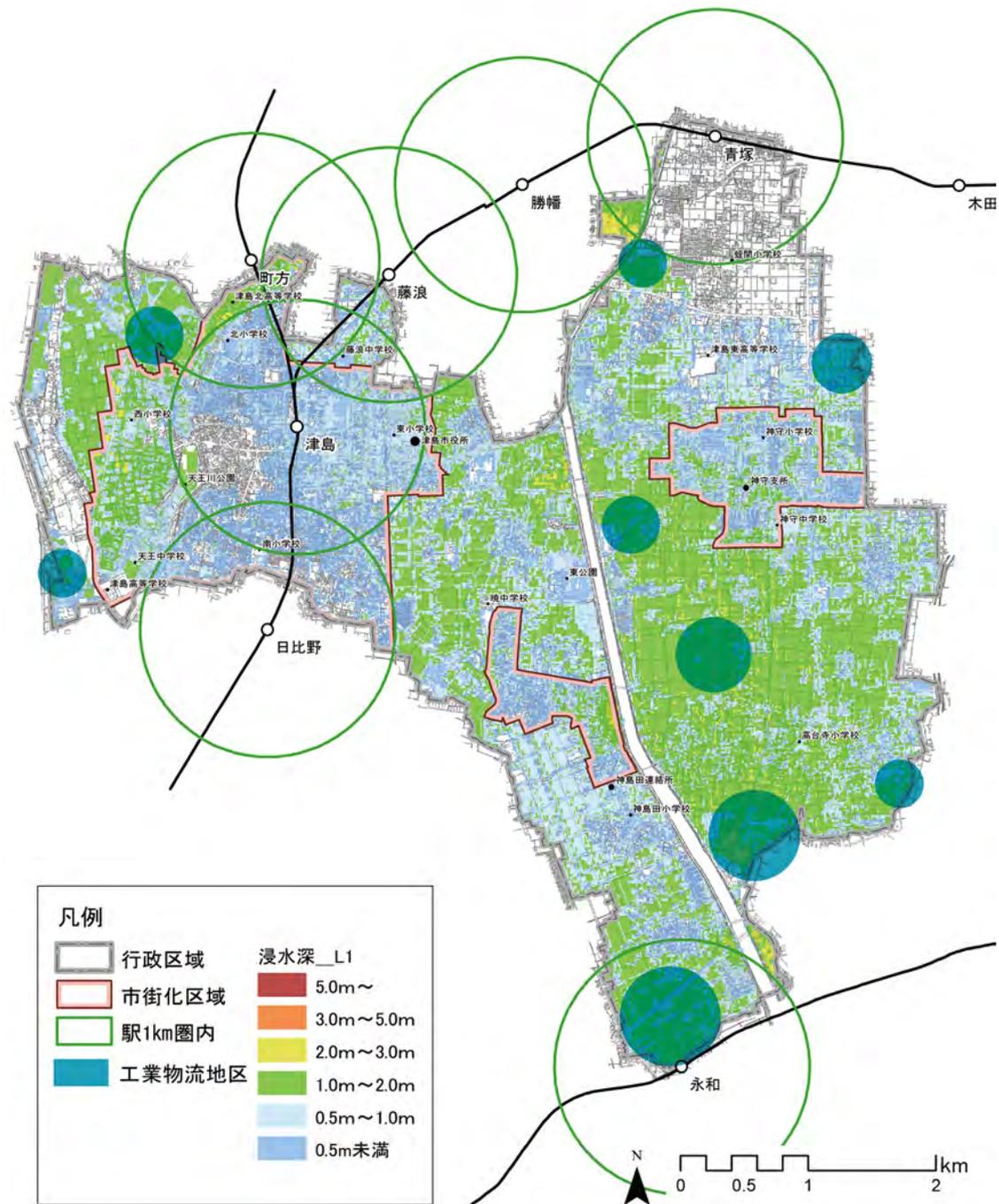
- 工業拠点の整備にあたっては、災害リスクの評価を行い、必要な措置を確実に施したうえで工業拠点の実現を進めていきます。
- 市街化調整区域に居住する市民が避難をできるよう、事業所等へ協力協定のもと施設の屋上階を開放するなど、民間事業者と共同で地域全体のリスク軽減の施策を検討します。

#### 【新たな住宅地の開発方針】

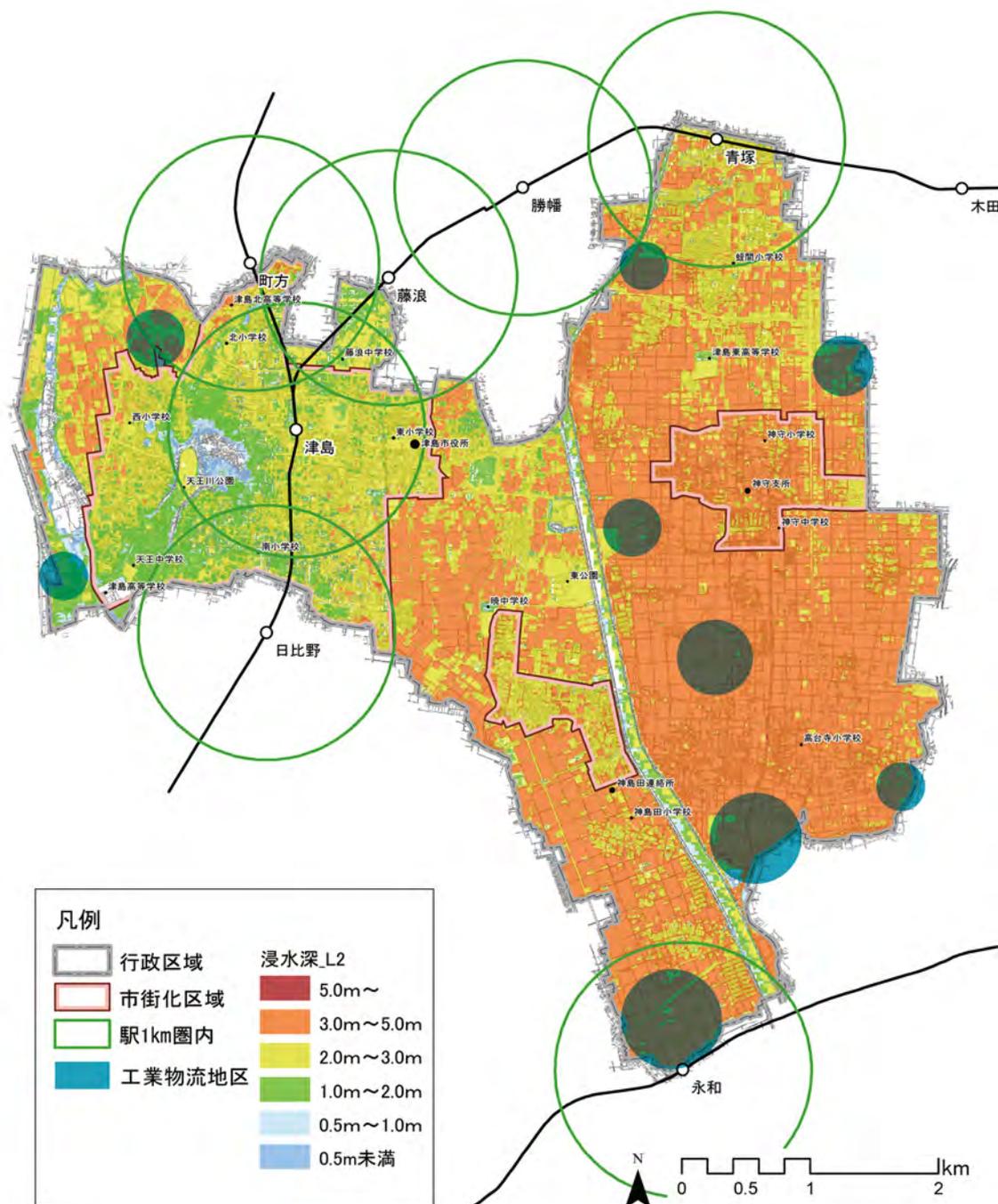
- 今後は人口減少がより現実化していくなか、既存の市街地の質を高めるコンパクトシティのまちづくりを実践し、日常生活に必要な施設等が集積する既存市街地の人口密度を増加させます。また、市街化調整区域では、コンパクトシティの機能を分担する鉄道駅近郊や水災害の危険性が比較的低い地域では、災害リスクの評価やリスク軽減の方策等の検討を行った上で、調整区域の地区計画制度等を活用しながら地域コミュニティの維持を主体にした土地利用を行っていく方針を基本とします。

【既存集落地の開発方針】

- 市街化調整区域には、人口の約4割の方が居住していることから、既存集落や団地などの地域コミュニティを維持するため、バス等の公共交通ネットワークの維持を図りつつ、自動車を前提とした生活様式に対応した住み続けられる社会基盤を維持していきます。
- コンパクトシティの機能を分担する鉄道駅近郊や浸水被害の恐れが少ない既存集落地等では市街化調整区域の地区計画制度等を活用しながら居住環境の改善を目指します。



【浸水想定区域図(木曾川・日光川における計画規模)】



【浸水想定区域図(木曽川・日光川における想定最大規模)】

### ⑩協働まちづくりの取組方針

今後、人口減少や厳しい財政状況の中でも市民が暮らしを楽しみ、本市のこれまで歩んできた歴史や文化に誇りと愛着を感じられるよう、行政、企業、まちづくりプレイヤー、そしてそこに住む市民や来訪者などが協働で居心地が良い空間の創出を目指します。

また、まちづくりプレイヤーや市民が自主的に考え、行動できるまちづくりを目指すため、公共空間を積極的に民間へ開放するなど、これまでつくり上げてきた都市や保存してきた歴史文化資源を上手に使いこなし、活動の「場」の提供や活動支援を推進することにより、成熟した都市を形成していきます。

さらに、防災の観点からも、市民等による防災力の維持・向上を推進する等、安心して暮らせる都市づくりを進めます。



【市街地整備の価値と持続性を高める複合的方針の取組 国土交通省 市街地整備 2.0 より】

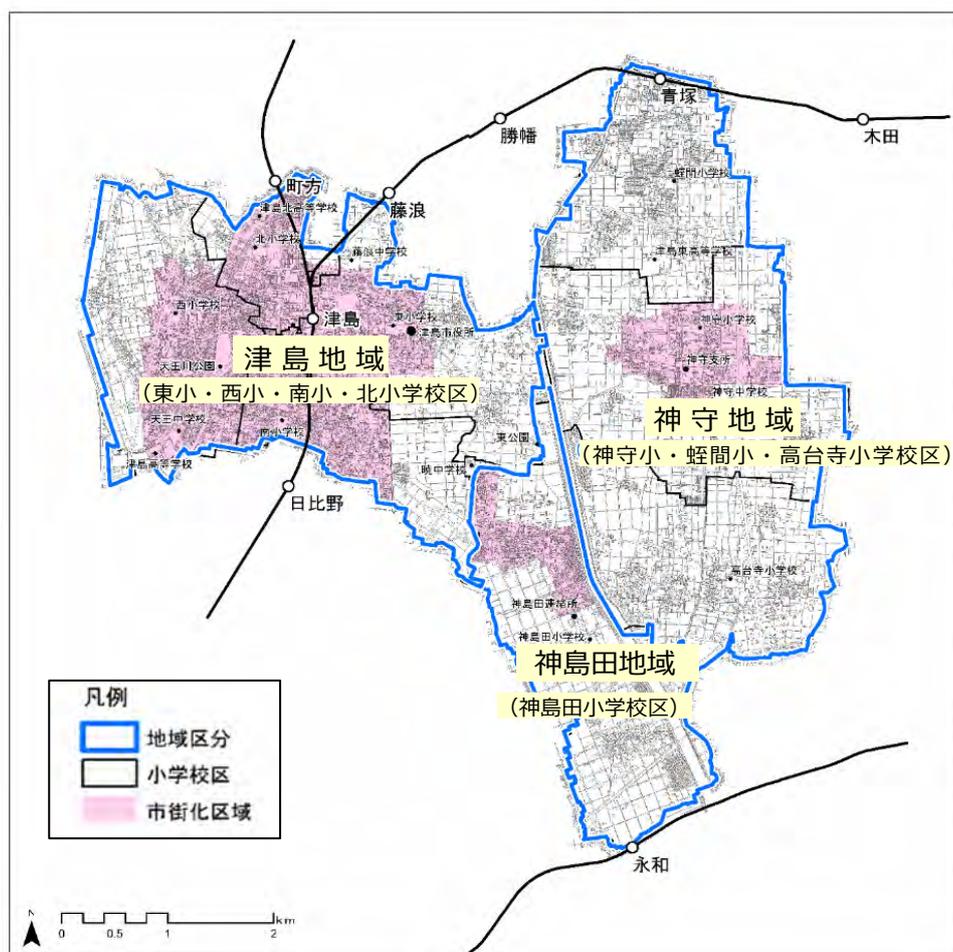
# 第5章 地域別構想

## (1) 地域区分

地域別構想は、地区の特性や課題等を踏まえ、全体構想の考え方を地域ごとにわかりやすく表したより身近なまちづくりの方針です。

今後、人口減少や自然災害が頻発化するなかでも、地域に根付く本市固有の歴史・文化・祭礼・自然などの歴史性がある風致環境を継承しつつ、リニア中央新幹線開業によって期待される大規模な人の移動を見据え、かつての湊町や門前町の歴史性からなる他の自治体にはない優位性を活かし、地域の魅力と産業の活力を向上させていく必要があります。

「新しい時代のふさわしい都市づくり」に向け、市民のライフスタイルにゆとりと便利を与え、既存の市街地の質と価値を高めコンパクトで効率的なまちとなるよう、市街地の分布状況を踏まえ、地域別構想の地域区分を「津島地域」、「神守地域」、「神島田地域」の3地域に区分します。



【地域区分】

## (2) まちづくり構想

### ①津島地域

#### ア.地域の現状

##### <概況>

津島地域は、本市の西部に位置し、東小、西小、南小、北小の小学校区で構成され、昭和22年（1947年）3月に愛知県下9番目の市として誕生して以来、その中心市街地を担ってきました。

特に、地区の中心部には、かつての湊町そして津島神社の門前町として発展した歴史性がある情景（風致）を今も感じられるほか、明治から大正にかけ毛織産業が地場産業として発展し昭和5年に津島神社と津島駅を結ぶ(都)天王通線の開通により、多くの人が行き交う活況があふれる商業地として、また国などの出先機関が集積する業務地として海部地域の中心拠点として現在に至ります。

こうした市街地の中に、本市を代表する「尾張津島藤まつり」や「尾張津島天王祭」、さらには「尾張津島秋まつり」など四季折々の祭の会場となる津島神社や天王川公園があるほか、市街化調整区域では、まとまりのある優良な農地が広がりを見せ、多様な自然環境を有しています。

公共交通機関は、市民や来訪者など多くの人を利用する「行動の起点」となる津島駅があり、リニア中央新幹線開業によってスーパーターミナル駅となる名古屋駅まで電車で約30分台のアクセス性を有しています。また、基幹バス（2路線）のほか、公共施設や生活拠点を巡回するコミュニティバスが運行しています。

他には、津島駅周辺の市街地では、湊町や門前町として繁栄し大地主や商人などの富裕層が増え、その心の拠りどころとして信仰心が普及した経緯から、現在でも社寺境内地が多く分布する特異性があります。

なお、本地域は952.7ヘクタールのうち、市街化区域は約52パーセントにあたる491.7ヘクタール、市街化調整区域は約48パーセントにあたる461.0ヘクタールで構成されています。

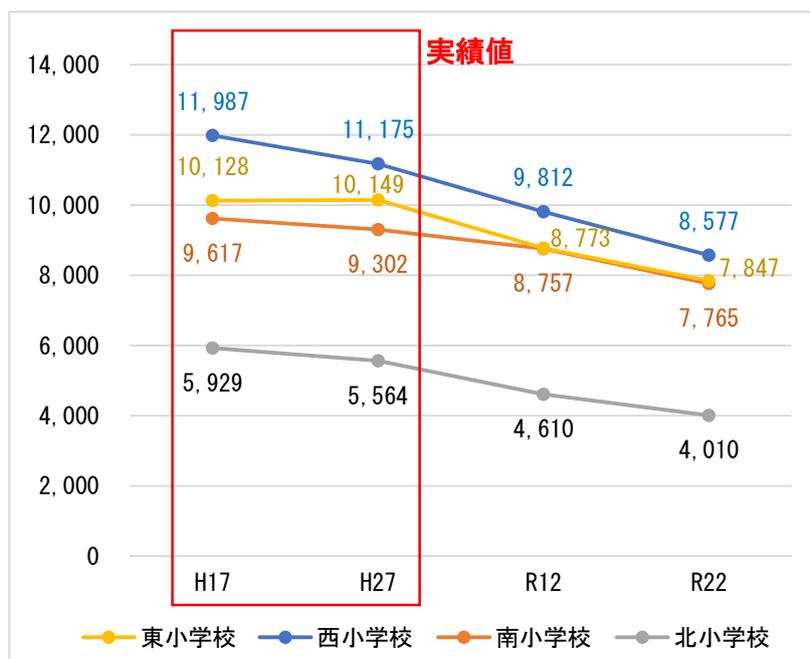
##### <人口特性>

- 津島地域には、市全体の約6割にあたる約36,000人が居住しています。
- 地域全体の人口は年々減少しており、過去10年間（平成17年～平成27年）で約1,500人減少しています。
- 年齢3区分別人口は、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少している一方、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。
- 小学校区別の人口推移をみると、東小学校区を除く3小学校区は過去10年間（平成17年～平成27年）で人口が減少しています。将来の推計人口をみると、全ての小学校区で減少し、人口密度も低下していくことが予測されます。

【津島地域の現況】

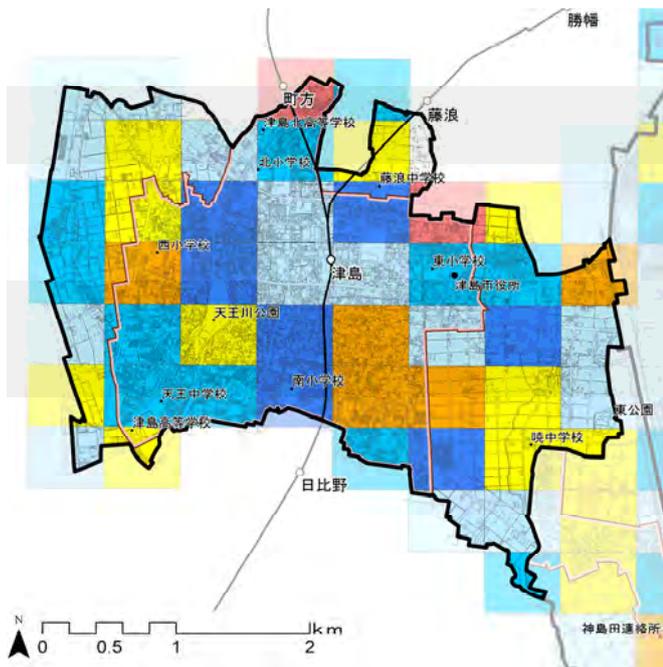
津島地域		平成17年	平成22年	平成27年	市全体からみた津島地域の割合(H27)
地域全体	面積(ha)	952.7	952.7	952.7	38.0%
	市街化区域面積(ha)	491.7	491.7	491.7	73.8%
	人口(人)	37,662	37,331	36,190	57.1%
	15歳未満人口(人)	5,914	5,533	4,532	56.6%
	15歳以上65歳未満人口(人)	24,328	23,177	21,706	57.8%
	65歳以上人口(人)	7,420	8,621	9,952	56.5%
	市街化区域(工業地域を除く)人口密度(人/ha)	64.1	64.0	62.2	—
	高齢化率(%)	19.7	23.1	27.5	—

(資料:国勢調査、都市計画基礎調査)



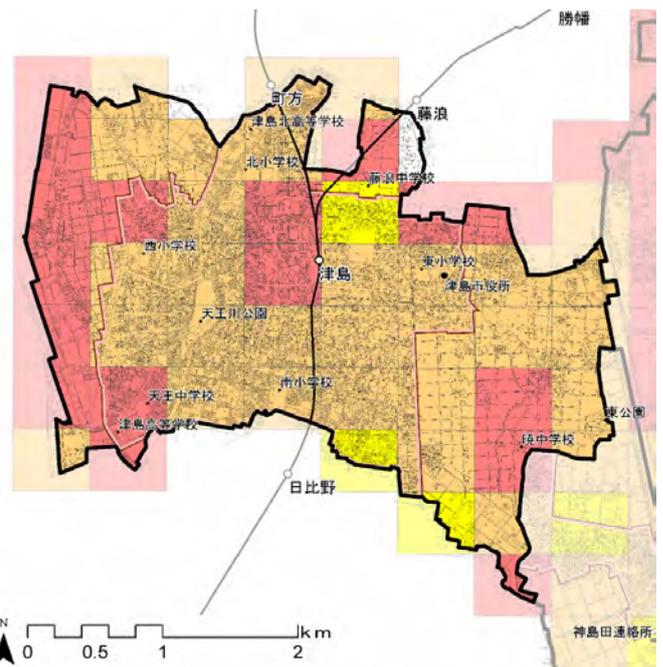
(資料:国勢調査、国立社会保障・人口問題研究将来人口推計(2018年推計))

【津島地域小学校区別人口推移】



- 凡例
- 地域区分
  - 市街化区域
  - H22-H27人口増減数
  - 100人以上減少
  - 50~100人未満減少
  - 50人未満減少
  - 増減なし
  - 50人未満増加
  - 50~100人未満増加
  - 100人以上増加

【ゾーン別人口増減】



- 凡例
- 地域区分
  - 市街化区域
  - H27年高齢化率
  - 0%
  - 10%未満
  - 10~20%未満
  - 20~30%未満
  - 30%以上

【ゾーン別高齢化率】

(資料:国勢調査)

## イ.地域の主要課題

### <正面玄関としての津島駅周辺の魅力向上>

- 津島駅は、本市の「正面玄関」として鉄道、バス、自動車、自転車等などの交通手段を結ぶ交通結節点であり、人が集まる都市活動の行動起点ですが、駅周辺には空き家や空き地などの都市的低未利用地が広く分布しています。また、駅周辺では都市計画道路をはじめとする市街地整備の遅れがあり、市民からも魅力ある市街地環境の整備が求められています。
- 新型コロナウイルスの影響により、在宅勤務、サテライトオフィスなど、ICTを活用したテレワーク環境が全国的に広く浸透しました。さらに「新たな生活様式」の定着やICTの技術向上、ワークライフバランスの推進により、大都市に集中にした従来の働き方から地方へ分散した働き方に注目が集まり、今後より推進されていくことが予測されます。
- リニア中央新幹線開業により注目度が高まる名古屋駅から30分台に位置する津島駅周辺においては、市民の暮らしや公共交通の利便性向上、さらには本市を訪れる方々が歩きたくなる魅力ある市街地のほか、天王川公園などでは新型コロナウイルスの影響によりサードプレイス（第3の居場所）として居心地の良い公共空間が求められています。

### <良好な住環境の形成>

- 本地域には、津島駅を中心に、商業や業務などの機能が集積しています。しかし、今後は人口減少により、地域の人口密度の低下が予測されるため、都市機能維持を目的に人口密度を高める施策が必要です。
- 平成27年度（2015年度）の3区分別の人口割合のうち高齢化率は27.5<sup>1</sup>パーセントとなり、特に、津島駅西側の古くからの市街地では、30<sup>1</sup>パーセント以上と高いことから、20歳代から40歳代までの若年子育て世代の定住を促し、世代のバランスを保つことが必要です。
- 近年、集中豪雨が全国各地で頻発、激甚化しているため、本市の中心拠点となる本地域では、不断なく浸水対策をはじめとする防災対策の充実を図り、高齢者や子育て世代など多様な世代が、安心して暮らせるまちづくりが必要です。

### <歴史・文化資源を活かしたまちづくり>

- 本地域の中心には津島神社の門前町・天王川の湊町として発展してきた市街地が形成されており、現在も多くの歴史的建造物をはじめとする情緒ある風致や祭礼が息づいています。こうした歴史・文化資源を次の世代に継承していくほか、地域資源を活用したまちの活性化など、本市の特異性を活かしたまちづくりを推進していく必要があります。

### <自然環境の保全、有効活用>

- 本地域には津島神社等の社寺林、天王川公園をはじめとする公園、市街化調整区域では木曽川の豊かな水によって水稻を中心に優良な農地など多様な自然環境を有しています。こうした自然環境を保全していくとともに、市民の憩いの場や防災に資する緑地等として有効に活用していくまちづくりが必要です。

### ＜想定される災害への対応＞

- 本地域は南海トラフ巨大地震が発生した際、地域東部や南部が津波により浸水することが予想されています。一方、天王川公園周辺から地域の北西部にかけては津波浸水が予想されていないことから、地域北西部における避難場所の確保等の対策が求められます。
- 木曽川が氾濫した際、天王川公園周辺等の一部を除き地域全体で浸水が想定されています。また、日光川が氾濫した際においては、津島線付近まで浸水することが想定されており、河川による浸水災害に対して安全を確保するための対策が求められます。

### ウ.地域のまちづくり目標

**門前町・湊町としての歴史や緑を感じることができ、  
多くの人が集まる市の顔となるまち**

本地域では、リニア中央新幹線開業によってスーパーターミナル駅となる名古屋駅からの近接性、本市固有の歴史性・文化的な資源、天王川公園や津島神社の緑豊かな公共空間などを活かし、市の顔となる「正面玄関」として津島駅周辺に多様な都市機能が集積する便利で快適、そしてにぎわいあふれるまちを目指します。

## 工.地域のまちづくり方針

地域の主要課題を踏まえ、地域のまちづくりの方針を定めます。

主要課題	まちづくり方針
正面玄関としての津島駅周辺の魅力向上	<p>■本市の正面玄関となる津島駅周辺における再整備及び都市機能の立地誘導の促進</p> <p>①津島駅は、「市の正面玄関」にふさわしい魅力ある都市拠点を目指し、駅と東西の駅前広場、周辺のまちが一体的に感じられ、便利で使いやすく、さらには多くの人に愛着や誇りを持っていただけるよう鉄道事業者と連携し、魅力ある環境整備を行います。</p> <p>また、鉄道高架化の利点を活かし、官民連携により高架下の利活用や駐輪場の整備などを進めます。</p> <p>②津島駅前には、市民や来訪者が便利で快適と感じられる施設の立地、来訪者に対しまちの回遊性を高めるイベントや周辺商店街の活性化に繋がる情報提供にICTを活用したデジタルサイネージ（電子電光掲示板）などを取り入れた新時代の都市環境を官民連携により創出します。そして魅力的な駅前を継続的に発展させていくための有効な制度を検討していきます。</p> <p>③津島駅周辺では、リニア中央新幹線開業によって東京都心から60分台で移動が可能となる近接性や、かつての湊町・門前町という歴史性や優位性を活かし磨き上げることで、「行ってみたい」と思える魅力的な市街地、そして「住みたい」と思われるよう、子育てや教育をはじめとする各種施策と連携した「選ばれるまち」に向け、市全体で施策を推進していきます。</p> <p>また、津島駅西側にある(都)天王通線は、無電柱化や沿道等も含め人の視界に入る空間が一体となったまちなみの形成を目指すとともに、津島駅東側の一定の市街地も含め魅力的な商品を扱う店舗や飲食店等を立地誘導するため、空き家や空き店舗のリノベーションを推進するほか、居心地がよく歩きたくなるまちなかを実現していきます。</p> <p>さらに、津島駅東西の一定範囲には、「駅ちか居住」として中・高層住宅（マンション）の立地誘導となる有効な施策を進め、人口密度を高めていきます。</p> <div data-bbox="1005 392 1420 683" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">駅まち空間イメージ 国土交通省 駅まち再構築事例集</p>

<p style="text-align: center;"><b>主要課題</b></p> <p>良好な住環境の形成</p>
<p>歴史・文化資源を活かしたまちづくり</p>

<p style="text-align: center;"><b>まちづくり方針</b></p> <p><b>■住環境に資する都市基盤施設の整備や定住促進</b></p> <p>④空き家などの都市的低未利用地が多く存在する駅周辺では、道路などの公共空間を含め、にぎわいの場、憩いの場、交流の場など目的に応じたエリアマネジメントを検討します。また、防災として延焼防止や一時避難場所、まちなかの潤いとなるオープンスペースの整備を促進します。</p> <p>⑤良好な住環境を整えるため、生活道路の整備・改善や身近な公園の質向上、下水道の普及等を進め居住環境の改善を図り、市外への転出抑制として、親世帯と子世帯が「程よい距離間」で暮らす近居世帯を増やすための「お互いさま定住策」や、市外からの新たな定住促進に向け、住宅ローンの金利の優遇策などの施策を検討します。</p> <p>⑥整備が遅れている都市計画道路については、将来の交通需要を見据え限られた財源を効果的に投資するため、新たな都市計画道路網に再編したうえで、愛知県と連携して整備を促進します。</p> <p>⑦安全な市街地交通に向けて、歩行者や自転車の交通空間を確保するとともに、円滑な交通処理に向けて主要な道路の交差点改良を行います。</p> <p><b>■主要幹線道路沿道における商業施設の立地誘導</b></p> <p>⑧主要幹線道路である(都)名古屋津島線の整備を促進するとともに、当該道路沿道や国道 155 号沿道においてはロードサイド型商業施設の立地誘導を図ります。</p> <p><b>■木曽川・長良川新架橋の整備を見据えた西の玄関口の形成</b></p> <p>⑨木曽川・長良川新架橋の整備促進及び新架橋へのアクセス道路の都市計画決定に向けた検討と併せ、岐阜県・三重県とつながる本市の西の玄関口としてふさわしい沿線の土地活用を検討します。</p> <p><b>■津島駅周辺への交通利便性の向上</b></p> <p>⑩都市拠点である津島駅周辺へのアクセス性を向上させるため、道路整備のほか、公共交通全体での連携等を行い、市全体での交通利便性の向上を図ります。</p> <p><b>■歴史的町並み及び景観の形成</b></p> <p>⑪津島市歴史的風致維持向上計画（令和2年3月）に定める重点区域には、ユネスコ無形文化遺産にも登録された日本の「山・鉾・屋台行事」33件のひとつである「尾張津島天王祭の車楽舟（だんじりぶね）行事」をはじめ、地域の人々によって守り継がれた歴史や伝統、さらには神社仏閣等の歴史的建造物が多く集積しています。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



<p style="text-align: center;"><b>主要課題</b></p>
<p>自然環境の 保全、有効 活用</p>
<p>想定される災 害への対応</p>

<p style="text-align: center;"><b>まちづくり方針</b></p>
<p>これらの歴史文化資源を活用した多様な世代が交流できるまちづくりを 実践していきます。</p> <p>⑫歴史的な景観を保全するため、市民とともに景観計画等による建築物 等の意匠、形態及び色彩等のルールの策定を図ります。</p> <p>⑬津島神社は、本市を代表する観光資源の一つです。これらの魅力をさらに磨き上げる ため、周辺の公的不動産（PRE）を活用し たにぎわいを創出し、天王川公園と併せて 新しい魅力として市内外へ発信するととも に観光交流に繋がる事業を進めます。</p>
 <p style="text-align: center;">津島神社</p>
<p><b>■天王川公園緑の保全と活用</b></p> <p>⑭津島神社や天王川公園には、本市の天然記念物に指定される「カジノ キ」と「エノキ」のほか、「松」や「桜」など良好な緑があるほか、か つての川や湊（みなと）を連想させる独自の景観を形成しています。 これら貴重な自然的景観を保全するため、風致地区の指定を継続して いきます。</p> <p>⑮天王川公園では、自然的景観の維持向上や時 代に沿った公園利用者ニーズに対応するた め、官民連携による「Park-PFI」の導入を図 り観光資源としての魅力を高めます。 あわせて、公園利用者にとって居心地が良い と感じられるサードプレイス（第3の居場所） の実現に向け、無料公衆無線 LAN や ICT を活用したデジタルサイネ ージなどを取り入れ、利便性や快適性を併せ持つ「質の高い公園」を 整備します。</p>
 <p style="text-align: center;">天王川公園</p>
<p><b>■緑の保全とネットワーク化の推進</b></p> <p>⑯旧天王川（新堀川～天王川公園～津島高校）・旧佐屋川および津島神社 一帯は、本市の成り立ちや治水の歴史を伝える重要な緑と位置づけ、 その緑地の維持・保全を図ります。</p> <p>⑰(都)名古屋津島線未整備区間の整備に合わせて、緑化を促進するほか、 周辺の社寺にある市指定の保存樹木を所有者と協働して保全します。</p>
<p><b>■安全・安心なまち形成</b></p> <p>⑱高い確率で発生が予測される大規模地震、さらには近年多発する風水 害など高まる災害リスクを踏まえ、自主防災会と協働して防災力を強 めるため被害を軽減するソフト事業を実践していくとともに、避難空 間の確保や円滑な応急・復旧活動などが行えるよう、防災機能の充実 を図ります。</p>

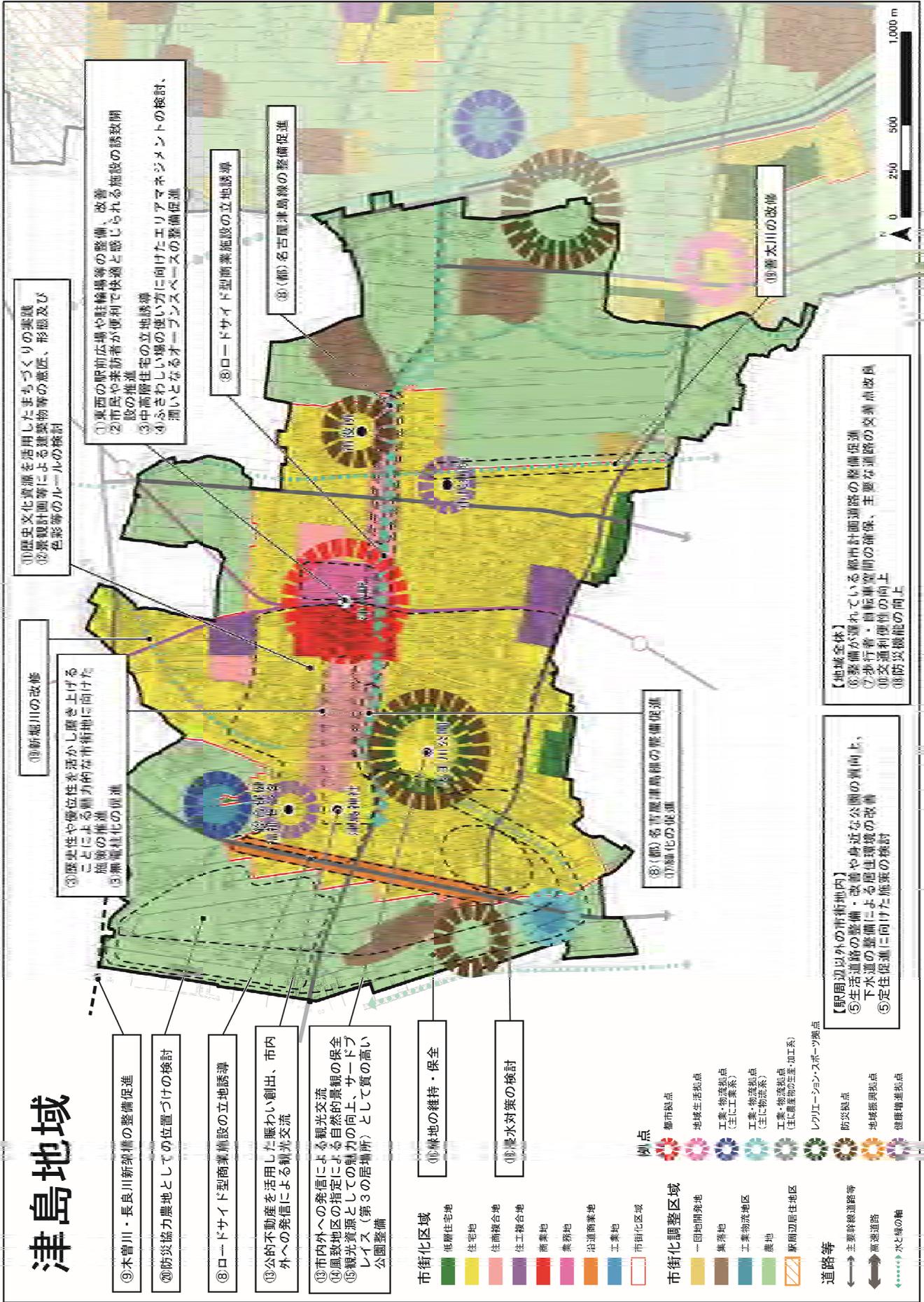
第1章	はじめに
第2章	津島市の概況
第3章	現況特性と課題の整理
第4章	全体構想
第5章	地域別構想
第6章	計画の評価と見直し
用語集	
参考資料	

第1章	はじめに
第2章	津島市の概況
第3章	現況特性と課題の整理
第4章	全体構想
第5章	地域別構想
第6章	計画の評価と見直し
	用語集
	参考資料

主要課題

まちづくり方針
<p><b>■河川浸水対策の推進</b></p> <p>⑭頻発・激甚化する集中豪雨に対して、本地域の排水先となる二級河川日光川や支川となる善太川や新堀川の河川改修等を県と連携して推進するとともに、浸水被害が多発する天王川公園南西部については、新たな浸水対策を検討します。併せて、宅地からの雨水流出を抑制するため、庭先などの緑化や雨水貯留施設の推進、住民が自ら危険を察知して迅速に避難行動等をとることができるソフト対策を充実させます。</p> <p><b>■防災協力農地の確保の検討</b></p> <p>⑮津波による浸水が少ないとされる北西部の農地については、被災後の仮設住宅等のための建設用地確保に向け、防災協力農地としての位置づけを検討します。</p>

# 津島地域



⑩歴史文化資源を活用したまちづくりの実現  
 ⑪景観計画等による建築物等の意匠、形態及び色彩等のルールの検討

①東西の駅前広場や駐輪場等の整備、改善  
 ②市広や来訪者が便利で快適と感じられる施設の誘致開  
 ③中高層住宅の立地誘導  
 ④ふるさつらしい場の使い方の強い方に向けたエリアマネジメントの検討、  
 ⑤新しいオープンスペースの整備促進

⑨新堀川の改修

⑬歴史性や優位性を活かして磨き上げる  
 ことによる魅力的な市街地に向けた  
 施設の推進  
 ⑭無電柱化の推進

⑨木曾川・長良川新築橋の整備促進

⑫防災協力農地としての位置づけの検討

⑩ロードサイド型商業施設の立地誘導

⑬公的不動産を活用した賑わい創出、市内  
 外への発信による観光交流

⑧ロードサイド型商業施設の立地誘導

⑧(郡)名古屋津島線の整備促進

⑨善太川の改修

⑧(郡)名古屋津島線の整備促進  
 ⑦緑化の促進

⑭緑地帯の維持・保全

⑮浸水対策の検討

- 市街化区域**
- 低層住宅地
  - 住宅地
  - 住商複合地
  - 住工複合地
  - 商業地
  - 業務地
  - 沿道商業地
  - 工業地
  - 市街化区域
- 市街化調整区域**
- 一田畑開闢地
  - 集落地
  - 工業物流地区
  - 農地
  - 駅前周辺居住地区
- 道路等**
- 主要幹線道路等
  - 普通道路
  - 水と緑の軸
- 拠点**
- 都市拠点
  - 地域生活拠点
  - 工業・物流拠点  
(主に工業系)
  - 工業・物流拠点  
(主に物流系)
  - 工業・物流拠点  
(主に農産物の生産・加工系)
  - レクリエーション・スポーツ拠点
  - 防災拠点
  - 地域振興拠点
  - 健康増進拠点

【地域全体】

- ⑥整備が滞っている都市計画道路の整備促進
- ⑦歩行者・自転車空間の確保、主要な道路の交差点改良
- ⑧交通利便性の向上
- ⑨防災・減災の向上

【駅周辺以外の市街地内】

- ⑤生活・道路の整備・改善や身近な公園の創出、  
 下水道の整備による居住環境の改善
- ⑤定住促進に向けた施策の検討

## ②神守地域

### ア.地域の現状

#### <概況>

神守地域は、本市の東部に位置し、神守小、蛭間小、高台寺小の小学校区で構成され、江戸時代には東海道の脇街道である「津島下街道（佐屋街道）」の宿場「神守宿」として栄え、現在でも街道の標識であった「一里塚」が唯一現存しています。その後、明治4年（1871年）の「廃藩置県」によって神守村として誕生し、その後、昭和30年（1955年）1月に津島市へ編入した地域になります。

昭和60年（1985年）に、地域の一部を市街化区域に編入してから住宅系の土地利用が進み人口密度が高まりました。最近では、流域下水道の整備や地区計画の指定を行い、幹線道路沿いには市民生活の利便施設となる商業系の土地利用が促進されるなど、良好な居住環境に向けたまちづくりが進められています。

また、市街化調整区域には、農業集落地や一団地開発による住宅地、市の活力を高める産業誘致を行う工場集積地のほか、まとまった農地が存在し、広がりのある田園風景を有しています。

地域活動としては、古くは宝暦時代（1755年）から始まったと言われる、作物の豊年行事や特別な奉祝行事であった「神守祭（かもりまつり）」は、「尾張津島秋まつり」として、軽快な笛と太鼓の音色が地域に響くなど歴史文化となる祭礼が現在でも継承されています。

公共交通としては、地域の北部に青塚駅があり、かつての津島下街道に沿って走る基幹バス系統（2路線）を基本に、公共施設や生活拠点を巡回するコミュニティバスが運行しています。また、スーパーターミナル駅となる名古屋駅周辺と直結する(都)名古屋津島線の整備が進んでおり、開通によって、これまでの日常生活や経済活動をさらに広域的につなげ、新たな交流が生まれる動線として期待されています。

なお、本地域は1,140.4ヘクタールのうち、市街化区域は約10パーセントにあたる111.0ヘクタール、市街化調整区域は約90パーセントにあたる1,029.4ヘクタールで構成されています。

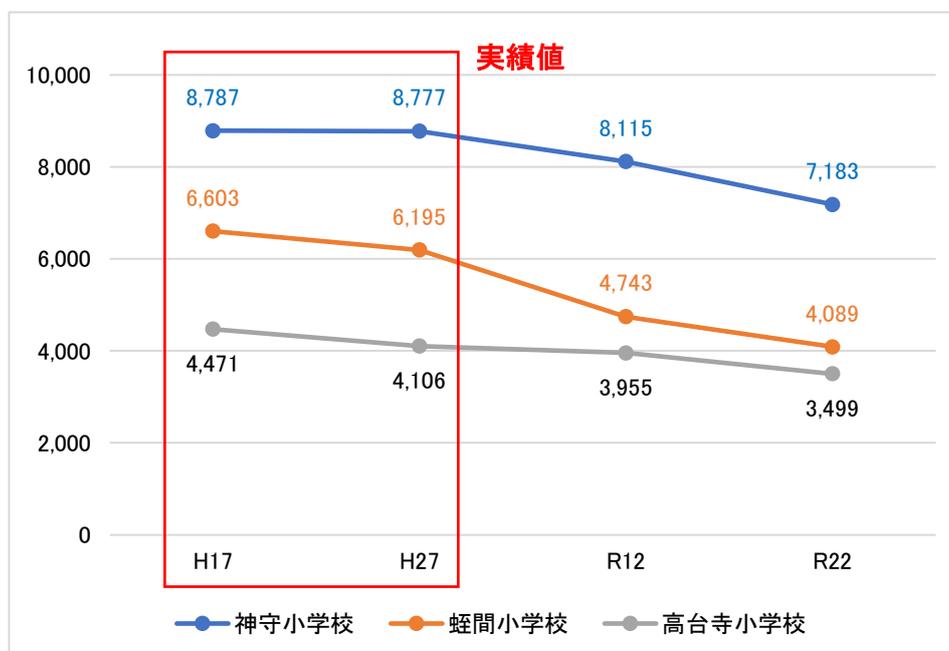
#### <人口特性>

- 神守地域には市全体の約3割にあたる約19,000人が居住しています。
- 地域全体の人口は年々減少しており、過去10年間（平成17年～平成27年）で約800人減少しています。
- 年齢3区分別人口は、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少している一方、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。
- 小学校区別の人口推移をみると、全ての小学校区において過去10年間（平成17年～平成27年）で人口が減少しています。将来の推計人口をみると、全ての小学校区で減少し、人口密度も低下していくことが予測されます。
- 市街化区域の人口密度は上昇していますが、市街化調整区域では一部で人口密度が増加するものの、全体的には人口減少に伴い低下傾向にあります。

## 【神守地域の現況】

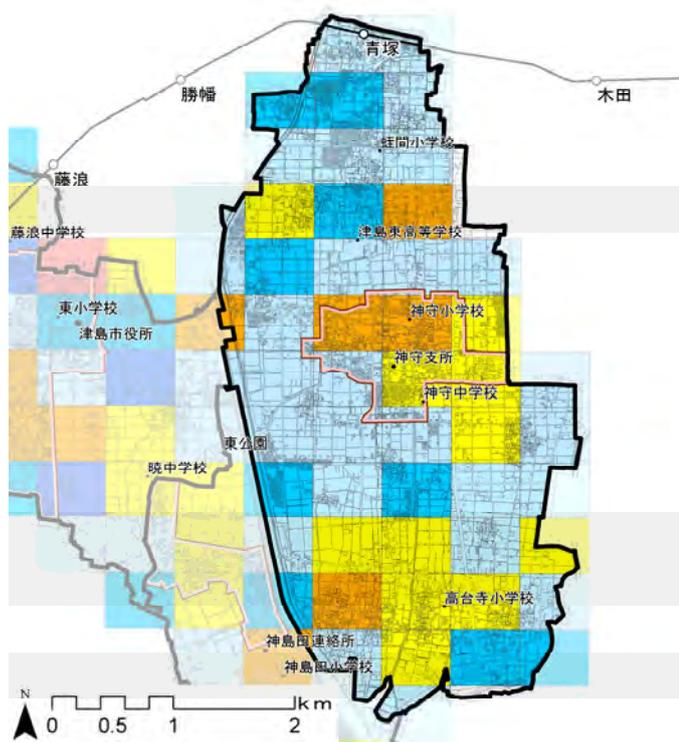
神守地域		平成17年	平成22年	平成27年	市全体からみた 神守地域の割合(H27)
地域 全体	面積(ha)	1,140.4	1,140.4	1,140.4	45.5%
	市街化区域面積(ha)	111.0	111.0	111.0	16.7%
	人口(人)	19,862	19,601	19,078	30.1%
	15歳未満人口(人)	3,050	2,661	2,357	29.4%
	15歳以上65歳未満人口(人)	12,960	12,189	11,259	30.0%
	65歳以上人口(人)	3,852	4,751	5,462	31.0%
	市街化区域(工業地域を除く) 人口密度(人/ha)	41.9	42.0	43.8	—
	高齢化率(%)	19.4	24.2	28.6	—

(資料:国勢調査、都市計画基礎調査)

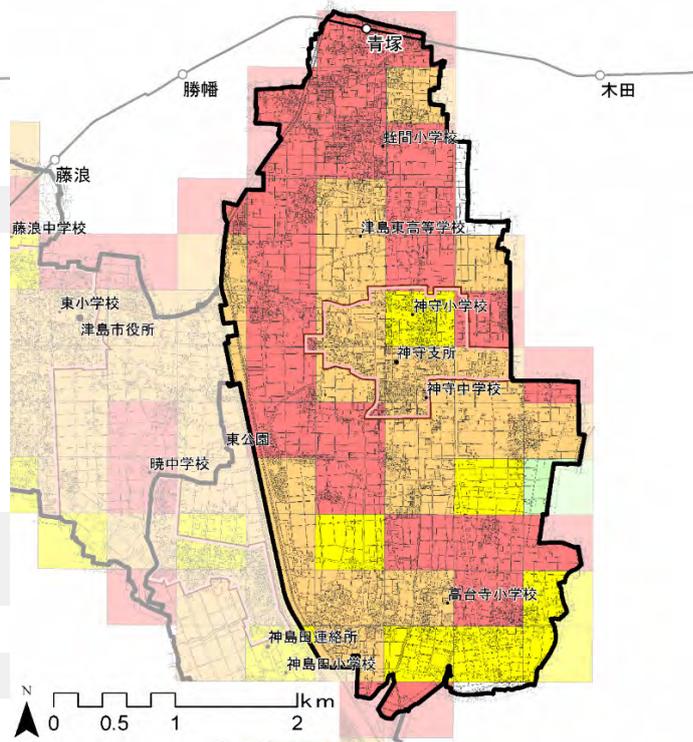


(資料:国勢調査、国立社会保障・人口問題研究将来人口推計(2018年推計))

## 【神守地域小学校区別人口推移】



【ゾーン別人口増減】



【ゾーン別高齢化率】

(資料:国勢調査)

## イ.地域の主要課題

### <青塚駅との近接性を活かした拠点づくり>

○本地域の大半は市街化調整区域であるものの、地区の北部には本市の「北の玄関口」となる青塚駅があり、その周辺は一団地開発の住宅団地があることから、比較的人口密度は高い住宅地が形成されています。しかし今後は、自然減に伴う人口減少・高齢化による地域コミュニティの維持が困難になることが予測されます。

このため、地区コミュニティの維持・増進を目的に、若者から高齢者までの幅広い世代がコミュニティを育み発展できる居住環境の維持を前提にした施策が必要です。

### <市街地や集落地等における生活利便性が整う拠点づくり>

○本地域の中央に位置する市街化区域内については、地区計画を指定し、地域に密着したまちづくりとして、居住と併せ店舗などの生活利便施設を立地してきました。しかし、自然減をはじめとする人口減少や人口密度の低下により、生活利便施設の維持が難しくなるといった問題が予測されます。

このため、今後は地区計画の取組を継続しつつ、市街地の質と価値を高め、居住や店舗等を集約していくコンパクトで歩いて暮らせる市街地形成を図り、人口流入の促進、人口流出の抑制につながる施策と連携した取組が必要です。

○市街化調整区域にも一団地開発地や集落地が多く分布しています。こうした市街化調整区域における一団地開発地や集落地においても、暮らし続けられる小さな拠点に向け居住環境の維持と併せ、便利で使いやすい地域公共交通の充実が必要です。

### <広域交通を活かした産業・観光の拠点づくり>

○本地域には、本市の「南の玄関口」となる蟹江ICと直結する(都)西尾張中央道が南北に整備されており、広域交通の利便性が高い状況にあります。さらに、名古屋駅に直結する(都)名古屋津島線は市内工区で順次整備が進められ、完成後においては名古屋駅との連携がさらに強化されます。

今後は、広域的な人が集うターミナル駅に生まれ変わる名古屋駅から道路ネットワークを活かし、地域振興として人を呼び込む新たな玄関口としての土地利用が必要です。

### <自然や歴史的景観を保全活用した拠点づくり>

○本地域西側には、日光川が流れ市街化調整区域にはまとまった農地が分布する等、良好な自然環境を有しているほか、かつての江戸時代の東海道としての歴史的風致が今も息づいています。

こうした地域の自然や歴史からなる景観を保全するとともに、その良さを地域住民が享受できるよう有効活用を図っていくことが必要です。

### <想定される災害への対応>

○本地域は南海トラフ巨大地震が発生した際、地域中部や南部が津波により浸水することが予想されています。一方、青塚駅周辺等の地域北部は津波浸水が予想されていないことから、地域北部における避難場所の確保等の対策が求められます。

○木曽川・日光川が氾濫した際、地域全体で浸水することが想定されており、河川による浸水災害に対して安全を確保するための対策が求められます。

第1章	はじめに
第2章	津島市の概況
第3章	現況特性と課題の整理
第4章	全体構想
第5章	地域別構想
第6章	計画の評価と見直し
用語集	
参考資料	

## ウ.地域のまちづくり目標

**自然や農とふれあい、歴史文化を身近に感じて暮らすことができ、本市における北・東・南の玄関口として魅力あるまち**

本地域では、日光川及びその支流からなる水辺緑地や水田主体の農地のほか、「佐屋街道」の宿場「神守宿」として歴史とともに生きてきた社寺林などの特徴的な緑など、潤いあるゆったりとした自然環境があります。また、広域交流軸や名古屋駅へ気軽に便利に移動することができる道路整備や公共交通機関などが整い、開発ポテンシャルが高いことから、北と南、新たに「東の玄関口」、これら玄関口としてふさわしい魅力の創出に向けた土地利用を図り、潤いとゆとり、そして活力が共生したまちを目指します。

## 工.地域のまちづくり方針

地域の主要課題を踏まえ、地域のまちづくりの方針を定めます。

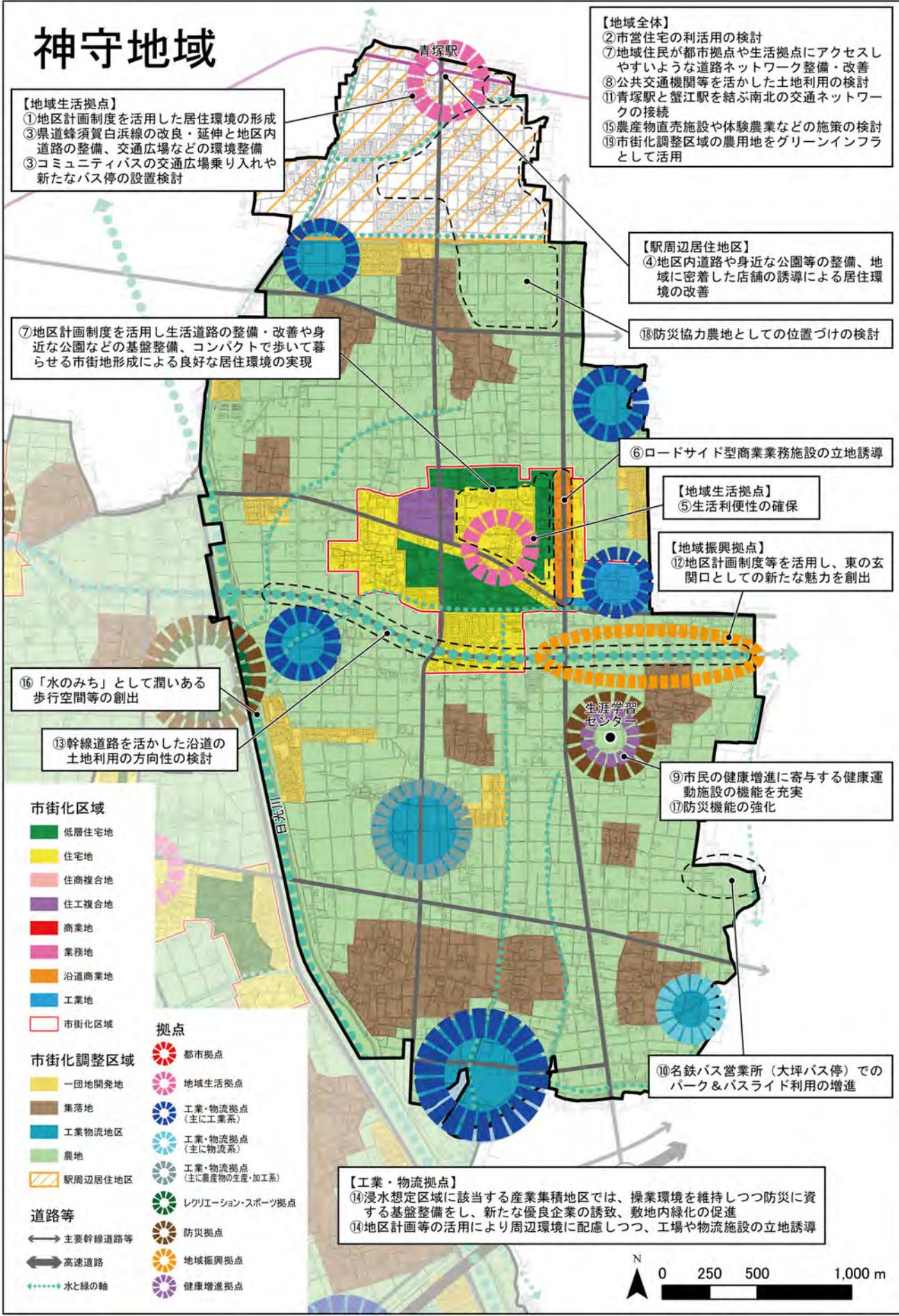
主要課題	まちづくり方針
青塚駅との近接性を活かした拠点づくり	<p>■ <b>本市の北の玄関口となる青塚駅周辺における都市機能の立地誘導</b></p> <p>①本市の北の玄関口となる青塚駅周辺では、鉄道駅への近接性を活かし地区計画制度を活用した若者から高齢者までの幅広い世代がコミュニティを育み発展できる居住環境の形成を図ります。</p> <p>②市営青塚住宅についてはその跡地の利活用を検討します。</p> <p>■ <b>公共交通結節点機能の強化・充実</b></p> <p>③青塚駅周辺では、県道蜂須賀白浜線の改良や県道給父西枇杷島線までの事業延伸に併せ公共交通機関の利便性を向上させるため、交通広場などの環境整備を図るほか、コミュニティバスの交通広場乗り入れや新たなバス停の設置を検討します。</p> <p>■ <b>青塚駅周辺の市街地における都市基盤施設の改善・充実</b></p> <p>④青塚駅周辺では、地区内道路や身近な公園等を整備するほか、地域に密着した店舗の誘導や居住環境の改善を図ります。</p>
市街地や集落地等における生活利便性が整う拠点づくり	<p>■ <b>主要幹線道路のポテンシャルを活かした地域生活拠点の形成</b></p> <p>⑤既成市街地では、主要幹線道路のポテンシャルを活かし、地域住民の生活利便性を向上させるために、日常的な商品を扱う店舗等の立地を誘導することで地域生活拠点の形成を図ります。</p> <p>■ <b>(都)西尾張中央道沿道への商業業務施設等の立地誘導</b></p> <p>⑥主要幹線道路である(都)西尾張中央道沿道については、トラフィック機能に影響が生じない範囲で、市街化区域内においてロードサイド型の商業業務施設等の立地誘導を図ります。</p> <p>■ <b>快適な住宅地の形成</b></p> <p>⑦市街地では、地区計画制度を活用した良好な居住環境の実現に向け、生活道路の整備・改善や身近な公園の整備等を進めるほか、人口流入の促進、人口流出の抑制につながる施策と連携して市街地の質と価値を高め、居住や店舗等を集約していくコンパクトで歩いて暮らせる市街地形成を図ります。</p> <p>また、地域住民が都市拠点や地域生活拠点にアクセスしやすいよう道路ネットワークの整備・改善を図ります。</p> <p>⑧市街化調整区域には、神守地域の約7割を超える市民が暮らしています。このため、既存集落地内等でも将来に渡り暮らし続けられるよう、鉄道や基幹バス、コミュニティバスなどの公共交通機関等を活かした、市街化調整区域内での土地利用を検討します。</p>

主要課題	まちづくり方針
	<p>⑨社寺境内地や生産緑地を活用して、都市としての緑のオープンスペースを確保するとともに、生涯学習センターを活用した、市民の健康増進に寄与する健康運動施設の機能を充実します。</p> <p>■公共交通の利便性の向上</p> <p>⑩公共交通機関の利便性を向上させるため、名古屋へのアクセス性の高い名鉄バス津島営業所（大坪バス停）でのパーク&amp;バスライド利用の増進をはじめとする公共交通の利用環境の充実を図ります。</p> <p>⑪南北に長い本地域の地形において、生活移動の利便性を向上させるため、地域の北端にある青塚駅と南端の隣接自治体にある JR 蟹江駅を交通ネットワークで接続するため、コミュニティバスをはじめとする公共交通等の連携を促進します。</p>
<p>広域交通を活かした産業・観光の拠点づくり</p>	<p>■(都)名古屋津島線整備に合わせた東の玄関口の形成</p> <p>⑫広域交流の軸として期待される(都)名古屋津島線の整備進捗にあわせ、地区計画制度等を活用して、本市の東の玄関口として地域に人を呼び、雇用を生み出す「地域振興拠点」を配置し、新たな魅力を創出します。</p> <p>⑬市街化調整区域の性質を踏まえ、また交通機能の支障にならない範囲で既に整備が完了している(都)西尾張中央道や(都)名古屋津島線の整備状況に合わせて、幹線道路を活かした沿道の土地利用の方向性を検討します。</p> <p>■広域交通を活かした工業・物流機能の誘導</p> <p>⑭浸水想定区域に該当する産業集積地区では、操業環境の維持を目的に災害時に的確に行動できる行動計画の策定を促すほか、備えるべき防災に資する基盤整備をしたうえで、新たな優良企業の誘致、敷地内緑化の促進を図ります。また、地区計画等の活用により周辺環境に配慮しつつ、工場や物流施設の立地を誘導します。</p>
<p>自然や歴史的景観を保全活用した拠点づくり</p>	<p>■歴史・自然資源を活かしたまちづくり</p> <p>⑮自然や農とのふれあいや食への関心が高まっている中で、市民団体や民間企業と協働して農産物直売施設や体験農業など、都市住民との交流が促進できる施策を検討します。</p> <p>⑯安全・安心な自転車・歩行者ネットワークを形成するために、河川・水路沿いを「水のみち」として潤いある歩行空間等の創出に努めます。</p>
<p>想定される災害への対応</p>	<p>■災害発生時における防災機能強化</p> <p>⑰地区のほぼ全域が二級河川日光川の浸水想定区域に該当することから、垂直避難が可能な生涯学習センターを「東の防災拠点」として、浸水ハザード時の避難場所や防災拠点等としての機能強化を図ります。</p> <div data-bbox="1123 1823 1417 2018" style="text-align: right;">  <p>生涯学習センター</p> </div>

主要課題

まちづくり方針
<p>⑱津波による浸水が少ないとされる北西部の農地については、被災後の仮設住宅等のための建設用地確保に向け、防災協力農地としての位置づけを検討します。</p> <p>⑲市街化調整区域に広がる水田は、遊水機能を有しており、引き続き農用地として保全することでグリーンインフラとして活用します。</p>

# 神守地域



### ③神島田地域

#### ア.地域の現状

##### <概況>

神島田地域は、本市の南部に位置し、神島田小学校区で構成され、江戸時代には水郷地帯であったため、水との共生や水害との闘いという歴史的過程を歩み、明治4年(1871年)の「廃藩置県」により神島田村として、その後、昭和31年(1956年)4月に津島市へ編入した地域になります。

昭和60年(1985年)に、地域の一部を市街化区域に編入してから住宅系を基本とした土地利用が進み人口密度が高まりました。最近では、流域関連公共下水道の整備や地区計画の指定を行い、幹線道路や基幹バスを活かした地域特性を踏まえた良好な居住環境に向けたまちづくりを進めています。

また、市街化調整区域には、集落地や一団地開発地による住宅地のほか、市の活力を高める産業誘致を行う工場集積地、さらには生涯スポーツ拠点となる東公園やまとまった優良な農地等が広がっています。

地域の活動には、尾張西南部の農村部における秋の祭となる「神楽(かぐら)」は「尾張津島秋まつり」の一環であり、村の氏神(うじかみ)の祭礼として、現在でも継承されています。

公共交通としては、地域の北部に基幹バス系統(1路線)があり、これを基本に、公共施設や生活拠点を巡回するコミュニティバスが運行しているほか、隣接する愛西市との市境近辺には、JR関西線の永和駅が立地しています。

なお、本地域は415.9ハクタールのうち、市街化区域は約15%にあたる63.3ハクタール、市街化調整区域は約85%にあたる352.6ハクタールで構成されています。

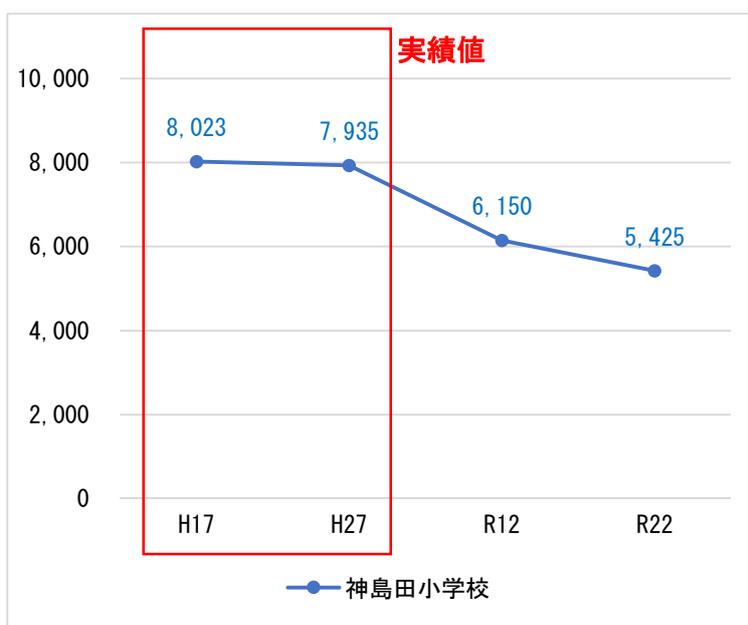
##### <人口特性>

- 神島田地域には市全体の約1割にあたる約8,000人が居住しています。
- 地域全体の人口はおおむね維持されており、過去10年間(平成17年～平成27年)で約90人減少しています。
- 年齢3区分別人口は、年少人口(15歳未満)及び生産年齢人口(15～64歳)が減少している一方、高齢者人口(65歳以上)は増加しており、少子高齢化が進んでいます。
- 将来の推計人口をみると、大きく人口が減少していくことが予測されています。
- 市街化区域人口密度は、おおむね66人/ha程度を維持していますが、市街化調整区域では一部で人口密度が増加するものの、全体的には人口減少に伴い低下傾向にあります。

【神島田地域の現況】

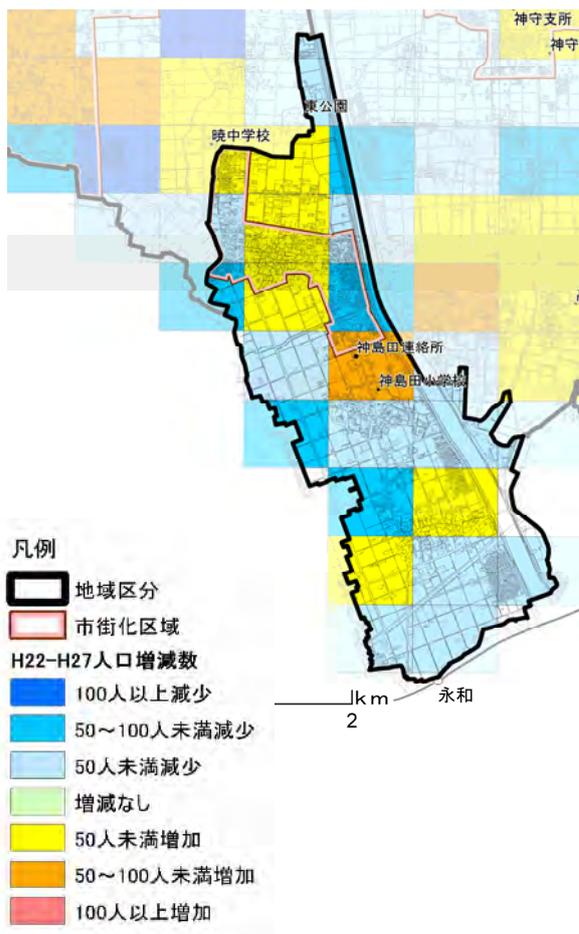
神島田地域		平成17年	平成22年	平成27年	市全体からみた神島田地域の割合(H27)
地域全体	面積(ha)	415.9	415.9	415.9	16.6%
	市街化区域面積(ha)	63.3	63.3	63.3	9.5%
	人口(人)	8,023	8,031	7,935	12.5%
	15歳未満人口(人)	1,352	1,217	1,118	14.0%
	15歳以上65歳未満人口(人)	5,207	4,956	4,603	12.3%
	65歳以上人口(人)	1,464	1,858	2,214	12.6%
	市街化区域(工業地域を除く)人口密度(人/ha)	65.7	66.6	66.0	—
	高齢化率(%)	18.2	23.1	27.9	—

(資料:国勢調査、都市計画基礎調査)

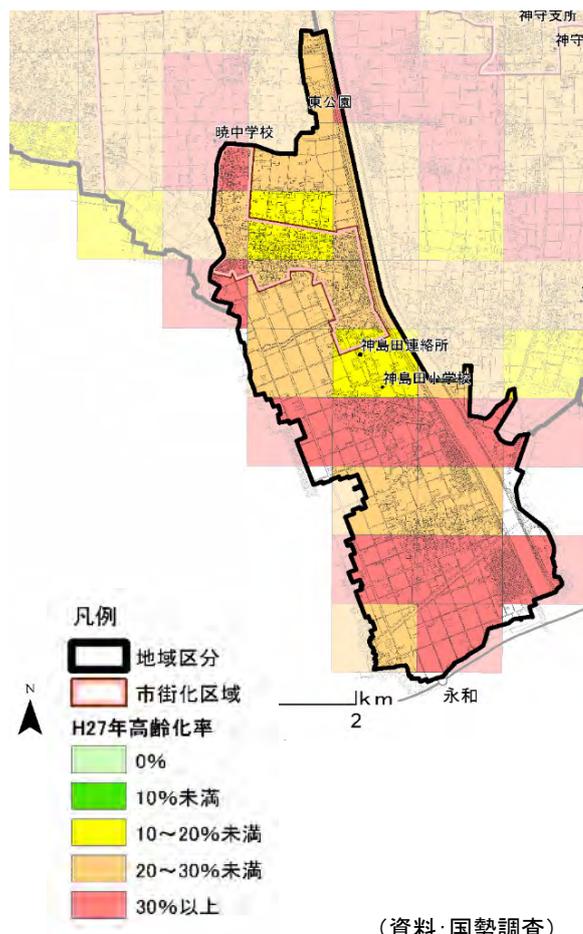


(資料:国勢調査、国立社会保障・人口問題研究将来人口推計(2018年推計))

【神島田地域小学校区別人口推移】



【ゾーン別人口増減】



(資料: 国勢調査)

【ゾーン別高齢化率】

## イ.地域の主要課題

### <市街地や集落地等における生活利便性が整う拠点づくり>

○本地域の北部に位置する市街化区域は、(都)津島七宝名古屋線といった幹線道路沿いにはスーパーマーケットや飲食店などの一定の生活利便施設が集積していますが、今後は自然減をはじめとする人口密度の低下により、これら施設が維持できなくなるといった問題が予測されます。

市街地の質と価値を高め、居住や店舗等を集約していくコンパクトで歩いて暮らせる市街地形成を図っていくことが必要です。

○現在では、市民生活を送るうえで自動車は必要不可欠な存在となっています。しかし、今後は、自動車運転免許証を返納する高齢者が増え、自家用車による移動手段に頼った郊外型住宅地は移動手段の確保が課題となります。

このため、市民にとって暮らしやすい居住環境を維持していくには、生活利便施設が集積した市街化区域と市街化調整区域の集落地などを結ぶ地域公共交通の施策の充実等を図る必要があります。

### <広域交通との近接性を活かした産業振興の拠点づくり>

○本地域の南部は、広域交通の玄関口となる蟹江ICや弥富ICに近接しており、それらを結ぶ道路として都市計画道路である(都)弥富蟹江名古屋線や(都)新開永和線など道路ネットワークが構築されており、立地ポテンシャルが高い地域です。

これらの特性を活かしつつ、高い確率で発生が予測される大規模地震や、近年頻発化する自然災害などに対する防災対策を勘案し産業集積を図っていくことが必要です。

○本地域の南部は、永和駅に隣接しており、地域生活の向上や産業振興を図るうえで鉄道駅との近接性を活かした地域住民の生活利便性を確保する取組が求められます。

### <スポーツ・レクリエーションとしての拠点づくり>

○本地域には、スポーツ施設や文化施設、緑のオープンスペースが集積する東公園が立地しています。本公園は指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活かした維持管理を行ってきており、様々なイベントやスポーツ活動の場、市民の憩いの場として利用されてきましたが、施設全体が老朽化しており、一部利用できない施設が出てきています。

今後は、施設の更新や機能集約を行っていく際、多様なスポーツへの参加の促進、さらには時代のニーズにあった運動公園となるよう、周辺自治体と運動機能を分担・連携や官民連携による公園のあり方を検討したうえで、スポーツ環境やレクリエーション活動、さらには防災機能など、様々な機能を充実させた公園整備が必要です。

○新型コロナウイルスを契機に緑とオープンスペースの重要性が再認識されている中、様々な運動機能などが集積する東公園や、広大な緑のオープンスペースを有する市民の森については、「個(ソーシャル)」や目的に応じて「場」の使い方に柔軟に対応できる環境整備が求められています。

### <自然環境の保全、有効活用>

○本地域は東側に日光川が流れ、市街化調整区域にはまとまった農地が分布する等、良好な自然環境を有しています。また、北部には本市の主要な公園の一つである東公園が立地してい

ます。こうした自然環境を保全していくとともに、市民の憩いの場や防災に資する緑地等として有効に活用していくことが求められます。

#### <想定される災害への対応>

- 本地区は南海トラフ巨大地震が発生した際、地域全域が津波により浸水することが予想されており、地区外への避難を前提とした避難場所の確保等の対策が求められます。
- 木曽川・日光川が氾濫した際、地域全体で浸水することが想定されており、河川による浸水災害に対して安全を確保するための対策が求められます。

#### ウ.地域のまちづくり目標

**豊かで美しい自然と共生し、スポーツ・レクリエーションにより  
地域交流を育みながら暮らすことができ、  
広域交通を活かして産業が発展するまち**

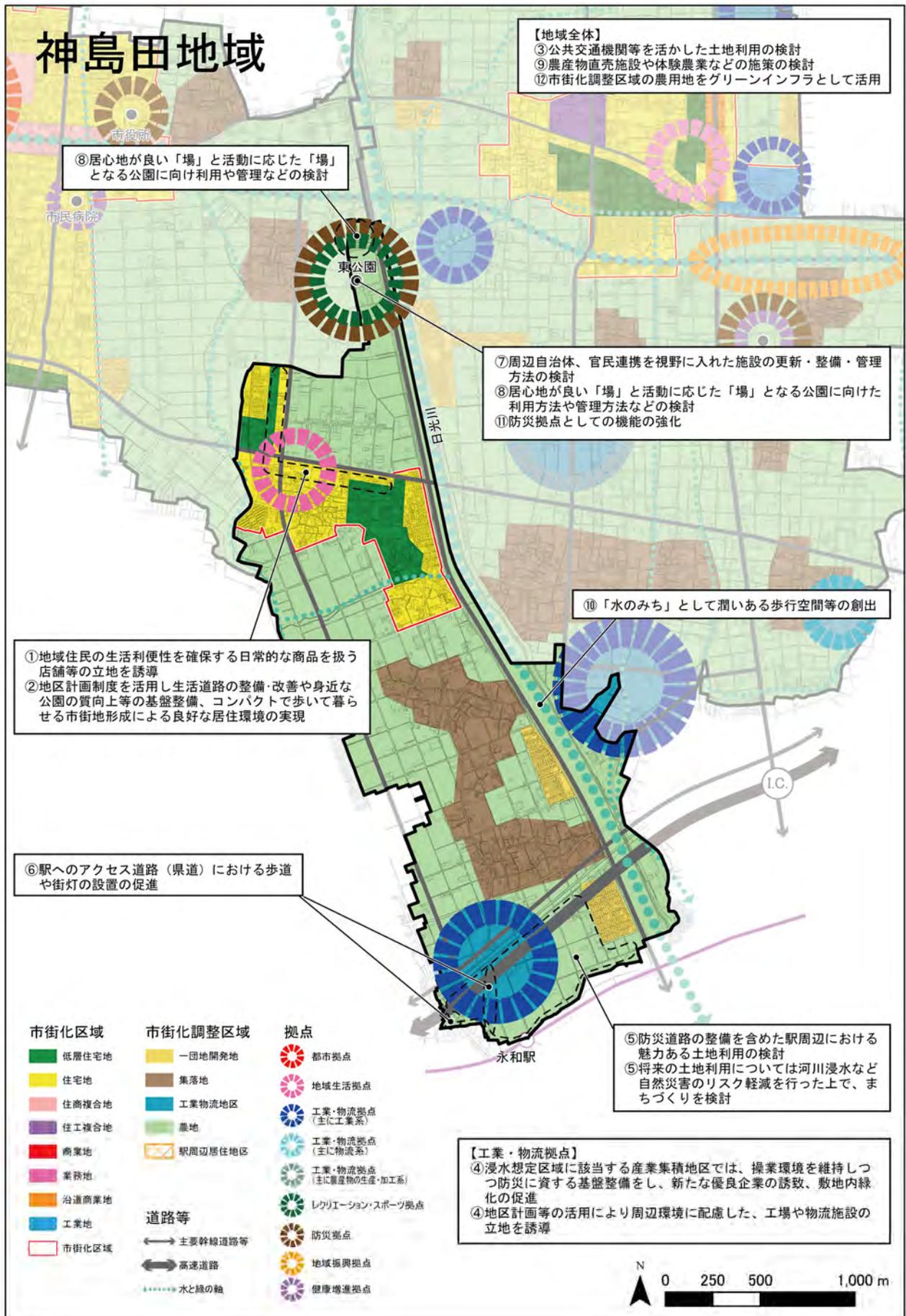
本地区では、将来にわたり暮らし続ける環境を維持していくためには、日光川や周辺の水田等をはじめとする自然環境の保全、日常的にスポーツ系レクリエーションが身近に楽しめる東公園の機能充実、さらには農地を活用した「交流機会の場」の創出など、地域の特性を活かしたまちづくりを行っていく必要があります。こうしたことから、地域住民が日々の生活で楽しく健やかに暮らすことができる環境が整い、さらには地域南部に隣接する永和駅や幹線道路など公共交通網を活かした工業・物流機能の集積等により、地域の活力が発展するまちを目指します。

## 工.地域のまちづくり方針

地域の主要課題を踏まえ、地域のまちづくりの方針を定めます。

主要課題	まちづくり方針
市街地や集落地等における生活利便性が整う拠点づくり	<p><b>■生活利便施設等の立地誘導による地域生活拠点の形成</b></p> <p>① (都)津島七宝名古屋線や(都)新開永和線の沿道に、地域住民の生活利便性を向上させるために、日常的な商品を扱う店舗等の立地を誘導することで地域生活拠点の形成を図ります。</p> <p><b>■快適な住宅地の形成</b></p> <p>②良好な居住環境の実現に向け、生活道路の整備・改善や身近な公園の質向上等の基盤整備を進めるほか、人口増加につながる施策と連携して市街地の質と価値を高め、居住や店舗等を集約していくコンパクトで歩いて暮らせる市街地形成を図ります。</p> <p>また、地域住民が都市拠点や地域生活拠点にアクセスしやすいよう道路ネットワークの整備・改善を図ります。</p> <p><b>■公共交通の利便性の向上</b></p> <p>③既存集落地内等でも、将来に渡り暮らし続けられるよう、鉄道や基幹バス、コミュニティバスなどの公共交通機関等を活かした、市街化調整区域内での土地利用を検討します。</p>
広域交通との近接性を活かした産業振興の拠点づくり	<p><b>■蟹江 IC へのアクセス性を活かした工業・物流機能の誘導</b></p> <p>④浸水想定区域に該当する産業集積地区では、操業環境の維持を目的に災害時に的確に行動できる行動計画の策定を促すほか、備えるべき防災に資する基盤整備をしたうえで、新たな優良企業の誘致、敷地内緑化の促進を図ります。また、地区計画等の活用により周辺環境に配慮しつつ、工場や物流施設の立地を誘導します。</p> <p><b>■南の玄関口を形成するための永和駅周辺における土地利用の検討</b></p> <p>⑤本市の「南の玄関口」である永和駅周辺では、魅力ある土地利用を行うため、防災道路の整備に合わせて、駅周辺の土地利用について検討します。なお、将来の土地利用については、河川浸水など自然災害のリスク軽減を行った上で、駅との近接性を活かしたまちづくりを検討していきます。</p> <p><b>■永和駅へのアクセス性向上</b></p> <p>⑥工場や近隣集落地からの交通利便性を向上させるため、駅へのアクセス道路（県道）の歩道や街灯の設置を促進します。</p>
スポーツ・レクリエーションとしての拠点づくり	<p><b>■東公園や市民の森の活用</b></p> <p>⑦東公園は、利用者や時代のニーズに対応したスポーツや健康増進に寄与する公園となるよう、官民連携を視野に入れた施設の更新・整備・管理方法を検討します。</p> <div data-bbox="1136 1809 1412 2011" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">東公園</p>

主要課題	まちづくり方針
自然環境の保全、有効活用	<p>⑧ 広大な緑のオープンスペースをもつ市民の森や様々な機能を持つ東公園について、利用者にとって居心地が良いと感じられる「場」となる環境の充実、さらには活動に応じた「場」の使い方が可能となる公園に向け、利用方法や管理方法等の検討を行います。</p> <p>■ <b>自然環境を活かしたまちづくり</b></p> <p>⑨ 自然や農とのふれあいや食への関心が高まっている中で、市民団体や民間企業と協働して農産物直売施設や体験農業など、都市住民との交流が促進できる施策を検討します。</p> <p>⑩ 安全・安心な自転車・歩行者ネットワークを形成するために、河川・水路沿いを「水のみち」として潤いある歩行空間等の創出に努めます。</p>
想定される災害への対応	<p>■ <b>東公園における防災拠点の形成</b></p> <p>⑪ 東公園は、広大なオープンスペースと日光川右岸堤防災道路からの交通アクセス性を活かし、被災状況に応じて防災拠点として利用できるよう防災機能の強化を図ります。</p> <p>⑫ 市街化調整区域に広がる水田は、遊水機能を有しており、引き続き農用地として保全することでグリーンインフラとして活用します。</p>



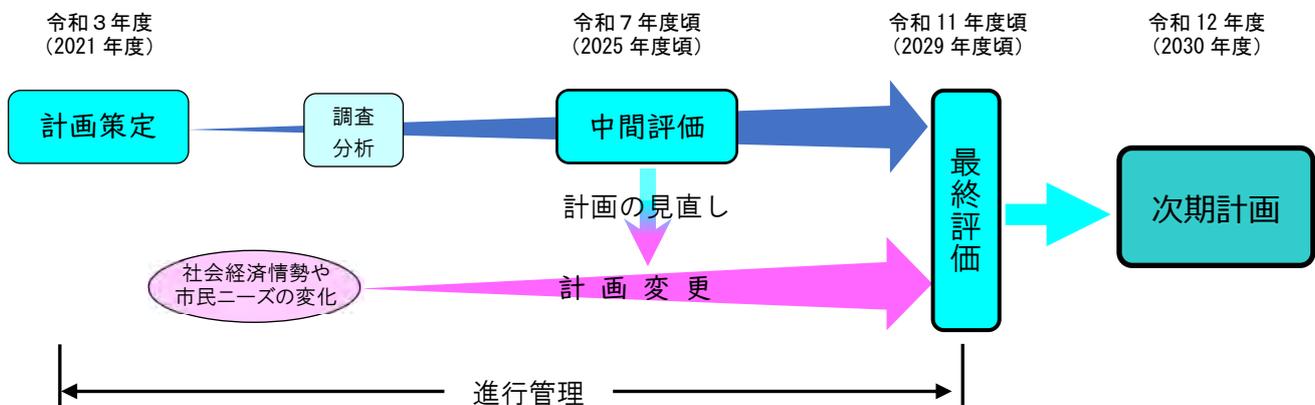
# 第6章 計画の評価と見直し

## (1) 計画の評価と見直し

本計画は、概ね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、今後の 10 年間の都市計画の基本的な方針を示すものです。

この計画期間に、本計画で定める「第4章 全体構想」と「第5章 地域別構想」を実現するには、各種施策を計画的・継続的に実施していくほか、社会経済情勢の変化によっては、本計画を構成する人口フレームや各種施策等を見直す必要があります。

こうしたことから、各種施策の進行管理や評価指標の調査・分析、適時適切な計画変更を行い、本市が目指す「都市の将来像」を実現します。



## (2) 評価指標

### ① 評価指標

評価指標設定にあたり、目指すべき都市づくりの目標の達成度を把握するため、国土交通省が示す指針（都市構造ハンドブック）を参考に以下の評価指標を設定します。なお、中間見直し検討の際には、社会経済情勢等の変化に柔軟に対応できるよう指標や目標値についても同様に検討していきます。

#### 目標1：つながり、楽しみ、交流が発展する 快適交流都市づくり

項目	評価指標	現状値	目標値 (2030年)	主な根拠や 関連計画
人口	総人口に占める若年子育て層の総数と割合	12,239人 (19.5%)	12,500人 (22.0%以上)	総合計画
	人口減少のうち社会増減	-197人	0人+α	津島の統計より算出
住環境	市街化区域内の住宅新規着工件数 (5年間)	804件	1,070件	都市基礎調査
	人口一人当たり公園整備面積	9.6m <sup>2</sup> /人	11m <sup>2</sup> /人	緑の基本計画
	徒歩圏で移動できる範囲の医療施設	30.7%	30.7% (現状維持)	国勢調査より算出
	土地の有効活用と環境整備に満足している市民の割合	10.5%	15.9%	総合計画
公共交通	総人口に対するバス停カバー圏域人口の割合	72.8%	72.8% (現状維持)	国勢調査より算出
	公共交通の利便性の向上に満足している市民の割合	15.2%	28.0%	総合計画

#### 目標2：自然、歴史、文化が織りなす 自然歴史都市づくり

項目	評価指標	現状値	目標値 (2030年)	主な根拠や 関連計画
交流	住民同士のふれあいや交流の状況が良いと感じる市民の割合	11.0%	18.6%	総合計画
歴史	郷土の歴史・文化への関心の向上に満足している市民の割合	16.0%	25.0%	総合計画
観光	年間観光客数	147万人	164万人	総合計画
魅力	魅力あるまちの形成に満足、やや満足している市民の割合	5.5%	10.8%	市民意識調査

#### 目標3：まちを支える経済産業が集積し活性化する 経済産業都市づくり

項目	評価指標	現状値	目標値 (2030年)	主な根拠や 関連計画
産業	製造品出荷額等	11,508,849万円	12,608,849万円	総合計画
商業	小売吸引力指数	1.00	1.00 (現状維持)	経済センサス
農業	認定農業者数（経営体）	31団体	33団体	総合計画
雇用	多様で安定した雇用機会の提供に満足、やや満足している市民の割合	7.9%	12.6%	市民意識調査

## 目標4：自助・共助・公助、そして市民の自立と協働による安全・安心・協働による都市づくり

項目	評価指標	現状値	目標値 (2030年)	主な根拠や 関連計画
安全	緊急輸送道路の整備・改良済み率 (市外の日光川右岸堤防道路含む)	73% (27.9km)	100% (38.5km)	担当課資料
	水災害時に避難所となる施設の 500m圏域のカバー率	76% (509.89ha)	100% (666.64ha)	地域防災計画
	津波災害時に一時避難所となる 防災公園の整備箇所数	0公園	3公園	神守中町・下町 地区計画
	空き家率	13.6%	13.6% (現状維持)	津島市空家等 対策計画
	木造住宅の耐震化率	85%	91.5%以上	津島市耐震改修 促進計画
	通学路の安全対策整備済延長	27,058m	29,267m	担当課資料
安心	災害に対する家庭内の備えが出来て いると答えた市民の割合	36.8%	63.8%	総合計画
	小学校区ごとの防災指針となる地区 防災計画の策定率(数)	0%	100% (8小学校区)	津島市国土 強靱化地域計画
	災害に強いまちの形成に満足、やや 満足している市民の割合	9.3%	19.6%	市民意識調査

※現状値や中間及び最終評価時の指標値は、直近の統計データを基に算出する。

### ②参考

「① 評価指標」以外にも、本市のシティセールスの観点から全国的な本市の総合力などについて、下記のとおり把握していきます。

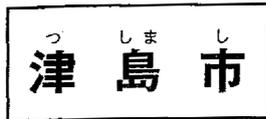
出典	項目	現状値(全812市中)	目標値
都市データパック 2020年版 東洋経済新報社	総合	492位	向上
	安心度	610位	向上
	利便度	201位	向上
	快適度	522位	向上
	富裕度	263位	向上

※赤字は平均以上、青字が平均以下を示す。

【住みよさランキング（愛知県抜粋）】

市町村	総合評価		安心度		利便度		快適度		富裕度	
	全国 (812市)	県内 (38市)								
長久手市	9	1	565	13	46	2	3	1	37	12
名古屋市	14	2	763	36	18	1	124	9	9	7
みよし市	18	3	481	8	413	9	145	12	3	2
碧南市	36	4	492	9	699	29	22	5	8	6
刈谷市	39	5	665	24	535	16	39	6	2	1
東海市	46	6	334	2	628	24	93	7	31	11
大府市	48	7	439	5	713	30	161	18	5	3
半田市	53	8	570	14	276	8	7	3	70	17
田原市	64	9	389	4	720	31	164	19	12	8
安城市	70	10	629	19	465	12	157	17	6	4
日進市	71	11	377	3	608	21	203	24	28	10
豊田市	108	12	527	11	750	34	280	27	7	5
豊明市	113	13	211	1	652	26	259	26	151	24
西尾市	186	14	520	10	746	33	112	8	68	16
犬山市	202	15	451	6	629	25	133	10	161	26
常滑市	213	16	696	27	140	3	154	16	159	25
豊川市	228	17	585	16	659	27	4	2	191	28
岡崎市	245	18	707	29	513	14	136	11	66	15
豊橋市	249	19	717	30	563	18	14	4	105	19
小牧市	256	20	800	38	223	6	200	23	15	9
稲沢市	264	21	544	12	244	7	388	30	162	27
高浜市	269	22	626	18	744	32	193	22	48	14
知立市	291	23	736	33	571	19	167	20	45	13
蒲郡市	303	24	741	34	198	4	183	21	138	22
知多市	368	25	461	7	783	35	149	13	231	30
尾張旭市	416	26	578	15	619	22	257	25	204	29
春日井市	443	27	727	32	578	20	152	14	143	23
北名古屋市	473	28	721	31	493	13	330	28	121	21
津島市	492	29	610	17	201	5	522	34	263	33
清須市	514	30	637	21	559	17	542	35	92	18
一宮市	532	31	754	35	432	11	153	15	251	31
岩倉市	587	32	673	26	429	10	433	32	262	32
江南市	606	33	670	25	534	15	397	31	272	34
瀬戸市	632	34	648	22	674	28	380	29	276	35
弥富市	640	35	702	28	627	23	582	38	110	20
愛西市	758	36	630	20	803	37	452	33	361	38
新城市	781	37	660	23	805	38	548	36	324	36
あま市	803	38	787	37	799	36	560	37	352	37

資料：都市データパック 2020年版（東洋経済新報社）より



**【市役所】**496-8686 津島市立込町2-21 電話:0567-24-1111  
**【市長】**日比 一昭[ひび かずあき](1953.3.30生 男) 就任2回(初回:2014.4)任期:2022.4  
 経歴:会社社長 最終学歴:東京理科大学76年卒  
**【議会】**議員定数18名 **【発足】**1947年 3月 1日

**住みよさランキング:総合 492位(49.35)** (安心度 610位 利便度 201位 快適度 522位 富裕度 263位)  
**財政健全度:総合 222位(52.09)** (収支 311位 弾力性 261位 財政力 273位 財政基盤 355位 将来負担 201位)  
**全市区町村順位:人口 444位 面積 1503位 財政力指数 346位 農業 1185位 工業 553位 所得 378位**

**【特色】**濃尾平野の西部に位置。古くは津島神社の門前町として、また港町として栄え、その後は毛織物で発展。現在は自動車向けのダイカスト金型や部品を設計・製造する企業が集積。名古屋市への通勤・通学比率は2割を超え、ベッドタウンの性格も強い。津島神社は全国に3000以上ある津島神社の総本社で、尾張津島天王祭はユネスコ無形文化遺産に登録。

データ	順位	データ	順位	データ	順位
<b>【面積・気象(平年値)】</b>					
面積	25.09km <sup>2</sup> 728	<b>【財政・行政】</b>		<b>【所得・住宅・自動車】</b>	
可住地面積	25.09km <sup>2</sup> 706	歳出総額	196.5億円 613	納税義務者1人当たり所得	315.3万円 266
年平均気温	15.6℃ 273	同 1人当たり	31.3万円 725	住宅に住む一般世帯数	23,322世帯 444
月平均最高気温	32.8℃ 72	地方税収額	87.2億円 408	うち一戸建に住む世帯	16,084世帯 457
月平均最低気温	0.6℃ 519	同 増減率(前年比)	0.0% 480	うち共同住宅に住む世帯	6,463世帯 398
年間降水量	1,543mm 363	同 1人当たり	13.9万円 352	持家世帯比率	73.6% 356
日照時間	2,045時間 121	經常収支比率	92.5% 361	1住宅当たり延べ床面積	112.77㎡ 314
<b>【人口・世帯】</b>					
人口	62,734人 444	実質公債費比率	5.0% 220	空き家率	13.6% 441
人口:男	30,973人 440	将来負担比率	31.3% 403	通勤時間(持家世帯)	33.5分 203
人口:女	31,761人 447	財政力指数	0.77 251	住宅地平均地価(㎡)	6.31万円 223
人口増減率(3年前比)	▲2.09% 435	自主財源比率	53.0% 220	商業地平均地価(㎡)	9.18万円 267
出生者数	375人 488	交付税依存度	10.9% 547	世帯当たり乗用車保有台数	1.46台 296
死亡者数	656人 514	地方債残高	162.4億円 666	<b>【医療・福祉・環境・安全】</b>	
自然増減率(3年前比)	▲1.37% 400	同 1人当たり	25.9万円 673	病院数	4施設 437
転入者数	2,314人 432	職員数	1,019人 237	一般診療所数	54施設 369
転出者数	2,498人 410	ラスバイレス指数	94.6 773	1万人当たり病床数	148.5床 316
社会増減率(3年前比)	▲0.72% 464	<b>【事業所】</b>		1万人当たり医師数	24.0人 217
世帯数	26,261世帯 452	事業所数(民営)	2,779 412	介護老人施設定員数	748人 281
世帯増減率(3年前比)	1.97% 400	従業者数(民営)	27,673人 377	介護保険料	5,600円 317
1世帯当たり人員	2.39人 263	従業者100人以上事業所数	31 358	平均寿命・男	81.3歳 153
外国人人口	1,361人 314	会社企業数	812社 383	平均寿命・女	86.8歳 481
年少人口比率	11.41% 520	事業所数(公務)	18 589	汚水処理人口普及率	76.7% 594
生産年齢人口比率	59.95% 233	従業者数(公務)	947人 361	水道料金(1ヵ月)	3,421円 328
老年人口比率	28.64% 483	<b>【産業】</b>		下水道使用料(1ヵ月)	3,405円 391
後期高齢者比率	14.52% 457	(農業)		1人当たり都市公園面積	4.7㎡ 660
人口密度	2,500.4人/㎢ 167	農業産出額	11.8億円 654	千人当たり刑法犯認知件数	8.38件 748
可住地人口密度	2,500.4人/㎢ 199	(製造業)		千人当たり交通事故件数	4.33件 671
合計特殊出生率	1.38 530	製造業事業所数	155 302	<b>【子育て関連】</b>	
平均年齢	46.7歳 477	製造業従業者数	4,375人 439	・子ども医療費助成	
労働力人口	32,089人 435	製造品出荷額等	1,096.6億円 476	(通院)18歳年度末まで 所得制限あり	
就業人口比率:1次産業	1.7% 593	粗付加価値額	439.7億円 466	(入院)18歳年度末まで 所得制限あり	
同:2次産業	28.8% 280	(商業)		・保育所等の状況	
同:3次産業	64.5% 391	卸売業年間販売額	602.6億円 377	施設数:12 利用児童数:1,140人(待機児童数:0人)	
女性労働力率	51.0% 298	小売業事業所数	480 401	・学校数、児童・生徒数	
完全失業率	3.4% 655	うち飲食料品小売事業所数	119 501	幼稚園:5(352人)、小学校:8(3,020人)、中学校:4(1,674人)、高等学校:3(2,624人)	
<b>【国勢調査・将来推計人口】</b>					
国勢調査(1985年)	58,735人	小売業従業者数	3,654人 384	<b>【通勤・通学】</b>	
同(95年)	63,723人	小売業年間販売額	718.9億円 382	昼間人口	59,966人 438
同(2005年)	65,547人	同 1人当たり販売額	112.2万円 186	昼夜間人口比率	94.54% 521
同(15年)	63,431人	小売業売場面積	83,359㎡ 383	当地に常住:34,384人 通勤・通学先:自市 38.6% 名古屋市 22.3% 愛西市 7.0%	
将来推計人口(25年)	58,043人	大規模小売店店舗面積	71,192㎡ 369	当地に通勤・通学:30,976人 常住地:自市 42.9% 愛西市 13.2% あま市 7.6%	
同(35年)	51,392人	(建設)			
同(45年)	44,944人	建築物着工床面積	68,353㎡ 421		
		新設住宅着工戸数	264戸 522		
		新設住宅着工床面積	29,323㎡ 479		

愛知県

# 用語集

頭文字	用語	読み仮名	解説
あ	I C T	あい・しー・ていー	Information and Communications Technology の略。情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称のこと。
	アイデンティティ	あいでんていてい	環境や時間の経過にかかわらず、変化しない固有（連続）のもの。
	アクセス道路	あくせすどうろ	目的地や目的施設へ接続する道路のこと。
	アクティビティ	あくていびてい	ある目的のために活動や参加すること。
	新しい生活様式	あたらしいせいかつようしき	新型コロナウイルス感染症を契機に提案された、感染症拡大防止のための行動指針のこと。主に人と間隔距離の確保やマスクの着用などが行動で挙げられる。
い	一団地開発地	いちだんちかいはつち	市街化調整区域において、一団に開発・整備された区域のこと。主に住宅団地などをさす。
	一時避難場所	いっときひなんばしょ	災害が発生した直後、一時的に身の安全を守るために避難する場所のこと。
う	雨水貯留施設	うすいちよりゅうしせつ	大雨時に河川の洪水を防止することを目的に、雨水を一時的に農地などに貯留したうえで、河川へ排水する施設のこと。（遊水機能）
	運動公園	うんどうこうえん	都市に生活する住民が主に運動することを目的にした公園のこと。
え	駅前広場	えきまえひろば	鉄道と他の交通手段との乗換や中継として利用される施設に併設される広場のこと。
お	オープンスペース	おーぶんすぺーす	都市における公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空地部分などの建築物に覆われていない空間のこと。
	汚水処理構想	おすいしりこうそう	海域や河川の水質改善を目的に、下水道等の汚水処理施設を整備する構想計画を定めたもの。
か	街区公園	がいくこうえん	街区内に居住する住民が主に日常生活を送るなかで、身近に利用することを目的にした公園のこと。なお1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	海拔ゼロメートル地帯	かいばつぜろめーとるちたい	地表標高が河川や海面と同じ、またはそれよりも低い位置にある地域のこと。
	河川流域	かせんりゅういき	特定の河川に排水する範囲のこと。集水域ともいう。
	幹線道路	かんせんどうろ	道路網の骨格を形成する道路のこと。

頭文字	用語	読み仮名	解説
か	官民連携	かんみんれんけい	行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かし、時代に沿った最適な公共サービスの提供を目的に、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。
き	基幹バス	きかんばす	都市間を跨ぐ路線バスのこと。
	既存集落地	きぞんしゅうらくち	都市計画決定以前において、市街化調整区域に農業を営む住宅など、相当数の家屋が連なり、独立して一体的な日常生活圏を構成している集落のこと。
	既存ストック	きぞんすとっく	道路や橋、さらには公共施設など、これまでに整備された施設の総称のこと。
	狭あい道路	きょうあいどうろ	道路の幅が4mを満たしていない道路のこと。
	供給処理施設	きょうきゅうしよりしせつ	都市計画法第11条に掲げる都市施設のうち、配水場、火葬場、ごみ焼却場、汚物処理場などの施設のこと。
	緊急輸送道路	きんきゅうゆそうどうろ	災害発生直後から緊急輸送を円滑に行うため、高速道路や国道及び防災活動を行う拠点に連絡する道路のこと。
	近隣商業地域	きんりんしょうぎょうちいき	都市計画法で定める用途地域の一つで、住民に日用品の販売等を行うことを目的に、住宅地に近接する商業地のこと。
く	グリーンインフラ	ぐりーんいんぷら	コンクリート製品などの二次製品を使わずに、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。
け	計画降雨	けいかくこうう	河川整備として、超えることがあってはならない降雨のこと。 なお、この規模の雨が降っても氾濫が発生しないように河川の治水が進められる。
こ	広域幹線道路	こういきかんせんどうろ	高速道路や国道などで構成され、主に県域を超える移動を目的にした広域的な道路ネットワークのこと。
	広域交通体系	こういきこうつうたいけい	高速道路等や鉄道により構成される交通体系（網）のこと。
	郊外型住宅地	こうがいがたじゅうたくち	中心市街地から外れた住宅地のこと。
	公共空間	こうきょうくうかん	公園など一般に開放され公共性の高い空間のこと。 パブリックスペースともいう。
	公共下水道	こうきょうげすいどう	市町村単位で行う下水道事業のこと。

頭文字	用語	読み仮名	解説
こ	公共公益施設	こうきょうこうえきしせつ	道路や公園などの公共施設のほか、国や地方公共団体が設置する施設や学校教育法に規定された小中学校、社会福祉法に規定された福祉施設などのこと。
	公共交通結節点	こうきょうこうつうけっせつてん	鉄道やバスなどの公共交通機関の乗換が可能な広場を有する駅のこと。
	公共交通網	こうきょうこうつうもう	鉄道やバスなど、運賃を払うことにより不特定の人が利用できる交通体系のこと。
	交通軸	こうつうじく	自動車や鉄道、バスなど様々な交通手段の通り道のこと。
	交通広場	こうつうひろば	道路と鉄道などに接して設けられる広場で、一般に駅前広場ともいう。
	公的不動産 (PRE)	こうてきふどうさん (びー・あーる・いー)	国や地方公共団体が所有している不動産のこと。
	高度情報社会	こうどじょうほうしゃかい	情報などの諸資源を中心に機能する社会のこと。
	国勢調査	こくせいちょうさ	5年ごとに国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする国の調査のこと。
	コミュニティバス	こみゆにていばす	地域住民の移動手段を確保するために地方公共団体等が運行するバスのこと。
	コミュニティ・プラント	こみゆにてい・ぷらんと	住宅団地など、比較的小規模な区域単位で行う「し尿処理施設」のこと。
コンパクトシティ	こんぱくとしてい	医療、福祉施設、商業施設、公共施設等の都市機能と居住機能を一定地域に集中させ、生活利便性の向上や行政サービスの効率化を目指す都市のこと。	
さ	サードプレイス	さーどぷれいす	自宅でも職場でもない、第3の心地よい居場所のこと。
	財政力指数	ざいせいりょくしすう	地方公共団体の概ね3年間の財政力を示す指数のこと。
	在宅勤務	ざいたくきんむ	自宅で仕事をする勤務形態のこと。テレワークの一種。
	サテライトオフィス	さてらいとおふいす	企業や団体の本社・支社から離れた場所に設置されたオフィスのこと。

頭文字	用語	読み仮名	解説
し	市街化区域	しがいかくいき	都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地が形成されている区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域こと。
	市街化調整区域	しがいかちょうせいいくいき	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。
	市街地整備	しがいちせいび	市街地内で道路や公園のほか、区画整理などの整備事業の総称のこと。
	資源循環型社会	しげんじゅんかんがたしゃかい	天然資源の採取をできる限り減らすほか、利用後、廃棄される資源を最小限に抑え、また再生利用を行っていく社会のこと。
	自主防災会 (組織)	じしゅぼうさいかい (そしき)	地域の方が、消火、救出、救護などの活動に取り組み、被害を最小限に留めるようお互いに協力し、助ける組織のこと。
	事前復興 まちづくり	じぜんふっこうまちづくり	住民が自分たちの住むまちの災害リスクを知り、予め被災後のまちづくりについて考えることにより、まちの防災性を向上させる取組のこと。
	指定管理者制度	していかんりしゃせいど	既存の公共施設を民間のノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的に、民間事業者等によって施設管理を行うことができる制度のこと。
	児童遊園	じどうゆうえん	児童福祉法に規定されている児童の安全かつ健全な遊び場所を提供する屋外型の施設のこと。
	集約型都市構造	しゅうやくがたとしこうぞう	都市の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市のこと。
	主要幹線道路	しゅようかんせんどうろ	県域の骨格を形成し、県内の通過交通や県内各都市間交通など比較的移動の長い交通を分担する道路のこと。
準工業地域	じゅんこうぎょうちいき	都市計画法で定める用途地域の一つで、主に環境の悪化が少ないとされる工場などの立地を目的にした地域のこと。	
新型コロナウイルス感染症	しんがたころなういрусかんせんしょう	国際正式名称「COVID-19」として西暦2020年に世界規模で感染拡大した伝染病のこと。	

頭文字	用語	読み仮名	解説
す	垂直避難	すいちよくひなん	水害等の災害発生時に、今いる建物や目の前にある建物において、なるべく高層階へ移動する避難方法のこと。また、今いる危険な場所から可能な限り遠くにある安全な場所へ向かう避難方法のことを水平避難という。
せ	生活利便施設	せいかつりべんしせつ	市民の日常生活を支える上で必要な施設で、郵便局や銀行のほか、コンビニや食品スーパー等の施設のこと。
	生産緑地	せいさんりよくち	都市部にある農地を計画的に保全することを目的に、生産緑地法に基づき指定される市街化区域内の農地のこと。
	節水型社会	せつすいがたしゃかい	節水意識の高まりにより、家庭で使うトイレや洗濯機などの節水機器の普及や工業用水の再利用化により限りある水資源を節約していく社会のこと。
そ	想定浸水深	そうていしんすいしん	河川などの氾濫により浸水が想定される区域の浸水深さのこと。
た	ターミナル駅	たーみなるえき	多くの鉄道路線が交錯し、バス、タクシーも発着する大規模な人が利用する乗換駅のこと。
	ダウンサイジング化	だうんさいじんぐか	需要や供給に応じて、適切規模まで施設能力を小さくすること。
ち	地域コミュニティ	ちいきこみゆにてい	住んでいる地域や学校、職場、あるいは思想、価値観や趣味、利害関係など、共有する要素のもとに集まるグループ単位のこと。
	地区幹線道路	ちくかんせんどうろ	市町村の骨格を形成し、市域の移動や交通発生源を円滑に結び市域の交通需要に対応する道路のこと。
	地区計画	ちくけいかく	都市計画法に基づく制度で、町内単位での特性に応じ、建物の用途や色彩などの地区のルールを定めた計画のこと。
	沖積層	ちゅうせきそう	かつて河川や海などがあった地形で、主に砂や泥などで構成される地層のこと。
て	低未利用地	ていみりようち	適正な利用が図られるべき土地であるにも関わらず、長期間に渡り利用されていない土地のこと。
	デジタルサイネージ	でじたるさいねーじ	デジタル技術と情報通信技術を活用し、ディスプレイなどに映像や文字を表示する情報・広告媒体のこと。
	テレワーク	てれわーく	パソコンや情報通信技術を介し、時間や場所の制約を受けずに柔軟に働く形態のこと。「tele=離れた所」と「work=働く」をあわせた造語をさす。

頭文字	用語	読み仮名	解説
と	都市幹線道路	としかんせんとどう	通勤や買い物などの日常生活を単位とした区域の骨格を形成し、都市間の移動を円滑に行う道路のこと。
	都市基幹公園	としかんこうえん	都市公園のうち、都市の全体像を形成する大規模な公園で総合公園と運動公園によって構成される。
	都市機能	としかのう	都市の生活を営むうえで必要な機能のこと。主に店舗や病院のほか、市役所や公園などの公共施設で構成される。
	都市基盤施設	としかばんしせつ	生活や産業など都市活動を行うために必要な基盤のこと。主に道路、鉄道、河川、上下水道、公園・緑地などの公共施設をさす。
	都市計画道路	としけいかくどうろ	都市の発展において土地利用からなる将来像を基に、必要に応じて配置された計画道路のこと。
	都市計画法	としけいかくほう	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的に、土地利用に関する規制や施設整備（道路、公園等）、計画的な市街地開発等の基本的なあり方を定めた法律のこと。
	都市計画マスタープラン	としけいかくますたーぷらん	都市の将来像や土地利用を明らかにするとともに、まちづくりの方針を定める計画のこと。（津島市都市計画マスタープラン）
	都市的低未利用地	としきていみりようち	低未利用地のうち特に市街地において、土地の利用として建物が建っていないなど、周辺の土地利用と比較して著しく劣っている使われ方をしている土地のこと。
	都市農地	としのうち	都市の中で都市と調和しつつ存在する農地のこと。
	トラフィック機能	とらふいっくきのう	道路が有する交通処理機能のうち、自動車等を円滑に通行させる機能のこと。
	どんぐり広場	どんぐりひろば	幼児のための小さな遊び場となる広場のこと。
な	南海トラフ巨大地震	なんかいとらふきよだいじしん	日本列島のうち、静岡県伊豆半島からフィリピン海付近までである列島プレートを震源域と考えられている巨大地震のこと。
の	農用地区域	のうようちくいき	農業振興地域の整備に関する法律に基づき農業振興地域内において、今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域のこと。

頭文字	用語	読み仮名	解説
は	パーク&バスライド	ぱーく・あんど・ばすらいど	鉄道駅やバス停まで自動車で行き、周辺の駐車施設に駐車してバスに乗り換えて目的地に向かう移動方法のこと。
	Park-PFI	ぱーく・ぴー・えふ・あい	平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた制度のこと。主に公園利用者の利便の向上を目的に、民間企業によって飲食店などの施設を設置し、当該施設から得られる収益の一部を公園の整備・改修費に充てる。
ふ	風致地区	ふうちちく	守り受け継がれてきた自然の美しさを保つ目的で、緑化の推進のほか樹木の伐採や造成などを制限する地区のこと。主に、社寺、水辺など歴史的な背景がある地区が該当する。
	ふれあいバス	ふれあいばす	津島市が運営する市内の主要な公共施設や病院、鉄道駅などを巡回するバスのこと。
	文化財保存活用地域計画制度	ぶんかざいほぞんかつようちいきけいかくせいど	文化財の確実な継承を目的に、地域における文化財の総合的な保存・活用を定める計画のこと。
ほ	防火地域・準防火地域	ほうかちいき・じゅんほうかちいき	市街地で発生した火災が大規模火災への発展を防止する事を目的に、建物の材質を燃えにくい材質へする事を指定した地域のこと。
	防災協力農地	ほうさいきょうりよくのうち	農地所有者の協力のもと、災害時に農地を避難空間や災害復旧資材置き場、仮設住宅用地などに利用できるようあらかじめ登録された農地のこと。
	防災公園	ほうさいこうえん	災害時に避難地や防災活動拠点等として機能する公園のこと。
	補助幹線道路	ほじょかんせんどうろ	市街地において区画街路の交通を集め、地区幹線道路などに誘導するための道路のこと。
	保存樹木	ほぞんじゅもく	津島市みどりのふるさとをつくる条例に基づき、良好な自然環境の確保又は美観、風致を維持することを目的に指定した樹木のこと。
む	無電柱化	むでんちゅうか	電線や通信線などを地中や表通りから見えないように配線することで、道路から電柱を無くすこと。
	無料公衆無線 LAN	むりょうこうしゅうむせんらん	一定時間の制限化において無料でインターネットへの接続を提供するサービスのこと。
ゆ	遊水機能	ゆうすいきのう	大雨時に河川の洪水防止を目的に、一時的に雨水を貯留してから排水させる調節機能のこと。

頭文字	用語	読み仮名	解説
ゆ	ユネスコ 無形文化遺産	ゆねすこむけいぶんか いさん	国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）が国の枠組みを超えた地球規模で、無形文化遺産の衰退や消滅などの危機から保護するために登録した文化財のこと。
よ	用途地域	ようとちいき	都市計画法に基づき、住宅地や工業地などを混在させない良好な市街地の実現を目的に、建物などの用途や種類に応じ 13 種類に細かく定めた制度のこと。
ら	ライフスタイル	らいふすたいる	人が生活する日常様式のこと。
り	立地適正化計画	りっちてきせいかけい かく	居住や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導などに関する事項を位置づけ、コンパクトなまちづくりを進めるための計画のこと。（津島市立地適正化計画）
	立地ポテンシャル	りっちぼてんしゃる	特定の施設を立地する際、持続的な運営可能性を調査するため、道路などの整備状況や生活する人の密度などを考慮すること。
	リニア中央新幹線	りにあちゅうおうしん かんせん	車両を電気モーターと磁石の作用（リニアモーター）によって浮かせて時速 500km で移動する新たな新幹線のこと。完成すると名古屋～東京間が約 40 分、名古屋～大阪間が約 27 分で移動が可能となる。
	流域関連 公共下水道	りゅういきかんれんこ うきょうげすいどう	県が主体となり、河川流域の特性に応じた自治体と共同して運営される下水道事業のこと。
れ	歴史的風致	れきしてきふうち	歴史的建造物と周辺の祭事などの活動とが一体となって形成してきた良好な市街地環境のこと。
ろ	ロードサイド型 商業施設	ろーどさいどがたしよ うぎょうしせつ	幹線道路等に面する地区における自動車交通の利便や地域住民の生活利便に供する商業施設のこと。
わ	ワークライフ バランス	わーくらいふばらんす	仕事と生活のバランスがとれた状態のこと。仕事もプライベートもどちらも充実させる働き方・生き方のこと。

# 参考資料

## 津島市都市計画マスタープラン 策定経緯

### ■策定委員会

回数	日付	主な内容
第1回	R1.10.31	津島市都市計画マスタープラン等の策定について、次期津島市都市計画マスタープランについて
第2回	R2. 2. 4	現状と課題の整理及び都市づくりの方針について、将来都市構造について
第3回	R2.10.30	地域別構想（案）について
第4回	R3. 2. 2	都市づくりの目標について
第5回	R3. 5.24	津島市都市計画マスタープラン（素案）について、
第6回	R3. 9.29	パブリックコメント結果について

### ■庁内検討委員会

回数	日付
第1回	R1. 9.19
第2回	R1.11.12
第3回	R1.12.17
第4回	R2. 2.14
第5回	R2. 9.30
第6回	R3. 1.18

### ■その他

名称	日付
パブリックコメント （市民意見募集）	R3.7.9～R3.8.10
都市計画審議会	R1.7.18
	R2.7.8
	R3.7.6
	R3.11.9
津島市議会 （報告）	R3.6.14
	R3.9.15

## 津島市都市計画マスタープラン等策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 津島市都市計画マスタープラン等を策定するため、津島市都市計画マスタープラン等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において、津島市都市計画マスタープラン等とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づき市が策定する計画及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条の2の規定に基づき市が策定する計画及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づき市が策定する計画をいう。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係団体の代表者若しくは関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、専門事項の検討等のため必要があると認めるときは、当該専門事項に係る関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

5 委員会の議事及び会議録は原則として公開とする。

### (オブザーバー)

第6条 委員会には、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、策定委員会の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

3 オブザーバーに事故があるときは、その職務を代理する者が委員会の会議に加わることができる。

(幹事会)

第7条 委員会に、本計画の素案を検討するため幹事会（庁内検討委員会）を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる課に属する職員から課長の推薦する者をもって組織する。

3 幹事会は、建設産業部都市計画課長が招集し、その会議の議長となる。

4 建設産業部都市計画課長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の経過及び結果を委員長に報告する。

5 幹事会は、計画の検討等のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

6 幹事会の運営に必要な事項は、建設産業部都市計画課長が委員長の同意を得て定める。  
(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設産業部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第7条関係）

役職	構成員
議長	都市計画課
委員	企画政策課
委員	危機管理課
委員	シティプロモーション課
委員	財政課
委員	生活環境課
委員	福祉課
委員	高齢介護課
委員	子育て支援課
委員	都市整備課
委員	産業振興課
委員	工務課
委員	学校教育課
委員	社会教育課

津島市都市計画マスタープラン等策定委員会 名簿

第3条関係（令和元年度）

名称	氏名	所属	区分
委員長	松本 幸正	名城大学理工学部 社会基盤デザイン工学科 教授	学識経験者 (1号委員)
副委員長	鶴田 佳子	岐阜工業高等専門学校 建築学科 教授	学識経験者 (1号委員)
委員	加藤 則之	津島市議会議員	市議会 (2号委員)
委員	森口 達也	津島市議会議員	市議会 (2号委員)
委員	浅田 英宣	津島商工会議所専務理事	関係団体 (3号委員)
委員	浅井 彦治	社会福祉法人 津島市社会福祉協議会会長	関係団体 (3号委員)
委員	成瀬 友晃	名古屋鉄道株式会社 鉄道事業本部計画部計画課長	関係団体 (3号委員)
委員	村上 明隆	独立行政法人都市再生機構 都市再生業務部市街地整備第2課長	関係団体 (3号委員)
委員	杉山 尚美	市民代表	(4号委員)
委員	國分 哲也	市民代表	(4号委員)

第6条関係（令和元年度）

名称	氏名	所属	区分
オブザーバー	片山 貴視	愛知県都市整備局都市基盤部 都市計画課長	関係行政団体
	小嶋 幸則	愛知県都市整備局都市基盤部 公園緑地課長	関係行政団体
	佐田 信一郎	愛知県海部建設事務所 企画調整監	関係行政団体

## 津島市都市計画マスタープラン等策定委員会 名簿

## 第3条関係（令和2年度）

名称	氏名	所属	区分
委員長	松本 幸正	名城大学理工学部 社会基盤デザイン工学科 教授	学識経験者 (1号委員)
副委員長	鶴田 佳子	岐阜工業高等専門学校 建築学科 教授	学識経験者 (1号委員)
委員	伊藤 久夫	津島市議会議員	市議会 (2号委員)
委員	長屋 大和	津島市議会議員	市議会 (2号委員)
委員	浅田 英宣	津島商工会議所専務理事	関係団体 (3号委員)
委員	浅井 彦治	社会福祉法人 津島市社会福祉協議会会長	関係団体 (3号委員)
委員	成瀬 友晃	名古屋鉄道株式会社 鉄道事業本部計画部計画課長	関係団体 (3号委員)
委員	松原 弘明	独立行政法人都市再生機構 都市再生業務部市街地整備第2課長	関係団体 (3号委員)
委員	杉山 尚美	市民代表	(4号委員)
委員	國分 哲也	市民代表	(4号委員)

## 第6条関係（令和2年度）

名称	氏名	所属	区分
オブザーバー	齊藤 保則	愛知県都市整備局都市基盤部 都市計画課長	関係行政団体
	小嶋 幸則	愛知県都市整備局都市基盤部 公園緑地課長	関係行政団体
	今泉 明久	愛知県海部建設事務所 企画調整監	関係行政団体

津島市都市計画マスタープラン等策定委員会 名簿

第3条関係（令和3年度）

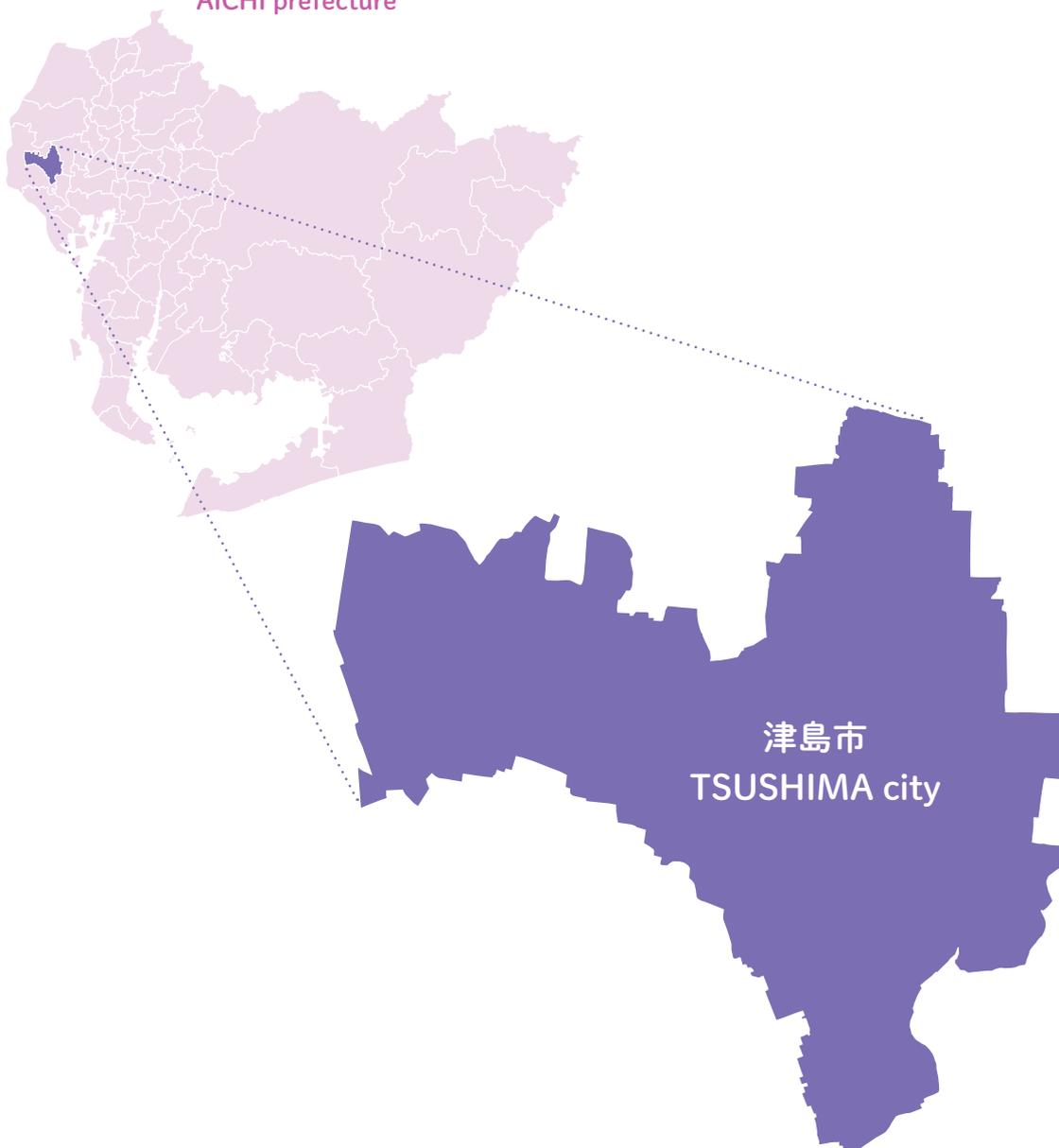
名称	氏名	所属	区分
委員長	松本 幸正	名城大学理工学部 社会基盤デザイン工学科 教授	学識経験者 (1号委員)
副委員長	鶴田 佳子	岐阜工業高等専門学校 建築学科 教授	学識経験者 (1号委員)
委員	伊藤 久夫	津島市議会議員	市議会 (2号委員)
委員	長屋 大和	津島市議会議員	市議会 (2号委員)
委員	浅田 英宣	津島商工会議所専務理事	関係団体 (3号委員)
委員	浅井 彦治	社会福祉法人 津島市社会福祉協議会会長	関係団体 (3号委員)
委員	成瀬 友晃	名古屋鉄道株式会社 鉄道事業本部計画部計画課長	関係団体 (3号委員)
委員	松原 弘明	独立行政法人都市再生機構 都市再生業務部まちづくり支援室 まちづくり支援課長	関係団体 (3号委員)
委員	杉山 尚美	市民代表	(4号委員)
委員	國分 哲也	市民代表	(4号委員)

第6条関係（令和3年度）

名称	氏名	所属	区分
オブザーバー	小井手 秀人	愛知県都市・交通局都市基盤部 都市計画課長	関係行政団体
	稲吉 豊治	愛知県都市・交通局都市基盤部 公園緑地課長	関係行政団体
	今泉 明久	愛知県海部建設事務所 企画調整監	関係行政団体



愛知県  
AICHI prefecture



津島市  
TSUSHIMA city

## 津島市 都市計画マスタープラン



津島市建設産業部都市計画課  
〒496-8686 津島市立込町2丁目21番地

電話番号 0567 -24 -1111 (代表)

FAX 0567 -24 -9010

電子メールアドレス [toshikeikaku@city.tsushima.lg.jp](mailto:toshikeikaku@city.tsushima.lg.jp)